官報 号外

昭和二十六年六月三日

○第十回国会 衆議院会議録第四十六号

昭和二十六年六月二日（土曜日）

議事日程　第四十五号

午後一時開議

第一　電気料金の合理化に関する決議案（三木武夫君外百二十七名提出）

（委員会審査省略要求事件）

第二　退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議案（三宅正一君外三名提出）

（委員会審査省略要求事件）

第三　国民金融公庫拡充強化に関する決議案（豊瀬三郎君外二十四名提出）

（委員会審査省略要求事件）

第四　領土問題に関する決議案（植原悦二郎君外十八名提出）

（委員会審査省略要求事件）

第五　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第六　自転車競技法を廃止する法律案（河田賢治君外二十四名提出）

諸　願

（日程は本号の末尾に掲載）

●本日の会議に付した事件

教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会成案（参議院送付）

産業教育法案（本院提出、参議院同付）

住民登録法案（本院提出、参議院同付）

鉄道建設審議会委員の指名

鉄道建設審議会委員任命につき同意の件

地域給実施に関する緊急質問（松澤兼人君提出）

日程第一　電気料金の合理化に関する決議案（三木武夫君外百二十七名提出）

日程第二　退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議案（三宅正一君外三名提出）

日程第三　国民金融公庫拡充強化に関する決議案（豊瀬三郎君外二十四名提出）

日程第四　領土問題に関する決議案（植原悦二郎君外十八名提出）

国鉄輸送力整備に関する決議案（前田郁君外二十五名提出）

日程第五　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第六　自転車競技法を廃止する法律案（河田賢治君外二十四名提出）

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（南部一郎君外十三名提出）

産せい婦取締法案（参議院提出）

請願日程　元軍人老齢者の恩給復活に関する請願外千六百五十一請願

二川町の地域給指定に関する請願外百十八請願

会期延長の件

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

午後四時五十三分開議

○議長（岸本信行君）　これより会議を開きます。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会成案（参議院送付）

○議長（岸本信行君）　参議院から教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会成案が送付せられました。この際右成案を議題となすに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岸本信行君）　御異議なしと認めます。よつて教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会成案を議題といたします。両院協議会協議委員議長の報告を求めます。石田博英君。

報告書

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。

よつて報告する。

昭和二十六年五月三十一日

教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会

衆議院協議委員議長　石田博英

参議院協議委員議長　林譲治

（別紙）

教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会成案

第十四條第一項の改正規定については、衆議院決案の通りとする。

参議院議決案附則第四項、第五項及び第六項中「昭和二十七年十月三十一日」を「昭和二十七年五月十日」に改める。

その他は、参議院議決案の通りとする。

（石田博英君登壇）

○石田博英君　ただいま議題となりました教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両院協議会成案について、協議会の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

協議委員の互選によりまして、議長には自由党、副議長には自由党の藤田君が出席いたしました。なお参議院側の議長は堀越横綱君、副議長は矢嶋三郎君でありました。

協議会におきましては、それぞれ参議院及び衆議院側の議決の趣旨についての説明を聞きましたが、要するに両院の議決の相違点は、参議院が本法案の政府原案に対して、第一に、結核性疾患のため長期の休養を要する場合における満二年の休職期間を、任命権者が特に必要があると認めたときに満三年まで延長することができるものとしたこと、及び第二に、新たに都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員は、昭和二十七年十月三十一日までの間、当該都道府県または当該都道府県内の他の地方公共団体の設置する学校の職員とともに、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し都道府県の当局と交渉するための職員団体を結成し、またはこれに加入することができるものとすることに修正したのに対しまして、衆議院は、第一の休職期間の延長については、予算の範囲内においてこれを認めることとし、第二の職員団体については、政府原案のごとく当分の間給与、勤務時間その他の勤務条件に関して都道府県の当局と交渉するため

には、地方公務員法第五十二條第一項または第二項の規定に基く都道府県または当該都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員の、いわゆる単位職員団体の結成する連合体によることをもつて必要かつ十分とし、参議院の修正議決したごとき、都道府県の地域を超える新たな職員団体はこれを認める必要がないものとしたことであります。

従いまして、両議院の議決は、第二の職員団体の結成の問題については相当大きな隔離が存するのでありまして、この点についての意見の調整は、本来からいえば非常に困難でありましたが、協議会においても、双方の議決の理由についてそれぞれ活発な質疑や意見があり、さらに天野文部大臣の出席を求めて、種々疑点のところをただし、その上でさらに協議懇談を重ねて参りましたが、協議会としては、教育公務員の身分に関する問題でありまする点にかんがみ、本案の成立を希望する空気が強く、文教行政の大局に立つて両者の意見の調整に努めました結果、一昨日の協議会において、遂に成案を得る運びとなつたのであります。

成案の案文につきましては、報告書に譲つて、その朗読は省略させていただきますが、その内容について概要を説明いたしますれば、第一点は、結核性疾患のための休職期間については、衆議院議決の通り、予算の範囲内において満三年まで延長することができるものとすること、第二点は、参議院の修正にかかる府県の地域を超える職員団体については、昭和二十七年五月十日までを限りこれを認めることといたしました。二十七年五月十日といたしましたのは、地方教育委員会の設置の範囲について目下政府において検討中であり、それに基いて教育委員会法の一部改正案が次の通常国会に提出される予定であるということから、通常会の会期終了の日等の点を勘案いたしまして、この期日まで府県を超える職員団体の存続を認めるという趣旨であります。

以上、簡単でありますが、協議会の経過並びに結果について御報告申し上げた次第でございます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本成案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本成案は可決いたしました（拍手）

○副議長（岩本信行君）　参議院から本院提出、産業教育法案及び住民登録法案が回付せられました。この際議事日程に追加して逐次右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

産業教育法案（本院提出、参議院回付）

○副議長（岩本信行君）　まず産業教育法案の参議院回付案を議題といたします。

産業教育法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十二條により、ここに回付する。

昭和二十六年六月二日

参議院議長　佐藤尚武

衆議院議長林譲治殿

（本文及び――は参議院修正）

産業教育法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第六條）

第二章　産業教育審議会

第一節　中央産業教育審議会（第七條―第十二條）

第二節　地方産業教育審議会（第十三條―第十七條）

第三章　財政的援助

第一節　公立学校（第十八條）

第二節　私立学校（第十九條―第二十一條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を身につけさせるとともに、工夫創造の能力を養い、もつてよりよき郷土の建設と経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で「産業教育」とは、中学校（学校、六・三・三・四学校及び義務学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）又は大学が、生徒、学生又は青少年その他の一般公衆に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育（職業教育として行う家庭科教育を含む。）をいう。

（実験実習）

第三條　国又はこの法律の規定による国の財政的援助を受ける地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて教育が生じたときは、これを当該学校の実験実習に必要な経費又は生徒若しくは学生の実習に必要な経費に繰入して充てるように努めなければならない。

（教員の資格等）

第四條　産業教育に従事する教員の資格、任用及び定員については、産業教育の特殊性に鑑み、特別の考慮が払われなければならない。

（教科用図書）

第五條　産業教育に関する教科用図書の編集、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に鑑み、特別の措置が講ぜられなければならない。

第二節　産業教育審議会

（設置）

第六條　文部省に、中央産業教育審議会（以下「中央審議会」という。）を置く。

（組織）

第七條　中央審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。

2　委員は、産業経済、教育、職業指導等の各界における学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。

一　産業経済界における学識経験のある者　四人

二　教育界における学識経験のある者　四人

三　職業指導における学識経験のある者　二人

四　関係行政機関の職員　四人

3　前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

（権限）

第八條　中央審議会は、第三條第五項に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及び文部大臣に建議する。

（専門委員）

第九條　中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基いて文部大臣が任命する。

（委員及び専門委員の兼職禁止）

第十條　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第十一條　委員及び専門委員は、非常勤とする。

2　委員及び専門委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3　費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

（政令への委任）

第十二条　中央審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、政令で定める。

第二節　地方産業教育審議会

（設置）

第十三条　この法律の規定により国の財政的援助を受ける都道府県に、地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）を置くものとする。

2　前項の都道府県以外の都道府県又は市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）に、地方審議会を置くことができる。

（組織）

第十四条　地方審議会は、都道府県にあつては二十人以上三十人以内、市町村にあつては十人以上二十五人以内において条例で定める員数の委員で組織する。

2　前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十二条に規定する事件の例による。

3　第一項の委員は、第八条第二項の例に準じて、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

4　前項の委員の任命に当つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならない。

（職務）

第十五条　地方審議会は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

2　地方審議会は、前項に規定する権限を行使するに当つては、相互で定める産業教育に関する総合計画に準拠するとともに、当該都道府県又は市町村の実情に即するように努めなければならない。

（委員の費用弁償等）

第十六条　委員は、非常勤とする。

2　委員は、その勤務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3　前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

4　費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定めなければならない。

（教育委員会規則への委任）

第十七条　地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

2　前項の規則の制定に当つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

第三章　財政的援助

第一節　公立学校

（補助）

第十八条　国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。

一　高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備

二　中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備

三　中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のための施設又は設備

四　産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は設備

2　前項に規定するもののほか、国は、公立学校の設置者に対し、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費について、補助するものとする。

一　国又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を行う高等学校（文部大臣が

○高等学校にあつては都道府県の教育委員会の推薦に基いて○○指定するものが当該設置者の申請により教育を行うために必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費

二　地方の産業教育及びこれに関する研究の中心施設として文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定する中学校又は高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経費

三　産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費

四　その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費

（短期の産業教育）

第十九条　国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校が社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該学校の設置者に対し、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、中央審議会の議を経て政令で定める基準に従い、予算の範囲内において補助するものとする。

（補助金の返還等）

第二十条　文部大臣は、補助金を受けた者が左の各号の一に該当するに至つたときは、当該年度における補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一　この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二　補助金交付の条件に違反したとき。

三　虚偽の報告によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

（政令への委任）

第二十一条　この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　私立学校

（私立学校に関する財政的援助）

第二十二条　私立学校に関する国の財政的援助については、第十八条から第二十条までの規定を準用する。

この場合において、第十八条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により国が学校法人に対し財政的援助を行う場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十八条から第二十二条までの規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　第五章第一項、第二号又は第三号に掲げる物のうちから農林大臣が指定する物の生産に従事する中小企業

員の委員のうち各生徒の者の任期は、同條第三項の規定にかかわらず、一年とする。

3　前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

4　

2　第十三條第二項中「市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは、すべての市町村に教育委員会が設置されるまでの間は、「教育委員会の設置されている市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

3　

5　文部省設置法（昭和二十年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項の表中

「教育課程審議会	教育課程に関する事項並びに職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。」
「教育課程審議会	教育課程に関する事項を調査審議すること。」に、
「保健体育審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。」
「保健体育審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。」
中央産業教育審議会	産業教育法（昭和二十六年法律第　号）に基き文部大臣の諮問に応じ、産業教育に関する重要事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議すること。」

改める。

4　

6　実業教育振興補助法（大正三年法律第九号）は、廃止する。

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よって参議院の修正に同意するに決しました。

住民登録法案（本院提出、参議院回付）

○副議長（岩本信行君）　次に住民登録法案の参議院回付案を議題といたします。

住民登録法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十六年六月二日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（ホシ及び――は修正箇所）

住民登録法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條・第二條）

第二章　住民票（第三條―第十條）

第三章　戸籍の附票（第十一條―第十八條）

第四章　届出（第十九條―第二十六條）

第五章　雑則（第二十七條―第三十三條）

附則

（記載事項）

第四條　住民票には、左の事項を記載する。

一　氏名

二　出生の年月日

三　男女の別

四　世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主との続柄

五　戸籍の表示。但し、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六　住所

七　住所を定めた年月日

八　一の市町村の区域から他の市町村の区域に住所を変更した者については、従来の住所

市町村は、前項各号に掲げるもの外、條例で住民票に記載すべき事項を定めることができる。

（閲覧、謄本、抄本、証明）

第十條　何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても、同様である。

2　謄本は、特別の請求がない限り、第四條第二項の規定による記載又は住民票から除かれた者に関する記載の謄写を省略して作ることができる。

（転入届）

第二十二條　あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、住所を定めた日から十四日内に転入届をしなければならない。但し、出生の場合は、この限りでない。

2　届書には、第四條に規定する事項を記載しなければならない。但し、同條第二項に規定する事項で、條例で届出を要しないものと定めたものについては、この限りでない。

（変更届）

第二十四條　前二條の場合を除く外、住民票に記載した事項に変更を生じたときは、その日から十四日内に変更届をしなければならない。但し、第二十二條第二項但書に規定する事項に変更を生じた場合、戸籍に関する届書、申請書その他の書類の受理又は裁確による戸籍の記載に基いて住民票の消除又はその記載の更正をすべき場合及び行政区画、土地の名称又は地番号に変更があった場合は、この限りでない。

2　届書には、変更した事項及び変更の年月日を記載しなければならない。

（登録事項追加の場合の届出）

第二十五條　第四條第二項の規定により條例であらたに住民票に記載すべき事項を定めたときは、條例の定めるところにより当該事項を届け出なければならない。

（国外移住届）

第二十六條　国外に移住する目的で住所を去る者については、あらかじめ国外移住届をしなければならない。

2　届書には、移住先を記載しなければならない。

第五章　雑則

（特別市等の特例）

第二十七條　この法律の適用に関しては、特別市又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市の区の区域は、市の区域とみなし、その区域内における住民登録に関する事務は、区長が掌理する。

（適用の除外）

第二十八條　この法律は、外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）により登録すべき者その他政令で定める者については、適用しない。

（勧告又は助言）

第二十九條　法務総裁は、市町村に対し、住民登録事務の取扱に関して必要な勧告をし、又は助言をすることができる。

（報告）

第三十條　国の行政機関は、都道府県知事又は市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、それぞれその所掌事務について必要があるときは、住民票の記載事項に関して報告を求めることができる。

（事実の調査）

第三十一條　市町村の当該吏員は、住民登録の正確な実施を図るため、第四條第一項に規定する事項について、事実に反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、事実の調査をすることができる。

2　前項の調査のため、必要があるときは、当該吏員は、関係人に対し質問をし、又は文書の呈示を求めることができる。

3　市町村の事務所外で前項の行為をするときは、当該吏員は、その身分を示す証票を携帶し、関係人に呈示しなければならない。

（罰則）

第三十二條　正当な理由がなく、期間内にすべき届出をしない者は、五百円以下の過料に処する。

2　過料の裁判は、簡易裁判所がする。

第三十三條　第三十一條第二項の規定による質問に対し陳述を拒み、忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の呈示を拒み、妨げ忌避し、若しくは虚偽の文書を呈示した者は、五万円以下の罰金に処する。

（政令への委任）

第三十四條　この法律に定めるもの外、住民登録事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

○副議長（岩本信行君）　本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

○副議長（岩本信行君）　鉄道敷設法第六條第二項第一号の規定により、鉄道建設審議会委員の指名を行います。

○福永健司君　鉄道建設審議会委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○副議長（岩本信行君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて議長は鉄道建設審議会委員に益谷秀次君、根本龍太郎君、佐藤榮作君、吉武恵市君、佐伯宗義君、淺沼稻次郎君を指名いたします。

○副議長（岩本信行君）　お諮りいたします。内閣から、鉄道建設審議会委員に平山孝君、永野重雄君、杉道助君、湯河元威君、小林中君、太田垣士郎君、島田孝一君、山崎巨補君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて同意を與えることに決しました。

地域給実施に関する緊急質問（松澤兼人君提出）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、松澤兼人君提出、地域給実施に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○副議長（岩本信行君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地域給実施に関する緊急質問を許可いたします。松澤兼人君。

（松澤兼人君登壇）

○松澤兼人君　私は、日本社会党を代表いたしまして、現在問題となつております地域給の早期実施に関する緊急質問を行いたいと存じます。

地域給指定の法律案が今回提出未了となりましたことは、何と申しましても政府にとつて重大な黒星であると考えるのであります。御承知のように、人事院は、去る五月十七日、国会及び内閣に対して地域給の区分に関する勧告を発表したのであります。この問題は、昭和二十三年十二月、いわゆる六三ベースのときから論議されて来たのでありまして、地域区分の不合理性は漸次顯著なものがあり、全国各地より請願陳情が行われておりましたことは、諸君の御承知の通りであります。さらに昨年八月、人事院が、物価、地域差の減少と、その一部の本俸繰入れを條件といたしまして、最高二割五分の五段階制を勧告し、しかも政府は、人事院の給與改訂を全面的に採用することなしに地域給の五分減らしを断行したために、問題はさらに紛糾して参つたのであります。

われ／＼は、既得権の確保と、政府のとつた千円ベース・アップの不合理性を指摘して、最高三割の六段階制を採用すべきことを主張し、社会党試案を作成して、全国公務員の支持を得ておるのであります。人事院の勧告は、われ／＼の立場とは異なつたものでありますが、全体としては、これまでの不合理がある程度まで是正されておること、朝鮮動乱後の物価高の影響が勘案されておること、CPS、特別CPSの賃金が考慮せられておることなどの点から、政府はこれをすみやかに実施することが適当であり、さらに足らざる部分は今後の検討にまつべきものであると信ずるのであります。つきましては、この緊急重要なる問題に関し、官房長官、大蔵大臣、人事院総裁に対して質問をいたし、政府の所見を承りたいと存ずるのであります。

まず官房長官に対し、地域区分の法律が遂に今国会に提出できなかつた理由、今後の見通し等に関し、詳細なる御説明を伺いたいのであります。聞くところによると、一般会計におきましては、物件費の五分の節約によつて必要なる財源は捻出できるが、過般のマーカット声明によるインフレ対策上実施困難であるとの話でありますが、はたしてそういう事実があるのか。物件費の節約によるものであれば、予算の規模を増大する懸念もなし、勧告の全面実施は決して困難でないはずでありますが、御所見を承りたい。予算の問題は大蔵大臣より御答弁願うといたしまして、予算上勧告の即時実施が困難であるとするならば、政府はいかなる時期に全面実施ができるのであるか。予算の都合で引上げの率を押えたり、新指定の地域を削つたりすることは重大なる影響を與えると思いますが、御所見を伺いたい。

なお政府は、最近米価の引上げ、電燈料金の値上げ、国鉄運賃の引上げなど、公務員の生活を圧迫する種々なる方策をとられるやに聞いておるのでありますが、すでに公務員の生活は赤字の累積に悩み、痛切に給與改訂を要求しておるのであります。特に民間給與との開きはいよ／＼増大し、これを今にして解決しないならば、能率的な公務の運営は期待できないのであります。もちろん、給與の改訂は人事院の勧告があつて行わるべきものと存じますが、政府の所見を承りたい。

次に大蔵大臣にお尋ねしたい。今回の地域給指定の法案が提出されないのは、主として予算上の理由によるものと聞いておるのでありますが、その事情を御説明願いたいのであります。もしも人事院の勧告を全面的にのむとして、所要の予算総額はどの程度になる見込みであるか。かかる公務員の生活に重大なる影響のある勧告については、政府はただちに予算の補正をなし、国会の承認を求むべきであつて、今日に至るまでこれができなかつた理由、さらに現在補正ができないとするならば、補正予算提出の時期、それに関連して地域給改訂の実施される時期の見通し、以上の諸点について御答弁をいただきたいのであります。

なお国家公務員の地域給が改訂されるならば、地方公務員法の規定に基き、当然地方公務員に対してもこれが準用を見ることとなるのでありますが、地方財政窮乏の現状にかんがみ、地方財政平衡交付金の増額の措置がとらるべきものであると信ずるのであります。大蔵大臣は、地方財政委員会より勧告があつた場合に、これを考慮せらるべきであると考えるのでありますが、御所見を承りたい。

最後に人事院総裁に伺いたい。人事院は、地域給の改訂の勧告を出し、六月一日から実施されることを希望しておつたと思うのでありますが、勧告の早期完全実施についていかなる努力を払われたか、伺いたいのであります。私どもは、これまで人事院の勧告が政府によつてしば〳〵蹂躙せられたことについて、はなはだ遺憾に思つているのであります。たび重なる失敗は、人事院の公務員に対する熱意の欠乏にあるのではないかと思つているのであります。最近人事院の存廃が論議せられていることも、またゆえなしとしないのであります。人事行政の将来について、総裁はいかなる見解を持つておられるか、承りたいのであります。人事官は、上述のごとき相次ぐ失敗に対し、その責任をとるべきであると思うのでありますが、総裁の決意を伺いたいと存じます。

さらに、上に述べた通り、公務員の生活は、政府の反動労者的政策の犠牲となつて、いよ〳〵窮乏をしいられているのであります。人事院は、公務員の利益と福祉を擁護する職責にかんがみ、すみやかに給與改訂の勧告をなすべきであると思いますが、その調査の進行状態、いつごろ勧告を出されるか、その見通しについて詳細に伺いたいのであります。

以上によりまして私の質問を終ります。（拍手）

〔政府委員岡崎勝男君登壇〕

○政府委員（岡崎勝男君） お答えいたします。

政府としては、人事院の勧告をそのまま取入れて法律案を作成し、これを国会に提出する意向であつたのでありますが、しかしながら、いまだ関係方面との話合いがつきませんので、残念ながら、ただいまのところ提出の運びに至つておらないのであります。今後できるだけすみやかに勧告案を実現するように努力する所存でございます。

また給與ベースにつきましては、人事院におきましても研究しておられることと思いますが、政府としても、その入手し得る種々の材料に基いて研究を進めております。ただ、まだ具体的のことを申し上げる段階に達しておらないのであります。（拍手）

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣（池田勇人君） お答え申し上げます。

人事院の地域給改訂に関する勧告に基いて所要額を計算いたしますると、一般会計で三億五、六千万円、特別会計で五億四、五千万円、合計大体九億円でございます。その他国鉄公社、専売公社で別に六億円を年間で要します。しかして私どもといたしましては、この人事院の勧告をそのまま実行いたすべく法律案を出して折衝いたしたのでありますが、予算につきましては補正を加えまして、一般会計においては物件費の節約、あるいは特別会計におきましては物件費その他につきまして節約を加え、また公社に支給する予定であつたのでありますが、先ほど官房長官もお答え申し上げましたように、関係方面との話合いがまだつかないために、遺憾ながら法案の提出ができなかつたのであります。しかして今後の問題といたしまして、補正予算を組んで出すかという問題でございますが、これは次の臨時国会の開会にあたりましては、補正予算と法律案と両方を出す考えでおるのであります。

最後に地方財政との関係、すなわち地方公務員につきましても、地域給の支給につきましては相当の経費を要します。この財源を平衡交付金から出したらどうかという御意見でございますが、これは地方財政の状況によつて別途に考えなければならぬ問題だと思います。地方財政におきましては、今年度相当程度の自然増収が出ることも期待されるのでありまして、全体の問題として考慮すべきことと考えております。（拍手）

〔政府委員浅井清君登壇〕

○政府委員（浅井清君） 松澤さんにお答えを申し上げます。

第一点といたしまして、人事院の地域給勧告が今日なお実現を見ませんことは、人事院としては努力が足りなかつたのではないかとの仰せでございます。しかしながら、人事院は勧告をいたし、ただいま官房長官、大蔵大臣から御答弁がありましたように、内閣としましては全面的にこれを受諾されて、目下努力中でございまするが、これは人事院といたしましても最善の努力をいたし得たものと考えておる次第でございます。それ以上、松澤さんは、公務員法で許されておる――人事院に対し、いかなる努力を要求せられるのでございましようか。私といたしましては、十分努力をいたしたと考えておるのでございます。

次に給與ベースの改訂についてのお尋ねでございましたが、今内容を詳細に進行状態につき説明せよと求められるのは、いささか御無理であろうかと存じております。人事院といたしましては、ただいまお示しのような諸般の事情を考えまして、できるだけすみやかに結論に達せんことに努力をいたしておるのでありまするが、いつごろこれが結論に達するかは、ここでお答えを申し上げることはまだできないと存じます。（拍手）

第一　電気料金の合理化に関する決議案（三木武夫君外百二十七名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○副議長（岩本信行君） 日程第一は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。

日程第一、電気料金の合理化に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。河野金昇君。

電気料金の合理化に関する決議案

電気料金の合理化に関する決議案

今回公益事業委員会に申請された電気料金の大幅値上げは、基礎産業に重大なる影響を及ぼし、物価を混乱させ、国民生活を破たんせしめるものであるから、政府は、これを再検討の上合理的に決定すべし。

右決議する。

〔河野金昇君登壇〕

○河野金昇君 私は、ただいま議題となりました電気料金の合理化に関する決議案の趣旨弁明を申し上げたいと思います。

まず案文を朗読いたします。

電気料金の合理化に関する決議案

今回公益事業委員会に申請された電気料金の大幅値上げは、基礎産業に重大なる影響を及ぼし、物価を混乱させ、国民生活を破たんせしめるものであるから、政府は、これを再検討の上合理的に決定すべし。

電気事業再編成案が、もみにもみ抜いたにもかかわらず、與党内の統一を見ることあたわず、遂にポ政令に依存したのは昨年の十一月のことであつたのであります。ポ政令に基く九分割案が成立し、新会社が発足したのは、つい先月のことであつたのであります。電気事業再編成の目的として、その当時論議されたことは、企業意欲を高揚して経営の合理化をはかる、サービスの改善をする、この二つが大きく取上げられたのであります。再編成の結果、電気料金の値上げになるようなことは絶対にない、料金の地域差も現状より大きくなることはないということは、今日の九電力会社の首脳部、すなわち前の配電会社の首脳部が、口をそろえて通産委員会その他において言明したところであります。しかるに今日、突如として六割二分から七割五分の値上げ申請の報に接し、産業界並びに国民一般は唖然としておるところであります。この大幅の電気料金の値上げは、基礎産業はもとより、全産業に重大な影響を與え、崩壊に瀕する産業さえ続出するであろうと思うのであります。原始産業ともいうべき農業部門においてすら、電気料金の値上げは深刻なものがあるのであります。これがために、あらゆる物価は騰貴し、イン

フレは助長され、国民生活は破綻の危機に瀕するのであります。産業を破壊し、国民生活を無視した、電気事業の立場のみを考慮した、独占資本家的な、今回の一方的な大幅値上げには、絶対反対するものであります。（拍手）

新会社の機構を拝見いたしますと、役職員の多いことに、まずあきれるのであります。しかも、吉田人事の抜かりなさを遺憾なく暴露しておるのに一驚したのでございます。すなわち、九州の麻生、東北の白洲と、南北両端を抑えて、電気事業界をわがもの顔に君臨しておる姿は、あたかも吉田一家のための再編成であったごとき観を呈するのであります。（拍手）一体、新会社はいかなる企業努力を続けておるのか、経営首脳部は公益事業としての自覚を持って努力する覚悟があるのか疑わしいのであります。新事業の発足にあたって何らの努力、くふうをすることなく、国民の期待を裏切り、安易なる電気料金の大幅値上げの暴挙に出ずるということは憤まなければならないことであります。

今回の値上げは資産再評価のためであり、あるいは電源開発に多額の資金を要するからであるといわれ、また国民も素朴にそのように感じておるのであります。この経済界の不安定な時期に百パーセントの資産再評価をするということに、そもそも無理があるのであります。電源開発の費用を全部消費者に負担させるということも不合理であるのであります。資産再評価は他の産業界並にすべきであり、電源開発の費用は別途国において考慮すべきであるのであります。もし消費者たる産業界並びに国民一般に負担せしめるならば、事業計画を明確にし、何年後にはかくのごとく豊富低廉なる電力を供給することができるという約束が與えられない限り、一方的な大幅値上げに賛成するわけには絶対に参らないのであります。産業を破壊し、物価を騰貴させ、国民生活を危機に追い込む電気料金の値上げをする前に、経営者が経営の合理化をはかり、経費を節約し、技術の向上、サービスの向上及び職員の養成等に努力をして、資本主、従業員、一般需用家の三者から大きな信頼を得て初めて公益事業としての経営の安定が期し得られるのであると思うのであります。（拍手）

政府並びに公益事業委員会は、一方的な電気料金の大幅値上げに賛成することなく、日本産業を守り、国民生活を確保するために、合理的に電気料金を決定されんことを期するものであります。これをもつて趣旨弁明にかえます。（拍手）

○議長（岩本信行君）　これより討論に入ります。福田一君。

〔福田一君登壇〕

○福田一君　私は、自由党を代表して本決議案に賛成の意を表するものであります。

水力電気はわが国に残された唯一の動力資源でありまして、これが開発のいかんは、たちまち産業界の振不振に直結いたしておるものであり、さらにまた電気は国民生活に欠くべからざる文化財となつておるのであります。従つて、電力事業に対し、国民はこぞつて重大なる関心を寄せておるのであります。これが、さきに問題となつた電気事業再編成に対し、国会は申すに及ばず、国民の間に期せずして賛否の両論が起つたゆえんであります。

しかしながら、この問題は、すでに昨年末のポ政令によつてその方向が決定せられたのでありますから、私はここにこれを取上げることはいたしませんが、当時電力再編成に賛成の態度を表明しておられた配電会社の人たちは、あるいはパンフレット、あるいは新聞紙上その他の機会を通じて、外資導入は再編成をするにあらざれば絶望である、電気事業の合理的経営によつて電力は豊富となり、低廉となることを取上げて、強くこれを主張しておられたことは、先ほど提案者が説明したところと同様であり、国民の記憶に新たなるところであります。しかるに、電気事業再編成に関するポ政令が公布せられ、松本委員長以下の公益事業委員が任命せられまして、まず資金の配分と新電力会社の人事が、非常な難航を続けながらもようやく決定せられ、九つの新会社が、五月一日を期して発足するとともに取上げた問題は、先ほども申されたように、電力料金の値上げ、しかも六割二分ないし七割五分の大幅値上げであつたのであります。よつて、国会においても事の重大性を認め、衆議院では通商産業委員会で、五月初めから数次にわたつて、公益事業委員会の松永委員長代理その他関係者を招致して検討を加え、さらにまた、わが自由党といたしましても、昨六月一日の政務調査会において、新会社の首脳部を招致して、電力料金値上げの理由の説明を求めたのでありますが、これによつて明らかにされたことは、資産の再評価による償却金の増加、人件費の増加と物価の値上り、さらに既設の水力発電設備の修理及び配電設備の整備であります。これらによつて値上げを行わざるを得ないということでありまして、最も重大な電源開発のために事業経営の安定をはかることが必要であるということについては、あまり言及しておりません。これは値上げによる収入によつて水力の開発を行うのではないかという誤解を避けるために、ことさらにこれを取上げておらないのでありまして、かえつて私たちは納得が行かないのであります。われわれは、現行電気料金が戦前の七十倍に達せず、一般の公益事業、すなわちガスの百十五倍、国鉄運賃、旅客の場合の九十二倍、貨物の百六十六倍、郵便においては、葉書の二百六十六倍、はがきの百三十三倍、電報の百三十三倍等と比較いたしまして、電気料金が著しく低廉であることは、もとより承知をいたしておるのでありまして、企業が著しく安定性を欠いておることは、電力会社の株価がいずれも五十円の額面を割つておることによつても実証できるのであります。従つて、電気料金の値上げにここで絶対に反対する態度をとるということは穏当を欠くのではないかと考えるのでありまするが、新電力会社が主張しておる値上げ理由がはなはだ漠然として、数学的な根拠においてもなお多くの不明確な点を残しておるのであります。これを詳細に検討報告することは別の機会に譲りますが、しかし、少くとも新しい電力会社が発足して、社内の末端の人事その他も決定しておらず、会社の事実上の運営さえ発足しておると見られないときに資産再評価を行つて、その償却金を増すために電力料金を値上げすることの可否、次に電気事業の公称資本金七十二億円と借入金を合計いたしまして、固定資産三百四十三億円を、一挙に三千八百億円と再評価することが妥当なりやいなや、あるいはまた、その償却方法が合理性を持つておるかどうか、次に人件費増加の内容、さらにまた電力事業が必要とする資材の数量及びこれによる値上りの数字、また水火力発電設備及び配電設備の修理計画の詳細なる内容と金額、水火力発電設備の建設に必要なる資金の計画とその調達方法、また右資金のうち社債、借入金、増資等の自己資金を調達するためには、株価をどの程度に安定せしむべきか等につきまして、明瞭にしてかつ詳細なる説明を行い、国民大衆にこれを熟知せしむべきことは、重大なる新電力会社並びに公益事業委員会の義務であるといわなければなりません。（拍手）

よつて私は、公益事業委員会並びに新電力会社に対しまして、電気料金値上げについて、一、需用家たる国民に対しまして、その合理性について親切、簡明、懇篤な説明を行うこと、一、聴聞会においては、できる限り広範囲にわたつて、各地区、各階層の意見を聞き、正論は必ずこれを取入れること、一、通産省、経済安定本部及び物価庁と緊密な連絡をとり、特に電力割当に注意して、わが経済界に混乱を起さぬよう留意することを特に要求いたすものであります。すなわち、電気料金改訂に際しては、その合理的決定を強く要望いたし、あわせて活発なる電源開発を行うべきことを関係者に強く希望いたすものであります。（拍手）

先ほど河野氏より、提案理由の説明にあたりまして、人事の問題について

一言されたのでありますが、その中で、私は、一つだけは、はつきりここで明確にしておく必要がある。私たちも、電力再編成については、これに対して必ずしも賛成しなかつた者の一人であるかもしれない。しかしながら、吉田一家の人事であるというようなことを言われますけれども、決してそのようなことはわれ〳〵は認めておらない。特に九州の麻生君の場合においては、立場はあるいは違つておるかもしれませんが、もと〳〵電力会社の監査役であつた。その監査役が必要に応じて会長になつたからといつて、どこが悪いのだ。私は、こういうことを言つたならば、諸君、野党の人が、何か人事を決定されたとき、非常に将来お困りになるだろうと思う。これは私は明確にいたしておきたい。

さらにまた提案理由の説明におきまして、今度のこの値上げによつて電源開発の費用に充てるのであるというようなことを言われましたが、これは明らかに間違いであります。私は、あの説明には納得いたしません。今回の値上げは決して電源開発の費用に使用するのでないことは、皆さん方が、公益事業委員会なり、あるいは電力会社から、ちやんとその数字をとつて見られれば、はつきりわかる。これほど明瞭なることを、ことさらに取上げられたことについては、私は自由党としては反対の立場をとつておるということを明確にいたしておきます。しかしながら、いずれにいたしましても、電源の開発ということを考え、将来の日本の産業の問題を考えますときに、ここにおいて合理的な値上げをすることにわれわれは反対をいたしませんが、少くとも合理性を欠いておるものに対しては、あくまでも国民の代表といたしまして検討を加え、監視を加えるということをここにつけ加えまして、私の賛成演説といたします。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　今澄勇君。

〔今澄勇君登壇〕

○今澄勇君　私は、本決議案が、その表題において電気料金値上げ反対の意味を持つておらないことをまことに遺憾といたしますが、内容を見るに、電気料金の値上げ反対の意味を強く主張いたしておりますので、その意味において、本決議案に、日本社会党を代表して賛意を表するものでございます。（拍手）

わが国産業の基礎であり、国民生活に重大なる影響を與える電気料金決定のごときは、慎重の上にも慎重を期してこれがきめらるべきものであり、国会の審議をも、要すれば必要とすべきものであると考えます。（拍手）公益事業委員会は、今般電力各社の値上げ申請を受け、審議中と聞くが、われわれは、一方的な、かかる電力料金の値上げには断じて反対でございます。鉄道運賃よりもなお国民生活に重大な影響を與える電気料金は、今後国会の承認を得なければ、公益事業委員会といえども、断じて単独ではこれを決定できざるごとく改めるべきものであることを、私どもはこの際主張いたしておきます。（拍手）

われ〳〵は、今回の電気料金の伝えられる値上げ案をながめてみるというと、これは日本の現下の各産業に重大なる影響を與えております。平均して七割の値上げ案であると仮定をすれば、電力料金が生産原価の中で占めるところの割合は、鉄鋼業においては二割二分五厘となり、六・五%の上昇を示します。アルミニウム工業においては二割一分五厘となり、四・五六%の上昇を示します。電解ソーダ工業においては二割四分六厘となり、実に一二%の上昇を示す次第でございます。これを最も国民生活に関係のある、農家の要望する肥料工業について見るに、化学工業の一環として硫安工業をこれが代表に選べば、その使用する電力がまことに多量を占めるために、改訂後の電力料金をもつてするならば、その原価に占める電力料金は現行の三倍にはね上り、これがため硫安生産原価は二割の値上げとなり、これが農民に與える影響及びこれが産業界に及ぼす打撃は、まさに深刻なるものがあるといわなければなりません。（拍手）次に一般消費者に與える影響を考えてみますと、生計費においては一・三三%から二・一五五%と、実に二倍の生計費指数を見るのでありまして、電力会社自体としても、この値上げによつて逆効果をこうむるおそれがあるものといわなければなりません。

これに対して、電力会社側の言い分を私どもは調べてみました。電力会社側の料金値上げの根拠となるのは、経理の改善、減価償却の健全化であるといつている。第一に経理については、過ぐる三十六億の含み資産が、国民的な批判を浴びたまま不明瞭な印象を残しておることは、皆さん方も御承知の通りであつて、われらは、電気料金の値上げに先だち、まず電気事業の経理内容の公開を叫ぶ次第でございます。（拍手）

第二に、われらは、電気会社が申し述べておるところの減価償却は、経理上当然これは認めらるべきものでございますが、現下のわが国経済が特需インフレの傾向にある現在、特に公益事業として基本的な電気料金を一挙に大幅に値上げしてまでこれらの全部の償却を行う必要は絶対にないと考えるのであります。されば、今早急に再評価を行う動機というものは、利潤の増大を必要以上に誇示して媚態を示しつつ、他に目的を持つておるものであると断定せざるを得ないのであります。（拍手）

第三に、われらは、現行の電気料金制度というものが不備であり、不公平であるということを申し述べなければなりません。すなわち、業種別に大口電力の値上りが少く、小口大衆消費のみに値上りが大きく、しかも割当においては、大口消費は非常に有利なる待遇を受けております。なお水力発電で供給できる以上の超過需用量は、主として大口電力がこれを消化するものであります。この料金制度によると、大資本中心主義であり、中小企業と大衆の生活の抑圧をねらつておる電気料金制度といわなければなりません。さらに九分断後の三号調整金の廃止は地域差を増大して、これは地域的な不公平をさらに激化せしめておるものでございます。関東、東北が六割の値上げということになれば、九州、四国は九割の値上げということに必然的に相なつて参ります。われらは、これらの料金制度の公明なる民主化を要求し、かつまた料金の地域差の平均化及び豊水、渇水期の不均衡を是正するため渇水期準備金制度を主張いたします。農業電力に対しては特例の配慮と、中小企業振興のための電力に関する特別なる処置を、この際強硬に要望いたしておく次第でございます。（拍手）

これを要するに、これらの矛盾、これらの不公平を是正しないで、今ただちに電力料金の引上げを行うなどということは、その基礎が薄弱で、絶対に国民を納得せしめることはできません。巷間伝えるところによれば、吉田総理と仲のよい松永安左衛門氏とその一統は、電気事業の分断に成功したならば、それらの電気会社の人事を掌握するとともに、次の段階においては料金の値上げを断行し、事実上電気事業の独占を計画して、政治的なる陰謀を達せんとしているかに伝えられておりますが、わが党は、電気に関する最近の具体的なる事実が一々これを裏付けするものとして、国民とともに断じて監視を怠らないでございましよう。われらは、引続いてガス料金の値上げを指令しつつあるところの公益事業委員会の態度については、断固徹底的なる追究をなし、わが国の物価体系を混乱に陥れるの愚を排撃せんと、全国民大衆とともに立ち上らんと決意いたしておるのでございます。

以上をもちまして、本決議案に対する賛成の討論といたします。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　風早八十二君。

〔風早八十二君登壇〕

○風早八十二君　私は、日本共産党を代表して、ただいま上程せられました、三木武夫君外百二十七名提出にかかる電気料金の合理化に関する決議案に対して、賛成の意見を表明するものであります。

実は、わが党は、休会明け劈頭、小

口電力、家庭電燈料金の値下げに関する決議案を提出したのでありますが、議院運営委員会で、社民両党提案の本決議案に席を譲ることに決定いたした次第であります。しかしながら、もとより両決議案の論旨には多少趣を異にする点があり、この点を考慮に入れて賛成討論をいたすことを御了承願いたいのであります。

そも〳〵電力料金値上げの理由は、会社側によれば、資産再評価による減価償却費の激増、固定資産税、修繕費、石炭の値上り、給與改訂などによつて生ずる四百億の收入不足を穴埋めするにあるとのことであります。收入不足の原因であるといわれるそれらの費目の見積り自体にも問題があることは、ただいまも河野金昇君、特に今澄勇君並びに自由党の福田君までが述べられておる通りであります。それはしばらくおくとしても、收入不足は当然に料金引上げの理由になるのでありましようか。そも〳〵收入不足の原因、従つてその責任は、だれにあるのでありましようか。それは日米独占資本の軍拡、再軍備計画自体にあるのではありませんか。今回企てられておるこの電気料金の再度大幅値上げこそは、内外独占資本が相共謀して、その負担の一切を弱い者に転嫁し、あわよくば従来より以上に超過利潤を維持し続けるために、非独占、平和的な中小商工業者、労働者、農民並びに一般電燈消費者大衆に加え来つたところの新たなる挑戦的攻撃であるといわなければならないのであります。

もちろん、かくのごとき政策は、今に始まつたことではありません。すなわち第一に、電力割当並びに料金の露骨な階級的配分によつて行われたのであります。軍需大工場を中心とする少数の大口消費者は、年間電力総供給量の六割を受取つて、一の割合で料金を支拂うのに対して、平和的な中小商工業者並びに家庭電燈消費者は、残る四割を受取つて、三の割合、すなわち三倍の料金を負担する仕組みになつているのであります。これを個々の実例について見ますと、会社側の資料による電力一キロワット・アワー当りの原価は二円八十八銭でありますが、——第一線軍需工場たる三菱下丸子工場に対しては一キロわずか一円、——八幡製鉄所や、——三池染料のごときは、たつた三十銭、まつたくただ同様であります。これに反して、小口平和産業は、一キロ平均五円、一般家庭の定額電燈は、政府委員の言うところによつても六円六十銭、実際は十三円といわれております。

——もつと露骨に特典を與えております。すなわち、公益事業委員会の二十、六年度需給計画によると、昨年度よりも一億キロワット・アワー近くも割当をふやしておる。しかも、割当超過に対して安い水力料金で済ませておるのであります。平和的中小町工場が、電力制限で仕事にならず、一般家庭、とに農村では、字も読めない暗い電燈、ラヂオも聞えない低い電圧によつて悩まされておるとき、——猟をあざむく電燈が輝いて、——には、電気ぶとん、電気ストーブ、電気洗濯器、至れり盡せりの電化設備に電力は充満しておるのが厳然たる事実であります。

不公正な電力割当及び料金は、中小平和産業及び家庭を、常に電力消費制限の不安と、税金にひとしい過重な料金負担に陥れて参りました。これこそは、また電力会社の莫大な利益の源泉であります。日発と九つの配電会社は、二十四年下期決算で復配、二十五年下期決算では一割配当を実現し、日発解散の際には、利益金四億が重役以下に分配されたといわれております。他方、大量に、安価に電力供給を受けておる軍需大経営においても、その利益率は最低二十割、最高二百割に上つておるのは、御承知の通りであります。

第二に、この電力割当及び料金の階段的な不公平は、平和産業と一般国民生活を犠牲にすることによつて日本の産業を軍需的に再編成し、日本を——する政治的意図と結びついておることであります。なぜなれば、安く、かつ、ふんだんに流される電力は、——に義務づけられることは明らかでありますが、これは一体だれが買うのです。初めは米国政府でありますが、その注文はきわめて短期間で打切られるということは、マーカット局長、モロー補佐官の声明でも明らかであります。従つて、次の買手は日本政府以外にはありますまい。しかも、日本政府ばかりは、途中で買付をやめることは、軍需独占資本の許すところではありません。その結果、日本みずから——ほかなくなるのであります。

最後に、電気料金の徴收について一言いたします。レッド・パージ後、会社は集金係の補充を企わない。わずかな人数で、めちやくちやに集金をやらせて参りました。例を関配にとりますと、レッド・パージ前には、一人当り受持ち集金割当は月千七百枚であつたものが、現在では二千八百枚、だから、足をすりこ木のようにして、昼となく夜となく、雨の日も風の日も日曜も祭日も、自動人形のように歩きまわつて集金しておりますが、それでも、神わざでない限り追いつくものではないのであります。さらに課長や係長は、成績を上げるために、料金滞納の場合、規定の四十五日が来ないうちにどん〳〵電気を切る予告を発するのです。税金ならば延ばすこともできるのでありますが、電燈なしには一日も生活して行くことができない。食事を減らしても料金を会社に納めに行くのであります。この料金がさらに五割、七割と上つた場合を想像してごらんなさい。のみならず、この電気料金の値上げは、先ほどからもお話があつたように、新聞にもまた大きく取上げておりますように、一切の日用品物価をつり上げ、鉄道運賃をつり上げ、国民経済、国民生活に新たな大混乱を巻き起すことは、火を見るよりも明らかであります。

以上の事実から、世界平和を愛し、民族の独立を要求する日本国民が、第一に、——電力割当の即時停止を要求するのは当然であります。第二に、同じ見地から、——一切の法規上及び事実上の特典の停止を要求するのも当然でなければなりません。その反面、第三に、平和的生産を営む一切の中小企業者、中小商店が、電力割当の増加と、料金の五割引下げを要求するのはあたりまえであります。（拍手）第四に、一般家庭が電燈料金の五割以上の引下げを要求し、料金滞納者に対する断線に対して断固闘うのは当然であり、生活困窮家庭が電気料金の免除を要求するのも、これもまた当然かつ正当ではありませんか。労働者階級を先頭に、平和的農民及び中小企業者、一般市民のこの闘いこそは、内外独占資本の——の企てを粉砕し、平和と独立の実現に巨歩を進めるものであります。

日本民族の独立、平和の実現のため、あらしに抗して全力を傾倒しつつあるわが日本共産党は、以上の趣旨に基いて本決議案を受取り、これに賛成するものであります。

○副議長（岩本信行君） ただいまの風早君の発言中、不穏当の言辞があつたように思われますので、速記録を取調べの上、適当な処置を講ずることといたします。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

第二　退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議案（三宅正一君外三名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○副議長（岩本信行君） 日程第二は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。

日程第二、退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。田中織之進君。

退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議案

退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議

政府は、退職金及び退職積立金に対する課税を廃止する措置を講ずべし。

右決議する。

〔田中織之進君登壇〕

○田中織之進君　私は、ただいま議題となりました退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議案について、簡単に提案の理由を説明いたしたいと思います。

まず決議案文を朗読いたします。

退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議案

政府は、退職金及び退職積立金に対する課税を廃止する措置を講ずべし。

右決議する。

退職金の本来の性質につきましては、あるいは賃金のあと払いと見るものあり、あるいは慰労金と見るものなど、いろいろ論はありますが、これを支給せられる退職勤務者にとつては、退職後の生活費に充当するところの金銭であることには間違いないのであります。ことに最近のように就職が非常に困難な時期に、行政整理、産業合理化等の理由によりまして、少くとも自己の意思によらずして退職せしめられる者にとつては、零細な退職手当あるいは退職金は、わずか二、三箇月間の食いつなぎ資金、あるいは再就職までの保障金にすぎないものであつて、いわば失業保険金の意味しか持たないのでございます。

しかるに、退職金制度も、またこれにかわるべき社会保障制度も、わが国には、いまだ全国的、きた全産業に十分確立されておらないのであります。従いまして、長い年月にわたつて労働力を消耗し、喪失したところの年とつた労働者、あるいは長年勤労に従事したところの勤労者は、生活の保障なくして、困難なる今日の生活環境にほうり出されるのでありますが、たまたまわずかばかりの退職金、またはこれにかわるべき金銭を支給せられ、それが今後の生活保障に不十分な額でありましようとも、給与所得としてこれに課税せられ、その大半が徴収せられ去る実情にあることは、皆さん周知の事実でございます。

しかるに、健康保険による保険給付は、もちろん課税せられておりません。さらに厚生年金による保険給付として支給を受ける金銭も、租税その他の公課は原則として課せられないのでありますが、退職金は、その本質において老後の資金となる社会保障制度的な金銭給与であろうとも、その支給者がただ私人あるいは私法人であるがゆえに課税の対象とされておるのが実情でございます。従つて退職金が、社会保障制度の不完全な現在、社会保障制度にかわつているその本質的役割を考えるならば、当然免税とすることに国家も協力すべきであると考えるのであります。しかるに現行税法におきましては、退職金は一般の賃金所得と同一に取扱われ、給与所得の上積みとして高率な課税がなされるばかりでなく、その計算方法が複雑なため、単に労資間に無用の紛争を起き、勤労者の将来の希望と今日の安定を失わしめるのみならず、退職者の生活を圧迫し、社会不安を誘発するおそれなしとしないのであります。

また退職積立金につきましては、これが積立てをなす場合において、益金として三五%の法人税が課税せられるほか、同族会社におきましては、さらに五%の積立金課税がなされることになつているのでありまして、そのため、社会政策的見地から見て必要とせられる最小限度の退職積立金の積立てをも困難にしているのが実情でございます。

以上申し上げました通り、退職金が一般給与所得と異なる特殊性を持つておる事実にかんがみまして、国家的、総合的社会政策の見地より、これを給与所得と切り離した別個の取扱いをなし、退職金及び退職積立金に対する課税を廃止するようにすみやかに処置を講ずることを、強く政府に要望する次第でございます。本決議案の趣旨につきましては、行政整理その他自己の意思によらず、しかもすべての涙ほどの退職金によつて退職しなければならないところの勤労者はもちろんのこと、長年自己の心身を消耗して働いて参りましたところの年とつた労働者、勤労者、あるいは停年でやめなければならない人たちの強い要望でありますのみならず、これは経営者側におきましても一致したところの要望に相なつておるのであります。何とぞ満場一致本案に御賛成あらんことを強く熱望いたしまして、趣旨弁明にかえる次第でございます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

第三　国民金融公庫拡充強化に関する決議案（夏堀源三郎君外二十四名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○副議長（岩本信行君）　日程第三は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。

日程第三、国民金融公庫拡充強化に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。小山長規君。

国民金融公庫拡充強化に関する決議案

国民金融公庫拡充強化に関する決議

国民金融公庫は、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対し、小口貸付を行う唯一の金融機関であり、金詰りにあえぐ中小企業者及び零細業者の事業の維持に欠くべからざる重要な働きをしている。公庫の資本金は先般二十億円増資されたが、なお不足しており、現在の資金量をもつてしては、借入適格者の半数しか融通を受けられない状況である。

また公庫の支所の設置、職員の採用、勤務條件、経理等の面においても現行制度上、弾力の欠陥があり、公庫の機能の充分なる発揮が阻まれて居る感が少くない。

よつて本院は、政府に対し、国民金融公庫の拡充強化を計るため、速やかに次の措置を取ることを強く要望する。

一　公庫の貸出資金の充実を計るため資本金を更に五十億増加すること

二　資金運用部等からの資金の借入の途を開くこと

三　支所設置の制限、職員の勤務條件、業務及び会計等の現行制度の欠陥を是正し、将来独立採算制をとることを目途とし、自主運営を強化すること

右決議する。

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君　ただいま議題となりました国民金融公庫拡充強化に関する決議案の趣旨を御説明いたします。ちなみに、本決議案は自由、民主、社会、共産各党の共同提案であります。

まず決議案の全文を朗読いたします。

国民金融公庫拡充強化に関する決議案

国民金融公庫は、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対し、小口貸付を行う唯一の金融機関であり、金詰りにあえぐ中小企業者及び零細

業者の事業の維持に欠くべからざる重要な働きをしている。公庫の資本金は実数二十億円増資されたが、なお不足しており、現在の資金量をもつてしては、借入適格者の半数しか融通を受けられない状況である。

また公庫の支所の設置、職員の採用、勤務條件、経理等の面においても現行制度上、諸種の欠陥があり、公庫の機能の充分なる発揮が阻まれて居る憾が少くない。

よつて本院は、政府に対し、国民金融公庫の拡充強化を計るため、速やかに次の措置を取ることを強く要望する。

一　公庫の貸出資金の充実を計るため資本金を更に五十億増加すること

二　資金運用部等からの資金の借入の途を開くこと

三　支所設置の制限、職員の勤務條件、業務及び会計等の現行制度の欠陥を是正し、将来独立採算制をとることを目途とし、自主運営を強化すること

右決議する。

以上が決議案の全文でありますが、以下、私どもがこの決議案を提出するに至つた動機と、決議案の内容について御説明を申し上げます。

国民金融公庫は、日本のいずれの金融機関にも見られない特長を持ち、金づまりにあえぐ中小企業者に小口資金貸付を行い、零細業を破滅の危機より救い、また一方には引揚者等に更生資金の貸付を行い、更生の道を開く等、有益な業務を行つておるのであります。その回収成績を見ますると、公庫発足以来本年二月末までの貸付累計四十八億六千七百四十九万四千円に対し、その延滞率はわずかに〇・八%、すなわち千円の貸付に対し八円の延滞にすぎず、その回収成績はきわめて良好であるといえるのであります。試みに延滞の原因を調査してみますると、債務者の悪意によるものは一件もなく、その大部分が、公庫の職員の手不足、回収、監理に要する旅費等の不足のため、やむを得ず延滞となつておるのでありまして、今後これらの点が解決するならば、延滞を一掃することはきわめて容易なりと考えるのであります。

国民金融公庫は、また厚生省委託の更生資金の貸付をも取扱つております。しかして、この更生資金の回収状況は、遺憾ながら良好とはいわれないのでありますが、この貸付は厚生省の委託によるものでありまして、大部分が引揚者、戦災者に対する特殊な貸付であり、しかもその回収成績の良好でないのは、昭和二十一年より二十三年までの庶民金庫当時の更生資金の貸付が大部分を占めておることに基くものであります。この更生資金の本年二月末現在の状況を見ますると、貸付件数は二十二万九千三百八十四件、貸付金額は二千七億三千五百九十五万四千円に対しまして、延滞件数は十万四千六百十一件、金額において十三億二千九百六十七万三千円で、延滞率四八%、貸付件数百件に対して四十八件の延滞となつておりますが、この回収についても、職員の勤務條件が改善されますならば、回収率を相当高めることができると信ずるものであります。

次に国民金融公庫に対する国民の期待について申し上げますならば、零細企業者、すなわち金融ベースに乗らない業者の公庫に対する借入希望額は、現下の金詰まりをも反映して、その資金能力の五倍、すなわち現行資本六十億に対して三百億に達しているのであります。このうちから調査の上貸付に適すると思われるものは、三百億の申込みに対し四〇%を下らないのでありますから、さしあたり今年中に五十億の増資はぜひとも必要なりと考えるのであります。

次に、現在公庫の役職員は国家公務員とされておりますが、人事院においては、いまだ国民金融公庫職員に対する職階級明細書を作成しておりません。このことは、まさにその職務が一般公務員と異なる性質のものであることを裏書するものと考えるのであります。同じく国家資金の融通を業務とする日本輸出銀行、復興金融金庫等の職員は国家公務員でなく、刑法等の罰則の適用においてのみ公務員と同様の取扱いを受けるのであります。同じ国家の金融機関でありながら、一方は全面的に国家公務員法上の身分的制限に服し、他方はその制限をまつたく受けないとするほど両者の間に本質的差別ありとは認められませんので、国民金融公庫の職員も、開発銀行及び輸出銀行の職員同様、公務員たる身分を除くべきであります。

なお、公庫を初めこれらの金融機関は、いずれも採算本位に経営すべき公共企業体の性格を持つものでありますから、その組織、運営に対する国の統制は必要最小限にとどめられるべきであり、職員の身分取扱いも国家公務員と同一にすべきものでないと考えられるのであります。

思いますに、公庫以外の金融機関においては、貸付條件として、あるいは出資、強制積立金、あるいは掛金、天引預金等を強要される結果、借入れた資金から相当の額が天引され、全額を使えない実情でありますが、国民金融公庫の場合は、借入資金の全額を使用できるのでありまして、また返済も長期の月賦制度でありますので、真に生きた資金として活用され、零細業者から親しまれておることは、皆様御案内の通りであります。従つて、国民金融公庫を拡充強化することは、国民の福祉に偉大なる貢献をなすものであります。これが本案を提出する趣旨であります。

以上の決議案に対し、政府の積極的努力を強く要望して、提案趣旨の説明を終ります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

日程第四　領土問題に関する決議案（植原悦二郎君外十八名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○副議長（岩本信行君）　日程第四は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。

日程第四、領土問題に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。植原悦二郎君。

領土問題に関する決議案

領土問題に関する決議

講和の機熟するに伴い、日本の領土問題に対する国民の関心は、日本とともに高まりつつある。特に、日本から切離されることの危惧される諸島の住民は、その帰属の問題を、講和に関する唯一最大の関心事としているというも過言でない。

これ等諸島の帰属問題は、一に連合国の決定にまつ外ないが、本来、歴史的、民族的にみて日本領土であると認められる諸島に関する日本国民の要望については、連合国側において特に好意ある考慮が払われるよう、政府は輿論を喚起し格段の努力を致されたい。

右決議する。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君　ただいま上程されました、自由、民主、社会党三派共同提案にかかわる決議案につき、自由党を代表してその趣旨を弁明いたします。まずその主文を朗読いたしますことをお許し願いたいのであります。

領土問題に関する決議案

講和の機熟するに伴い、日本の領土問題に対する国民の関心は、日とともに高まりつつある。特に、日本から切離されることの危惧される諸島の住民は、その帰属の問題を、講和に関する唯一最大の関心事としているというも過言でない。

これ等諸島の帰属問題は、一に連合国の決定にまつ外ないが、本来、歴史的、民族的にみて日本領土であると認められる諸島に関する日本国民の要望については、連合国側にお

いて特に好意ある考慮が拂われるよう、政府は輿論を尊重し格段の努力を致されたい。

右決議する。

昨今の国際情勢のもと、かかる決議案の取扱いは、議会といたしましても、まことにデリケートの問題でありますがゆえに、きわめて慎重なる考慮を要すると思います。それゆえに、あるいは諸君に対しては少しくよけいなことであるかもしれませんが、国民全体にもよく御了解を願いたいので、まず冒頭において、私が重要と思いまする二、三の点を申し述ぶることをお許し願いたいのであります。

その第一は、日本が直面している講和條約の問題であります。講和條約の早期締結は全国民の熱望であると断言しても、少しも間違いでないと私は信じております。それゆえに、これに対して少しでも支障のあると思われることは、言葉においても行動においても、すべてこれは回避しなければなりません。そう私は思います。その第二は、日本は負けた国で、ポツダム宣言を無條件に受諾したことであります。自己を最も強く反省することは、やがて他人をして深き同情を喚起せしめ、結局自己に有利に問題を解決せしめ得るものと私は考えております。その第三は、戦後交戦国に領土の帰属が変更せしめられる場合には、その住民多数の意思を最も強く考慮して解決すべきであるということであります。第一世界戦争後、米国大統領ウイルソンがこれを力説されたところのものであります。これこそは民主主義の原則であり、その実現の手段方法も、民主主義にのつとるものでなければなりませんが。これは自由を愛する民主主義国家における国際的通念であるとさえ考えられるのであります。

以上申し述べました三点を念頭にひそめて、ここに提案された決議案を考慮いたしたいと思います。

御承知の通り、米国は、昨年以来、日本の早期講和條約締結を志し、その指導的地位において熱心に努力されております。ダレス氏のこのたびは、米国大統領の特派大使として、この問題のために二度までも渡来しておられるのであります。そうして、でき得ることなれば、日本と交戦した十三箇国の国との講和條約さえも考えられているのであります。その複雑微妙なることについても考慮さるべきであります。本二日、ダレス大使は、日本の講和條約締結促進のために渡英されるはずであります。同大使は、さらに進んでフランスへもおもむかれる予定であると承知いたしております。言うまでもなく、ダレス特使のこのたびの渡欧は、従来各国間に存在せし若干の意見の相違を調整して、日本講和條約の最後案を作成する周到なる準備とも思われておるのであります。

かくのごとく、講和の近づくに従い、日本国民としては、日本の領土問題に関して新たな関心を高めつつあることは当然でもありましよう。特に歴史的に、地理的に、血液的に、人情、風俗、習慣、伝統に深いつながりを持つ日本から切り離されると思われる諸島民のやるせなき感情は、察するに余りあります。また戦争に残された四つの島々にいる八千万の日本国民が、血のつながる身内の者の悲境を思う切なる気持は、実に言語に絶しあたわざるものでありましよう。国民感情と深甚なる交渉を持つ歴史的民族の居住する領土の帰属については、細心の考慮を要することは申すまでもありません。もつとも、これらの諸島帰属の問題は、一にかかつて連合諸国の決定にまつほかはないのであります。幸い連合国は、世界平和を理念とし、民主主義の実現と、自由国家の提携を念願されておるのであります。それゆえに、歴史にかんがみ、本来民族的にも日本の領土と認められる諸島に関しては、慎重に、しかも好意ある考慮を拂われるものと信じておるのであります。（拍手）

これらを検討して、政府においても、本決議案の趣旨にかんがみ、これに対して格段の考慮と努力とを拂われんことを要望するものであります。何とぞ諸君の御賛同を願います。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本案は可決いたしました。（拍手）

この際内閣官房長官から発言を求められております。これを許します。内閣官房長官岡崎勝男君。

（政府委員岡崎勝男君登壇）

○政府委員（岡崎勝男君）　ただいま可決になりました決議につき、一言政府の所信を述べたいと存じます。

従来政府は、種々の機会におきまして、領土に関する国民の要望を連合国に伝えて参つたのであります。また、これらの諸島に関する資料等につきましても、随時連合国に提出して参つたのでありまして、連合国側としては、わが国民の意のあるところは十分考慮してくれるものと信じております。今後とも、政府は、本決議の趣旨に従いまして、でき得る限りの努力をいたす所存であります。（拍手）

国鉄輸送力整備に関する決議案

（前田郁君外二十五名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、前田郁君外二十五名提出、国鉄輸送力整備に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国鉄輸送力整備に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。前田郁君。

国鉄輸送力整備に関する決議案

国鉄輸送力整備に関する決議

最近国鉄貨物輸送の逼迫に因り、国内物資の需給に破衡を来し、産業経済に重大なる影響を及ぼしつつあることは、真に憂慮に堪えない。

政府及び日本国有鉄道は、この情勢にかんがみ、資金、資材、従事員、機構等に関し特段の措置を講じ、速やかに車両、施設等を増備改善して輸送力の整備を図り、以つて産業経済の進展、民生の安定に資すべきである。

右決議する。

（前田郁君登壇）

○前田郁君　ただいま上程になりました国鉄輸送力整備に関する決議案につきまして、提案者を代表して趣旨弁明をいたしたいと存じます。

まず案文を朗読いたします。

国鉄輸送力整備に関する決議案

最近国鉄貨物輸送の逼迫に因り、国内物資の需給に破衡を来し、産業経済に重大なる影響を及ぼしつつあることは、真に憂慮に堪えない。

政府及び日本国有鉄道は、この情勢にかんがみ、資金、資材、従事員、機構等に関し特段の措置を講じ、速やかに車両、施設等を増備改善して輸送力の整備を図り、以つて産業経済の進展、民生の安定に資すべきである。

右決議する。

次に、決議案の趣旨について簡単に御説明申し上げます。

わが国経済の復興、貿易の振興等に伴いまして、国内貨物の動きが一段と活発に相なつたのでありますが、それに対応すべき国鉄輸送力の増強は著しく立ち遅れ、昨年秋以来、貨物輸送の逼迫はなはだしく、滞貨はすでに二百万トンを突破するがごとき状態でありまして、その影響はあらゆる面に如実に現われ、真に憂慮にたえないものがあるのであります。

国鉄輸送力の現状について、少しく具体的に申し上げますと、二十五年度の輸送実績は一億三千六百万トンで、年度当初の輸送計画を上まわること七%でありまして、戦後における最高記録を示しておるのであります。この実績を月別に見ますと、朝鮮事変を契機とし、七月以降から漸次増加の

徴候を示し、本年三月に至つて、昨年同月に比べて実に二三%の激増となつておるのであります。

次に、在貨トン数と発送トン数との関係、すなわち出貨要請に対し、どれくらいの貨物が輸送されたかと申しますと、二十五年四月において一日平均五十一万トンの在貨に対し、発送割合は六二%であつたのが、本年三月には、百八十六万トンに対し二一%という状態で、これを戦前の九九%と比較することは、諸般の情勢から見て無理であるといたしましても、戦後の混乱期における一一%ないし一三%を除けば、過去十数年来の最低率であります。かような状態でありますから、滞貨も漸次増加いたしまして、昨年の四月末には四十三万トンであつたのが、本年三月末には遂に二百万トンを越えるに至つたのであります。この二百万トンの貨物は、金額にしては数百億円となるのでありまして、これが何ら活用されず駅頭に眠つているということは、ひとり荷主のみならず、わが国産業経済のため不幸であるといわざるを得ないのであります。

しかるに、貨車の運用の面はどうかと申しますと、国鉄の貨車は九万四、五千両でありまして、その運用効率は、昨年四月の二三%から漸次上昇し、本年三月には二八%となり、戦前の三八%には遠く及ばないのでありますが、戦後における最高であります。これは国鉄当局の努力の成果でありますが、しかもなお送り不足の滞貨を切りくずすまでに至らなかつたことは看過できない事実であります。ここで問題になりますことは、貨車の運用効率をさらに高め、輸送量の増加をはかることはできないかということでありますが、貨物の足が延びていること、貨車の停留時間が、長くなつていること、その他施設の不備、労働条件による制約等の不利な原因が錯綜いたしておりますので、国鉄といたしましては、まず最大能率を発揮していると見るのが至当であると推定いたしたのであります。

翻つて、二十六年度の鉄道貨物輸送計画を見ますと、国会提出の予算においては一億三千四百万トン、実行計画において一億三千六百五十万トンとなつているのでありますが、自立経済の構想、国際情勢の推移等により、要輸送量は少くとも一億五、六千万トンに達するものと予想せられるのでありまして、二十五年度の輸送実績は一億三千六百万トンに対し約一〇%の増加となるのであります。この厖大なる数字をいかにして輸送するかは、国鉄のみならず、わが国に課せられたる重要な問題でありますが、現在の国鉄の輸送能力をもつていたしましては、ほとんど不可能でありまして、これが解決を期するには、貨車並びに施設の増備改善をはかり、あわせてこれに伴う諸方策を講ずることが必要であると思うのであります。

最近における国鉄の貨車増備計画について申し上げますと、二十四年度には千九百両を増備いたしましたが、二十五年度には、わずかに五百三十五両を新造いたしたにすぎないのであります。しかも、一方廃車したものが、二十四年度においては千四百両、二十五年度には三千五百両となつているので、新造車両は廃車車両に及ばないのみならず、廃車の補充さえ十分でないのであります。現在国鉄の貨車には、車齢三十年以上の老朽車が非常に多く、車両局の調査によりますれば、廃車すべきもの約二万五千両、そのうち運転保安上緊急廃車を要するもの一万四千両に達するということであります。一方、貨車の新造計画でありますが、二十六年度国会提出予算において、新造改造合せて約四千両、第一次実行計画において、物価騰貴等によりこれを約二千六百両に改訂し、第二次実行計画においては新造千五百両を追加したのでありますが、廃車車両は二千四百両を数えるので、増加両数は千七百両にすぎないことになるのであります。従つて、この計画が予定通り実行せられたといたしましても、最大輸送能力は一億四千万トンを出でないと推定せられるのでありまして、出貨との開きは七百万トン以上になり、今後さらに一層深刻な貨車不足の事態が現出するであろうことは予想にかたくないのであります。

最近、わが国の産業経済は復興著しきものがありますが、その基盤は現になお脆弱で、弾力性に乏しく、わずかな物資需給関係の不円滑によりましても経済循環に変調を来し、混乱に陥る可能性を多分に包蔵しているのであります。従つて、物資流通過程の最も重要な一環をなす輸送機能が一旦停滞いたしますと、影響するところは広範囲にわたり、産業経済は、ために麻痺状態に陥り、自立経済も、日米経済協力も、紙上計画に終ることなきを保しがたいのであります。

はたしてしからば、何ゆえにかかる深刻な貨車不足の情勢に立ち至つたか。その原因は多々あるであろうと思われますが、ひつきようするに、国鉄当局の車両増備計画が当を得ていなかつたこと、国策として輸送力拡充計画が総合的に樹立せられていなかつたことの、この二つに尽きると考えるのであります。すなわち、国鉄が独立採算制に偏重するの余り、ともすれば輸送機関本来の使命たる公共性を忘れて営利主義的方策に走るきらいあることは、いなみがたき事実でありまして、貨車増備計画のごとき、閑却したとはあえて申しませんが、適切でなかつたと言い得ると思うのであります。

またわれ〳〵は、戦後、特に講和を目睫に控え、策定せられている産業経済に関する計画中に、真に輸送力の確保ないし増強ということを織り込むべきであると考えるのであります。海上輸送力の拡充については、つとに問題にされ、特に外航船腹の増強については、本国会において決議されたことは御承知の通りでありますが、陸上輸送力、なかんずくその根幹をなすところの鉄道輸送力については、確固たる対策が樹立されていないのは遺憾であります。わが国の地理的条件並びに高度の貿易依存性より見て、海上輸送力の増強をはかる要あることはもとよりでありますが、これと並行して鉄道輸送力の整備をするということでなければ、輸送の完璧は期しがたいのであります。

以上のような観点において、われわれは鉄道輸送力、特に貨車の整備増強を国策として取上げ、資金資材等につき特段の措置を講じ、もつてこれが実現をはかるとともに、輸送能率を高めるため、管理機構の改善、従業員の教育待遇等、必要な諸方策を考究具現するよう、強く政府及び日本国有鉄道に要望するものであります。

以上、簡単でありますが、決議案の趣旨について申し上げました。各位の御賛成を切望いたす次第であります。

（拍手）

○副議長（岩本信行君） 討論の通告がありますが、これを許します。柄澤甚志子君。

〔柄澤甚志子君登壇〕

○柄澤甚志子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま上程になりました国鉄輸送力整備に関する決議案に対し反対の意を表明するものであります。

ただいまの決議案の提案の理由を承つておりますと、また委員会におきまするところの審議の過程を検討いたしますところによりますと、国鉄公社に今日の輸送危機の責任を転嫁しているのでございます。私ども日本共産党は、終戦以来、国鉄の輸送力の復興のためには全力をあげて闘つて来たものであります。国鉄の労働者諸君も、進法闘争あるいは産業復興闘争、国鉄防衛闘争として、先頭になつて、全力を上げて闘つて来たのであります。それに対して、終戦以来、政府初め與党は、これがいわゆる共産党の煽動するところの国鉄破壊の闘争であるとして弾圧し、現に三鷹事件、松川事件、これらすべてを労働者の責任として監獄に投じ、裁判にかけているのが実情であります。

今、国民の輿論は、国鉄の輸送力の増強ということに対しましては重大な関心を持つているのであります。あの桜木町事件、これは日本の全国民の関

心の的であります。国会はこれに関心を寄せられまして、行政監察委員会におきまして、この原因を追究されているようでありますけれども、その方針としているところを観察いたしますと、いかにも労働者に責任観念がないということ、責任をなすりつけ合っているというようなことを非常に誇大に取上げまして、ある委員のごときは、国鉄の職場を、あの安い給料で孜々として三十年間守って来た労働者に対して、無能であるから、あのような小さな箱の中に三十年間もいたと言って侮辱しているのであります。このような取扱いをいたしております。

輸送の問題について、私どもがしばしば検討いたしますと、これは当局も主張しておりますように、興党も言っておりますように、明らかにあの輸送力が、ほとんど朝鮮事変輸送に動員されているところに重大な原因があるのであります。昨年八月に立てましたところの国鉄の予算は、ダレス氏が来朝するという理由をもちまして、七、八月の物価を某筋にいたしております。従いまして、運輸大臣は、本年度当初の予算審議の運輸の分科におきまして、この予算は補正しなければならないということを、はっきり誠実な大臣としての立場から言われているのであります。しかも、鋼材その他の値上りが、今日ではとうてい予算の遂行を不可能にいたしまして、その輸送能力は、民需の方面が事ごとに圧迫されまして、業者の陳情によりますれば、特需に振り向けられて、われ〳〵の要求は一五%しかいれられないと言っておるのであります。国鉄当局の説明を承りましても、二割か三割しか民需の要求に応じられないというのが現状であります。（拍手）

その対策をどうするかということを検討いたしますと、当局は、三千六百両の貨車が現在これに振り向けられると申しておりますが、さらに四千両を増強しなければ、とうてい朝鮮事変――――、二億五千万トンの当局の要請には応ずることができないと申しておるのであります。それに要しまする費用は五十億を越えるものでありまして、自由党が終戦以来唱えて参りました、いわゆるコーポレーションの独立採算制の立場は、朝鮮事変――――によりまして、根底からくつがえされているのであります。しかもこれに対しまして、運賃の値上げ、さらに厖大な国有財産の拂下げ、国有財産でありました国鉄公社の施設その他を売り拂おうという計画が、現に国会の中にその萌芽を現わしているのであります。

われ〳〵は、国鉄の輸送力の整備に対しては、もちろん賛成であります。闘って来たものであります。けれども、その根本的な対策は、――――輸送を強力にやられておりますために、ヒロポンを打たなければ働けないような労働強化の。労働者の状態、この状態がある限り、低賃金に悩む労働者がある限り、この労働強化に耐えられずに、鶴見では、労働者が麦食パンを一箇食べて、連日終夜作業をいたしましたために、睡眠不足と栄養不足と過労のために、操車の作業中に線路の上に倒れまして、そこに貨車が入って参りまして、起き上る力、気力がないために、ひき殺されたという事実があります。これはひとり鶴見だけではございませぬ。軍需輸送に関係を持っておりますところの各職場の労働者の状態は、そのような労働強化と低賃金が強いられているのであります。

私どもは、この決議案が、経済安定と、産業経済の進展と、民生の安定をその目的といたしているのでございますけれども、そういう美名のもとに、――――ところの非常に危険なる決議案であるということを指摘いたしまして、絶対にこれに賛成することはできないのであります。桜木町事件のあの責任を痛感いたしますならば、まず旅客輸送を完遂するための対策こそ、この国会ではやらなければならないのであります。しかるに、この提案理由にいたしましても、審議の経過にいたしましても、重要な人命をどう輸送するかということにつきましては、一言も質問がなかったのであります。行政監察委員会では、国鉄の従業員が人の命を運ぶことをおろそかにしていると言って、国鉄の労働者を攻撃したのでありますけれども、興党こそ、政府こそ、この人命輸送に対しましては何ら関心を持っておらないのであります。――――のためのこのような決議案に対しまして、日本共産党としては、世界の平和に対して重要な国際独占資本――――Ⅰになっておる日本の国会におきましては、絶対にこれを許すことができないのであります。

わが党といたしましては、軍需輸送を即時停止すること、あの厖大な民需の滞貨を即時に輸送すること、さらに旅客輸送の危険な状態を、すべての予算を傾注して即時に検修することを要求し、さらに私どもとしては、国鉄の労働者諸君の労働強化、低賃金、かかるものを、即時に補正予算を組みまして、ベースを上げますことこそが真の日本の輸送力増強であるということを主張いたしまして、反対の理由にかえたいと思うのでございます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よって本案は可決いたしました。（拍手）

――――

第五　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○副議長（岩本信行君）　日程第五、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事大澤嘉平治君。

――――

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三條中「又は営もうとする者」を削る。

第十一條中「登録ホテル業を営み、又は営もうとする者」を「登録ホテル業を営む者」に改め、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十七條から第二十七号までを次のように改める。

第十七條から第二十七号　削除

第二十八條中「第四條第一項第一号及び第二項（登録義務）」を「第四條（登録義務）」に改め、「、第一條第三号中「第四條第一項各号の一（第十二條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四條第一項第一号」」を削る。

別表第一の第四号中「ニ　換気設備があること。」を「ニ　ホ　外気に面することあること。」に改める。

別表第一の第五号を次のように改める。

五　客室の収容人員に相応した規模の食堂があること。

別表第一の第十一号中「夏期に限り営業をするもの」を「季節的に営業をするものであつて、その必要がないもの」に改める。

別表第一の第十二号中「開口部」の上に「外気に面する」を加え、同号に次の但書を加える。

但し、防虫の必要がない場合にあつては、この限りでない。

別表第一の第十三号中「共同用のものは、男女に区別して設けられてあること。」を「共同用のものにあつては、その入口から男女用の区別があること。」に改める。

別表第一の第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一　環境が良好であること。

別表第三の第三号中「ホ　開口部には、防虫用の金網が張つてあること。」を「ホ　外気に面する開口部があり、且つ、これに防虫用の金網が張つてあること。但し、防虫の必要

かない場合にあつては、防虫用の金網を張ることを要しない。」に改める。

別表第三の第九号中「その共同用のものは、男女に区別して設けられてあること。」を「その共同用のものにあつては、その入口から男女用の区別があること。」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年五月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

〔大澤嘉平治君登壇〕

○大澤嘉平治君　ただいま議題となりました国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案につき、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、五月十八日、予備審査のため本委員会に付託され、二十五日、参議院より送付を受け、同日、本付託されたので、二十七日、政府より提案理由を聴取いたしました後、慎重に審査いたしたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、このたび政府は、政府部内の審議会等を整理する方針を立て、それに基き、本法により設置されたホテル審議会を廃止することとしたので、これに伴い本法中の審議会関係の條文を削除しようとするものであります。なお、本法が実際に運用されてから約一箇年になるのでありますが、この内容に不備の点もありますので、この際これを是正いたし、登録の申請條件、旅館に対する登録條件及び登録施設基準について所要の改正を加えることにしようとするのであります。

次に、本法案につきましては熱心な質疑応答がかわされたのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

かくて、昨一日質疑を打切り、討論を省略、ただちに採決の結果、多数をもつて本法案は政府原案通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

第六　自転車競技法を廃止する法律案（河田賢治君外二十四名提出）

○副議長（岩本信行君）　日程第六、自転車競技法を廃止する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事中村幸八君。

自転車競技法を廃止する法律案

自転車競技法を廃止する法律

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

3　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第五号中「自転車競技及び」を削る。

4　地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

自転車競技法を廃止する法律案（河田賢治君外二十四名提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

〔中村幸八君登壇〕

○中村幸八君　ただいま議題となりました自転車競技法を廃止する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まずその提案の理由を申し上げますと、第一に、地方財政が、いつ何どき中止せらるるかわからない競輪収入に依存することは危険きわまりないこと。第二に、競輪施行による不正腐敗の問題であります。第三に、競輪騒擾に伴う拘束の問題であります。第四に、道義の頽廃の問題であります。以上が本法案の提案の要点であります。

本法案は、日本共産党の河田賢治君外二十四名により提出せられ、一月二十二日、本委員会に付託と相なりまして、五月二十六日、提案者風早八十二君より提案の理由を聴取いたしたのであります。引続き質疑に入りましたところ、社会党加藤鐐造君より、本法は、もしこれを廃止するといたしましても、本法廃止後の競走場の收益性ある利用方法、また施設に要した投下資本の回収方法、地方財政の窮状打開の方法等の善後処置を講じたる上にて廃止すべきではないかという質疑がありました。これに対し提案者より、納得の行く方策について満足な答弁を得られなかつたのであります。

よつて、討論を省略し、ただちに採決いたしましたところ、賛成者少数なるをもつて、本案は否決することに決した次第であります。右御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案の委員長の報告は否決でありますが、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立少数。よつて本案は否決せられました。（拍手）

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外十三名提出）

覚せい剤取締法案（参議院提出）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、青柳一郎君外十三名提出、医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案、覚せい剤取締法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事亘四郎君。

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

第一條　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十六條に次の一項を加える。

4　前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて医師免許若しくは医業免許を受け、又は中華民国（満洲及び蒙疆を含む。）において領事館の医業免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第二條　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

医師法の一部を改正する法律案、参議院提出、覚せい剤取締法案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案、覚せい剤取締法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事亘四郎君。

第三十三條に次の一項を加える。

4　前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医業免許を受け、又は中華民国（満洲及び蒙疆を含む。）において領事官の歯科医業免許を受けた日本国民に対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2　医師国家予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

「医師法第三十六條第三項」を「医師法第三十六條第三項又は第四項」に、「満洲国の行つた医師考試の第一部考試に及格し、又は中華民国（満洲及び蒙疆を含む。）において領事官の医業免許を受けた者」を「又は満洲国の行つた医師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

3　歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

「歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第三十三條第三項」を「歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第三十三條第三項又は第四項」に、「満洲国の行つた歯科医師考試の第一部考試に及格し、又は中華民国（満洲及び蒙疆を含む。）において領事官の歯科医業免許を受けた者」を「又は満洲国の行つた歯科医師考試の第一部考試に及格した者」に改める。

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外十三名提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

目次（覚せい剤取締法）

第一章　総則（第一條・第二條）
第二章　指定及び届出（第三條―第十二條）
第三章　禁止及び制限（第十三條―第二十條）
第四章　取扱（第二十一條―第二十七條）
第五章　業務に関する記録及び報告（第二十八條―第三十條）
第六章　監督（第三十一條―第三十四條）
第七章　雑則（第三十五條―第四十條）
第八章　罰則（第四十一條―第四十五條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、覚せい剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行うことを目的とする。

（用語の意義）

第二條　この法律において使用する用語の意義は、左の各号に定めるところによる。

一　「覚せい剤」とは、フエニルアミノプロパン、フエニルメチルアミノプロパン及び各その塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤をいう。

二　「覚せい剤製造業者」とは、覚せい剤を製造し、且つ、その製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

三　「覚せい剤施用機関」とは、覚せい剤の施用を行うことができるものとして、この法律の規定により指定を受けた病院又は診療所をいう。

四　「覚せい剤研究者」とは、学術研究のため覚せい剤を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第二章　指定及び届出

（指定の要件）

第三條　覚せい剤製造業者の指定は製造所ごとに厚生大臣が、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定は病院若しくは診療所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、左の各号に掲げる資格を有するもののうち適当と認めるものについて行う。

一　覚せい剤製造業者については、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二十六條第一項（医薬品製造業の登録）の規定により医薬品製造業の登録を受けている者

二　覚せい剤施用機関については、精神病院その他診療上覚せい剤の施用を必要とする病院又は診療所

三　覚せい剤研究者については、覚せい剤に関し相当の知識を持ち、且つ、研究上覚せい剤の使用を必要とする者

2　覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定に関する基準は、厚生省令で定める。

（指定の申請手続）

第四條　覚せい剤製造業者の指定を受けようとする者は、製造所ごとに、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に申請書を出さなければならない。

2　覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定を受けようとする者は、病院若しくは診療所又は研究所ごとに、その所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

（指定証）

第五條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定をしたときは、厚生大臣は当該製造業者に対して、都道府県知事は当該施用機関の開設者又は当該研究者に対して、それぞれ指定証を交付しなければならない。

2　覚せい剤製造業者に対する指定証の交付は、その製造所の所在地の都道府県知事を経て行うものとする。

3　指定証は、譲り渡し、又は貸与してはならない。

（指定の有効期間）

第六條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の有効期間は、指定の日からその翌年の十二月三十一日までとする。

（指定の失効）

第七條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者について、指定の有効期間が満了したとき及び指定の取消があつたときの外、第九條（業務の廃止等の届出）に規定する事由が生じたときは、指定はその効力を失う。

（指定の取消）

第八條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者、覚せい剤施用機関の管理者（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による当該病院又は診療所の管理者をいう。以下同じ。）、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師若しくは覚せい剤研究者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基く処分に違反したとき、又は覚せい剤研究者について第三條第一項（指定の要件）第三号に掲げる資格がなくなつたときは、厚生大臣は覚せい剤製造業者について、都道府県知事は覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者について、それぞれその指定を取り消すことができる。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、その期日の二週間前までに、処分の理由並びに聴問の期日及び場所を当該処分を受ける覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴問を行わなければならない。

3　聴問においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

4　厚生大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくて聴問に応

じなかつたときは、聴聞を行わないで第一項に規定する処分をすることができる。

（業務の廃止等の届出）

第九條　覚せい剤製造業者は、左の各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

一　その製造所における覚せい剤製造の業務を廃止したとき。

二　薬事法第二十六條第二項（登録の有効期間）の規定により医薬品製造業の登録の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき。

三　薬事法第四十六條第三項（登録の取消及び業務の停止）の規定により医薬品製造業の登録を取り消されたとき。

2　覚せい剤施用機関の開設者は、左の各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

一　覚せい剤施用機関である病院又は診療所を廃止したとき。

二　覚せい剤施用機関である病院又は診療所において第三條第二項（指定の基準）の規定による指定基準に定める診療科名の診療を廃止したとき。

三　医療法第二十九條（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定により、覚せい剤施用機関たる病院又は診療所の開設の許可を取り消されたとき。

3　覚せい剤研究者は、当該研究所における覚せい剤の使用を必要とする研究を廃止したときは廃止の日から十五日以内に、その研究所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

4　前三項の規定による届出は、覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならない。

（指定証の返納及び提出）

第十條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定が効力を失つたときは、前條に規定する場合を除いて、指定が効力を失つた日から十五日以内に、覚せい剤製造業者であつた者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定証を返納しなければならない。

2　覚せい剤製造業者が薬事法第四十六條第三項（登録の取消及び業務の停止）の規定による業務停止の処分を受けたとき、又は覚せい剤施用機関の開設者が医療法第二十九條（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定による閉鎖命令の処分を受けたときは、その処分を受けた日から十五日以内に、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関の開設者に指定証を返還しなければならない。

（指定証の再交付）

第十一條　指定証をき損し、又は亡失したときは、覚せい剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。

2　再交付を申請した後亡失した指定証を発見したときは十五日以内に、覚せい剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ旧指定証を返納しなければならない。

（氏名又は住所等の変更届）

第十二條　覚せい剤製造業者は、その氏名（法人にあつてはその名称）若しくは住所又は製造所の名称を変更したときは十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

2　覚せい剤施用機関の開設者は、その覚せい剤施用機関の名称を変更したときは十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

3　覚せい剤研究者は、その氏名若しくは住所を変更し、又は研究所の名称の変更があつたときは十五日以内に、その研究所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

4　前三項の場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、すみやかに指定証を訂正して返還しなければならない。

第三章　禁止及び制限

（輸入の禁止）

第十三條　何人も、覚せい剤を輸入してはならない。

（所持の禁止）

第十四條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者及び管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者並びに覚せい剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受けた者の外は、何人も、覚せい剤を所持してはならない。

2　左の各号の一に該当する場合には、前項の規定は適用しない。

一　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者の業務上の補助者がその業務のために覚せい剤を所持する場合

二　覚せい剤製造業者が覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に覚せい剤を渡し渡す場合において、郵便又は物の運送の業務に従事する者がその業務を行う必要上覚せい剤を所持する場合

三　覚せい剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受ける者の看護に当る者がその者のために覚せい剤を所持する場合

四　法令に基いてする行為につき覚せい剤を所持する場合

（製造の禁止及び制限）

第十五條　覚せい剤製造業者がその業務の目的のために製造する場合の外は、何人も、覚せい剤を製造してはならない。

2　厚生大臣は、毎年一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、各覚せい剤製造業者の製造数量を定めることができる。

3　覚せい剤製造業者は、前項の規定により厚生大臣が定めた数量をこえて、覚せい剤を製造してはならない。

（覚せい剤施用機関の管理者）

第十六條　覚せい剤施用機関において施用する覚せい剤の譲受に関する事務及び覚せい剤施用機関において譲り受けた覚せい剤の管理は、当該施用機関の管理者がしなければならない。

2　覚せい剤施用機関の開設者は、当該施用機関の管理者に覚せい剤の譲受に関する事務及び譲り受けた覚せい剤の管理をさせなければならない。

（譲渡及び譲受の制限及び禁止）

第十七條　覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者以外の者に譲り渡してはならない。

2　覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者は、覚せい剤製造業者以外の者から覚せい剤を譲り受けてはならない。

3　前二項の場合及び覚せい剤施用機関において診療に従事する医師が覚せい剤を施用のため交付する場合の外は、何人も、覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

4　法令による職務の執行につき覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合には、前項の規定は適用しない。

（譲渡証及び譲受証）

第十八條　覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合（覚せい剤施用機関において診療に従事する医師が覚せい剤を施用のため交付する場合を除く。）には、譲渡人は都道府県の発行する譲渡証の用紙に譲受人は都道府県の発行する譲受証の用紙に、それぞれ必要な事項を記載し、且つ、印をおして相手方に交付しなければならない。

2　前項の規定により譲渡証又は譲受証の交付を受けた者は、譲受又は譲渡の日から二年間、これを保存しなければならない。

3　譲渡証及び譲受証は、第一項の規定による場合の外は、他人に譲り渡してはならない。

（使用の禁止）

第十九條　左の各号に掲げる場合の外は、何人も、覚せい剤を使用してはならない。

一　覚せい剤製造業者が製造のため使用する場合

二　覚せい剤施用機関において診療に従事する医師が施用する場合

三　覚せい剤研究者が研究のため使用する場合

四　覚せい剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受けた者が施用する場合

五　法令に基いてする行為につき使用する場合

（施用の制限）

第二十條　覚せい剤施用機関において診療に従事する医師は、その診療に従事している覚せい剤施用機関の管理者の管理する覚せい剤でなければ、施用し、又は施用のため交付してはならない。

2　前項の医師は、他人の診療以外の目的に覚せい剤を施用し、又は施用のため交付してはならない。

3　第一項の医師は、覚せい剤の中毒者に対し、その中毒を緩和し又は治療するために覚せい剤を施用し、又は施用のため交付してはならない。

4　第一項の医師が覚せい剤を施用のため交付する場合においては、交付を受ける者の住所、氏名、年齢、施用方法及び施用期間を記載した書面に当該医師の署名をして、これを同時に交付しなければならない。

5　覚せい剤研究者は、研究のため他人に対して覚せい剤を施用してはならない。

第四章　取扱

（証紙による封入）

第二十一條　覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を厚生省令の定めるところにより、容器に納め、且つ、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

2　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者は、前項の規定により封を施した覚せい剤でなければ、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3　法令による職務の執行につき覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合には、前項の規定は適用しない。

（保管方法）

第二十二條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤をその製造所、病院若しくは診療所又は研究所内の鍵をかけた堅固な場所に保管しなければならない。

（事故の届出）

第二十三條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となつたときは、すみやかにその覚せい剤の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、覚せい剤製造業者にあつてはその所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者にあつてはその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

（指定の失効の場合の措置義務）

第二十四條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定が効力を失つたときは（次條に規定する指定の申請をした場合にはその申請に対する拒否の処分があつたときとする。）指定が効力を失つた日（次條に規定する指定の申請をした場合にはその申請に対する拒否の処分があつた日とする。以下本條において同じ。）から十五日以内に、覚せい剤製造業者であつた者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定が効力を失つた日から三十日以内に、その所有する覚せい剤を覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者であるものに譲り渡し、且つ、譲り渡した覚せい剤の品名及び数量並びに譲受人の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所を覚せい剤製造業者についてはその製造の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者については病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ報告しなければならない。

3　前項の期限内に当該覚せい剤を譲り渡すことができなかつた場合には、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者は、すみやかに当該職員の立会を求めその指示を受けて当該覚せい剤を処分しなければならない。

4　第一項の規定による報告、第二項の規定による譲渡及び報告並びに前項の規定による処分は、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者が、死亡した場合にはその相続人が、解散した場合にはその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならない。

5　前三項の場合においては、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者、覚せい剤研究者であつた者及びこ

れらの者の相続人、清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人については、指定が効力を失つた日から同項の規定による譲渡又は処分をするまでの間は、第十四條第一項（所持の禁止）の規定は適用せず、又、これらの者の業務上の補助者については同條第二項（所持禁止の例外）第一号の規定を、郵便又は物の運送の業務に従事する者については同項第三号の規定を適用する。

6　第二項及び第四項の場合には、第十七條（譲渡及び譲受の制限及び禁止）及び第二十一條第二項（証紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定は適用しない。

（指定の場合の特例）

第二十五條　覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者が第六條（指定の有効期間）に規定する指定の有効期間の満了前に、又は指定の有効期間の満了後三十日以内に、更に覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者であることの指定の申請をした場合には、その申請に対する厚生大臣又は都道府県知事の許否の処分があるまでは、それらの者及び当該覚せい剤施用機関の管理者であつた者については第十四條第一項（所持の禁止）及び前條の規定は適用しない。

（違法の覚せい剤の処分）

第二十六條　厚生大臣又は都道府県知事は、この法律の規定に違反して輸入され、所持され、製造され、譲り渡され、譲り受けられ、又は施用のため交付された覚せい剤について、この法律の目的を達成するため必要な処分をすることができる。

2　都道府県知事は、前項に規定する処分をしたときは、厚生大臣にその処分の結果を報告しなければならない。

（国庫に帰属した覚せい剤の処分）

第二十七條　厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した覚せい剤について、大蔵大臣と協議の上、この法律の目的を達成するため必要な処分をすることができる。

第五章　業務に関する記録及び報告

（帳簿）

第二十八條　覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者は、それぞれその製造所、病院若しくは診療所又は研究所ごとに帳簿を備え、左に掲げる事項を記入しなければならない。

一　製造し、譲り渡し、譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した覚せい剤の品名及び数量並びにその年月日

二　譲渡又は譲受の相手方の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所並びに製造所、覚せい剤施用機関又は研究所の名称及び所在場所

三　第二十三條（事故の届出）の規定により届出をした覚せい剤の品名及び数量

2　前項に規定する者は、同項の帳簿を最終の記入をした日から二年間保存しなければならない。

（覚せい剤製造業者の報告）

第二十九條　覚せい剤製造業者は、左に掲げる事項を翌月十日までに、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければならない。

一　月初に所有した覚せい剤の品名及び数量

二　その月中に製造した覚せい剤の品名及び数量

三　その月中に譲り渡した覚せい剤の品名及び数量

四　月末に所有した覚せい剤の品名及び数量

（覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告）

第三十條　覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、毎年十二月十五日までに、その指定を受けた日（指定を受けた年の翌年については前年の十二月一日）からその年の十一月三十日までに譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した覚せい剤の品名及び数量をその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

第六章　監督

（報告の徴収）

第三十一條　厚生大臣又は都道府県知事は、覚せい剤の取締上必要があるときは、覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚せい剤研究者について必要な報告を徴することができる。

（立入検査、収去及び質問）

第三十二條　厚生大臣又は都道府県知事は、覚せい剤の取締上必要があるときは、当該職員をして覚せい剤製造業者の製造所、覚せい剤施用機関である病院若しくは診療所又は覚せい剤研究者の研究所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、覚せい剤若しくは覚せい剤であることの疑のある物を試験のため必要な最小分量に限り収去し、又は覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者その他の関係者について質問をさせることができる。

2　前項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（薬事監視員の権限）

第三十三條　第二十四條第三項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分）及び前條第一項に規定する当該職員の職権は、薬事法第五十條（薬事監視員の設置）に規定する薬事監視員が行う。

2　薬事監視員は、第二十四條第三項の規定による覚せい剤の処分に立ち会う場合又は前條第一項の規定により立ち入り、検査し、収去し、若しくは質問する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（都道府県知事の意見具申）

第三十四條　都道府県知事は、覚せい剤製造業者について第八條第一項（指定の取消）に規定する処分を必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第七章　雑則

（国又は都道府県の開設する覚せい剤施用機関の指定手続）

第三十五條　厚生大臣は、国の開設する病院又は診療所について、第三條第一項（指定の要件）中指定権者に関する部分の規定及び第四條第二項（指定の申請手続）の規定にかかわらず、主務大臣と協議の上覚せい剤施用機関の指定を行うことができる。

2　都道府県知事は、都道府県の開設する病院又は診療所について、第四條第二項の規定にかかわらず、覚せい剤施用機関の指定を行うことができる。

（国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更）

第三十六條　国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関については左の各号に掲げる届出、指定証の返納及び報告は、当該施用機関の管理者（管理者がない場合には開設者の指定する職員）が、国又は都道府県知事を経て厚生大臣に、地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関にあつてはその病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対してしなければならない。

一　第九條第二項（診療廃止等の届出）の規定による届出

二　第十條第一項（指定失効の場

合における指定証の返納）の規定による指定証の返納

三　第十一條第二項（再交付申請後発見した旧指定証の返納）の規定による旧指定証の返納

四　第十三條第二項（名称変更の届出）の規定による届出

五　第二十四條第一項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の品名及び数量の報告）及び第二項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及びその報告）の規定による報告

2　国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関については、第二十四條第二項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及びその報告）又は第三項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分）の規定による覚せい剤の譲渡又は処分は、当該施用機関の管理者（管理者がない場合には開設者の指定する職員）がしなければならない。

3　前項の場合には、第三十四條第五項（所持禁止の例外）及び第六項（譲渡及び譲受の制限及び禁止の例外）の規定を準用する。

（国の開設する覚せい剤施用機関の特例の委任）

第三十七條　この法律に定めるもの外、国の開設する覚せい剤施用機関にこの法律の規定を適用するについて必要な特例は、厚生省令で定める。

（手数料）

第三十八條　左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一　覚せい剤製造業者の指定の申請をする者　千円

二　覚せい剤施用機関の指定の申請をする者　五百円

三　覚せい剤研究者の指定の申請をする者　三百円

四　指定証の再交付の申請をする者　百円

2　前項第一号の手数料及び第四号中覚せい剤製造業者の指定証の再交付を申請する者の手数料については、その半額を国庫の収入とし、その残額を都道府県の収入とし、その他の手数料については、全額を都道府県の収入とする。

（譲渡証、譲受証及び証紙の代価）

第三十九條　第十八條（譲渡証及び譲受証）に規定する譲渡証又は譲受証の用紙を必要とする者は、代価として一枚につき二円を都道府県に、第二十一條第一項（製造した覚せい剤の証紙による封入）に規定する証紙を必要とする者は、代価として一枚につき二十銭を国庫にそれぞれ支拂わなければならない。

（経由庁がある場合の期限の特例）

第四十條　この法律の規定により都道府県知事を経て厚生大臣に対してする届出、指定証の返納若しくは提出又は報告については、当該規定に定める期限内に都道府県知事に対して届出書、指定証又は報告書が提出されたときは、それらの行為は所定の期限内になされたものとする。

第八章　罰則

（刑罰）

第四十一條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第十一條（輸入の禁止）の規定に違反した者

二　第十四條第一項（所持の禁止）の規定に違反した者

三　第十五條第一項（製造の禁止）又は第三項（製造の制限）の規定に違反した者

四　第十七條第一項から第三項まで（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者

五　第十九條（使用の禁止）の規定に違反した者

六　第二十條第一項から第三項まで（覚せい剤施用機関において診療に従事する医師についての施用の制限又は第五項（覚せい剤研究者についての施用の制限）の規定に違反した者

2　第一項の刑は、情状により併科することができる。

3　第一項第一号及び第三号から第六号までの未遂罪は、これを罰する。

第四十二條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第五條第三項（指定証の譲渡及び貸與の禁止）の規定に違反した者

二　第十六條（覚せい剤施用機関の管理者）の規定に違反した者

三　第十八條第一項（譲渡証及び譲受証の交付）の規定に違反して譲渡証又は譲受証を交付せず、又はそれに虚偽の記載をした者

四　第十八條第三項（譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止）の規定に違反した者

五　第二十一條第一項（証紙による封入）又は第二項（証紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定に違反した者

六　第二十二條（保管方法）の規定に違反した者

七　第二十三條（事故の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八　第二十四條第一項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の品名及び数量の報告）、第二項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の譲渡及びその報告）若しくは第四項（死亡又は解散の場合における報告義務の転移）の規定又は同條第一項及び第二項に関する第三十六條第一項（国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九　第二十四條第三項（指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分）の規定に違反して覚せい剤を処分した者

十　第二十八條第一項（帳簿の備付及び記入）の規定による帳簿の備付をせず、又は帳簿の記入をせず、若しくは虚偽の記入をした者

十一　第二十九條（覚せい剤製造業者の報告）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二　第三十條（覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2　前項の刑は、情状により併科することができる。

（行政罰）

第四十三條　左の各号の一に該当する者（法人であるときはその代表者）は、一万円以下の過料に処する。

一　第九條（業務の停止等の届出）又は同條第二項に関する第三十六條第一項（国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更）の規定に違反した者

二　第十條第一項（指定証の返納）若しくは第二項（指定証の提出）又は同條第一項に関する第三十六條第一項の規定に違反した者

三　第十一條第二項（旧指定証の返納）又は同條同項に関する第三十六條第一項の規定に違反した者

四　第十二條（氏名又は住所等の変更届）又は同條第二項に関する第三十六條第一項の規定に違反した者

五　第十八條第二項（譲渡証及び譲受証の保存）の規定に違反した者

六　第二十條第四項（施用のための交付の手続）の規定に違反した者

七　第二十八條第二項（帳簿の保存）の規定に違反した者

八　第三十一條（報告の徴取）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九　第三十二條第一項（立入検査、收去及び質問）の規定による立入検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（管理者の処罰）

第四十四條　覚せい剤施用機関（開設者が国又は地方公共団体であるものを除く）について、第四十七條第二項（覚せい剤製造業者以外の者からの譲受の禁止）の規定に違反する行為（未遂の場合を含む。）、第十八條第一項（譲渡証及び譲受証の交付）若しくは第三項（譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止）の規定に違反する行為又は第二十一條第二項（証紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定に違反する行為があつたときは、当該施用機関の管理者に対して第四十二條の刑又は前條の過料を科する。

（両罰規定）

第四十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四十一條及び第四十二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、施行する。

（覚せい剤所有の届出）

2　この法律施行の際現に覚せい剤を所有している者は、この法律施行後十五日以内に、その氏名（法人にあつてはその名称）、住所及び職業並びに所有している覚せい剤の品名及び数量を住所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に届け出なければならない。

（経過的譲渡措置）

3　前項の届出をした者（この法律の規定により指定を受けた覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者及び覚せい剤研究者を除く。）は、この法律施行の日から三十日間は、その所有する覚せい剤をこの法律の規定により指定を受けた覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に譲り渡すことができる。

4　前項の規定により覚せい剤の譲渡及び譲受示なされた場合には、譲渡人及び譲受人の氏名（法人にあつてはその名称）、住所並びにその覚せい剤の品名及び数量を譲渡人及び譲受人連署の上、譲受人の製造所、病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければならない。

5　第二項に規定する者については、この法律施行の日から同項の規定による届出をするまでの間は、第十四條第一項（所持の禁止）の規定は適用しない。

6　第二項の規定による届出をした者については、第三項の規定による譲渡をするまでの間は、第十四條第一項（所持の禁止）の規定は適用しない。

7　前二項の場合には、前二項に規定する者の業務上の補助者については第十四條第二項（所持禁止の例外）第一号の規定を、郵便又は物の運送の業務に従事する者については同項第二号の規定を準用する。

8　第三項の規定による譲渡については、第十七條（譲渡又は譲受の制限及び禁止）、第十八條（譲渡証及び譲受証）及び第二十一條第二項（証紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定は適用しない。

9　覚せい剤製造業者の指定を受けた者がこの法律施行後初めて指定を受けた時に所有していた覚せい剤又は第三項の規定により譲り受けた覚せい剤は、この法律の規定によりその製造業者が製造したものとみなす。

（薬事法の一部改正）

10　薬事法の一部を次のように改正する。

第四十六條第三項を次のように改める。

3　厚生大臣は医薬品、用具又は化粧品の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は薬局開設者又は医薬品の販売業者について、この法律その他薬事に関する法律又はこれらの法律に基く省令若しくは処分に違反する行為があつたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（厚生省設置法の一部改正）

11　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第四十八号の次に次の一号を加える。

四十八の二　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第　号）の規定に基き覚せい剤製造業者及び国の開設する覚せい剤施用機関の指定を行い、並びにその指定を取り消すこと。

第十一條中第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　覚せい剤の取締及び処分を行うこと。

覚せい剤取締法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年五月二十六日

衆議院議長林譲治殿　　参議院議長佐藤尚武

覚せい剤取締法案（参議院提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○亘四郎君登壇

亘四郎君　ただいま議題となりました医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案並びに覚せい剤取締法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

まず医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、医師または歯科医師になるには国家試験に合格しなければならないのでありますが、終戦前、朝鮮、台湾、南洋諸島等の旧外地及び満洲国において医師免許または歯科医師免許を受けていた日本国民は、医師法及び歯科医師法の附則に特例の規定があり、選考または簡易なる試験によつて医師免許または歯科医師免許を受ける道が開かれているのでありますが、これとまつたく同様の事情にある、中華民国の旧治外法権地域において領事官の免許を受けていた日本国民、あるいは諸外国、ことに南方の英、蘭、仏領植民地において、その地の政庁より免許を受けていた日本国民については、かような特別の取扱いがないので、昭和三

十年の末まで、旧外地または満洲国の引揚者と同様、選考または特例試験を受ける資格を與え、医師または歯科医師になる道を開き、その窮状を打開せんとするものであります。

本法案は、六月一日、本委員会に付託せられ、本二日、提出者青柳一郎君より提案理由の説明を聴取した後、熱心なる質疑応答が行われたのであります。

かくて質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全会一致可決すべきものと決した次第でございます。

次に覚せい剤取締法案について申し上げます。

覚醒剤は習慣性となる性質を持っており、その過度の連用をいたしますと、中毒になる精神病になるおそれがあるばかりでなく、中毒者は覚醒剤の獲得費用を得るために犯罪行為に出る例が次第にその数を増して、社会問題を惹起して参つたので、これらの弊害を防止するため取締りの万全を期そうとするのが、本法案提出の理由であります。

次に本法案の内容のおもなる点について申し上げますれば、第一に、覚醒剤の用途を医療用と学術研究用のみに限定し、その製造もこの用途に必要な数量に制限するとともに、輸入を禁止することとし、必要以外の覚醒剤が氾濫することを防止せんとしたことであります。第二に、指定を受けた製造業者、医療機関研究者でなければ覚醒剤を譲り渡し、または譲り受けることができないことといたしたことであります。第三は、一般的な所持禁止の原則をとつたことであります。第四は、譲り渡し、譲り受けについて証明手続を規定したことであります。

本法案は、五月二十二日予備付託、二十六日、本付託となり、提出者、参議院議員中山壽彦君より提案理由の説明を聴取した後、きわめて熱心な質疑応答が数回の委員会で行われたのであります。かくて質疑を終了し、討論を経て採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて可決すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　まず医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に覚せい剤取締法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

請願日程　元軍人老齢者の恩給復活に関する請願外千六百五十一請願

○副議長（岩本信行君）　本日の日程に掲載された請願を一括して議題といたします。

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願外千六百五十一請願に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○副議長（岩本信行君）　右各請願は委員長の報告を省略して採択することとし、同種議案議決の結果採択とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつてさように決定いたしました。

二川町の地域給指定に関する請願外百十八請願

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、二川町の地域給指定に関する請願外百十八請願を一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

二川町の地域給指定に関する請願（八木一郎君外二名紹介）（第一六七三号）

福江町の地域給引上げの請願（八木一郎君外二名紹介）（第一六七四号）

田原町の地域給引上げの請願（八木一郎君外二名紹介）（第一六七五号）

徳山市の地域給引上げの請願（今澄勇君紹介）（第一六七六号）

中津町の地域給引上げの請願（加藤鍵造君紹介）（第一六七七号）

丸亀市の地域給指定に関する請願（田万廣文君外一名紹介）（第一六七八号）

郵政省職員の特別俸給表制定に関する請願（淺沼稻次郎君紹介）（第一六九七号）

同（椎熊三郎君紹介）（第一七三一号）

延岡市の地域給引上げの請願（渕通義君紹介）（第一七〇三号）

志段味村の地域給引上げの請願（早稻田柳右ェ門君紹介）（第一七一九号）

安浦町の地域給指定に関する請願（宮原幸三郎君紹介）（第一七二〇号）

川尻町の地域給指定に関する請願（宮原幸三郎君紹介）（第一七二一号）

千葉市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一七四六号）

土岐郡下の地域給引上げの請願（加藤鍵造君紹介）（第一七四七号）

多治見市の地域給指定に関する請願（加藤鍵造君紹介）（第一七四八号）

臼杵市の地域給指定に関する請願（村上勇君紹介）（第一七四九号）

益田町の地域給存続の請願（中崎敏君紹介）（第一七七三号）

江津町の地域給存続の請願（中崎敏君紹介）（第一七七四号）

飯田村の地域給指定に関する請願（神田博君紹介）（第一七七五号）

奈良尾町の地域給引上げの請願（西村久之君紹介）（第一七七六号）

多度津町の地域給指定に関する請願（田万廣文君外一名紹介）（第一七七九号）

鵜沼町の地域給指定に関する請願（武藤嘉一君紹介）（第一八一一号）

枕崎市の地域給指定に関する請願（床次徳二君外一名紹介）（第一八二四号）

上下町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一八二五号）

佐野町の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一八二六号）

都志町の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第一八二七号）

生穂町の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一八二八号）

伊万里町の地域給引上げの請願（保利茂君紹介）（第一八二九号）

倉敷市の地域給指定に関する請願（星島二郎君外一名紹介）（第一八三〇号）

山崎町の地域給存続の請願（大上司君紹介）（第一八七三号）

坂越町の地域給引上げの請願（大上司君紹介）（第一八七四号）

相生市の地域給指定に関する請願（大上司君紹介）（第一八七五号）

有年村の地域給指定に関する請願（大上司君紹介）（第一八七六号）

上郡町の地域給指定に関する請願（大上司君紹介）（第一八七七号）

鹿児島県下の地域給指定に関する請願（二階堂進君外一名紹介）（第一八九〇号）

広石村の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第一八九一号）

鮎原村の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第一八九二号）

堺村の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第一八九三号）

山田村の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第一八九四号）

鵜方町の地域給指定に関する請願（中村常君紹介）（第一九〇一号）

揖西村地内農林省兵庫種畜牧場職員の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一九〇八号）

那加町の地域給指定に関する請願（武藤嘉一君紹介）（第一九〇九号）
南松浦郡下の地域給指定に関する請願（西村久之君紹介）（第一九一五号）
魚目村の地域給引上げの請願（西村久之君紹介）（第一九一六号）
若松村の地域給指定に関する請願（西村久之君紹介）（第一九一七号）
奈良尾町の地域給引上げの請願（西村久之君紹介）（第一九一八号）
北魚目村の地域給引上げの請願（西村久之君紹介）（第一九一九号）
伊部町の地域給指定に関する請願（大村清一君紹介）（第一九三五号）
片上町の地域給指定に関する請願（大村清一君紹介）（第一九三六号）
串木野市の地域給指定に関する請願（床次徳二君紹介）（第一九三七号）
須坂町の地域給存続の請願（田中重彌君紹介）（第一九三八号）
安登村の地域給指定に関する請願（中川俊思君紹介）（第一九三九号）
唐津市の地域給存続の請願（保利茂君紹介）（第一九五四号）
愛川町の地域給引上げの請願（小金義照君紹介）（第一九五五号）
長崎市の地域給指定に関する請願（岡西明貞君紹介）（第一九五六号）
丸亀市の地域給指定に関する請願（島田末信君紹介）（第一九五七号）
内海町の地域給指定に関する請願（玉置實君紹介）（第一九七一号）
泉南郡下の地域給指定に関する請願外一件（平島良一君紹介）（第一九九五号）
宮崎市外五市及び高千穂町の地域給指定に関する請願（潤道義君外五名紹介）（第二〇〇二号）
別府市の地域給引上げの請願（金光義邦君外六名紹介）（第二〇〇三号）
五條、野原両町の地域給指定に関する請願（前田正男君紹介）（第二〇一五号）
有田、東有田両町の地域給指定に関する請願（中村又一君紹介）（第二〇四三号）
岩内町の地域給指定に関する請願（岡田春夫君紹介）（第二〇四四号）
深堀、香焼両村の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第二〇四五号）
倉吉町の地域給存続の請願（足鹿覺君外一名紹介）（第二〇四六号）
中村町の地域給指定に関する請願（田嶋好文君紹介）（第二〇八三号）
茂原町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第二〇八四号）
郡山市の地域給存続の請願（八百板正君紹介）（第二〇八五号）
北見市の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第二〇八六号）
土生町の地域給指定に関する請願（前田榮之助君外一名紹介）（第二〇八七号）
新潟市外三十一市町村の地域給指定に関する請願（三宅正一君外二名紹介）（第二〇八八号）
八百津町の地域給指定に関する請願（加藤鐵造君紹介）（第二〇八九号）
粟賀村の地域給引上げの請願（佐々木盛雄君紹介）（第二〇九〇号）
宇都宮市の地域給引上げの請願外一件（尾関義一君紹介）（第二一五六号）
皇島市の地域給引上げの請願（星島二郎君外八名紹介）（第二一五七号）
八浜町の地域給指定に関する請願（星島二郎君外八名紹介）（第二一五八号）
早島町の地域給指定に関する請願（星島二郎君外八名紹介）（第二一七三号）
新見、上市両町の地域給指定に関する請願（星島二郎君外八名紹介）（第二一七四号）
牛窓町の地域給指定に関する請願（星島二郎君外八名紹介）（第二一七五号）
備前町の地域給指定に関する請願（大村清一君外八名紹介）（第二一七六号）
勝間田町の地域給指定に関する請願（大村清一君外八名紹介）（第二一七七号）
西大寺町の地域給指定に関する請願（星島二郎君外八名紹介）（第二一七八号）
山辺町外六箇町村の地域給指定に関する請願（小平久雄君外一名紹介）（第二一七九号）
小俣町外三箇町村の地域給指定に関する請願（小平久雄君外一名紹介）（第二一八〇号）
久野、筑波西村の地域給指定に関する請願（小平久雄君外一名紹介）（第二一八一号）
大洲町の地域給指定に関する請願（中村純一君紹介）（第二一八二号）
瀬戸町の地域給指定に関する請願（大村清一君外八名紹介）（第二一八三号）
焼津市の地域給指定に関する請願（西村直己君紹介）（第二一二二号）
鹿島町の地域給指定に関する請願（北川定務君紹介）（第二一二三号）
小城町の地域給指定に関する請願（三池信君紹介）（第二一二四号）
横須賀市の地域給引上げの請願（岩本信行君紹介）（第二一二五号）
下館町の地域給指定に関する請願（北澤直吉君紹介）（第二〇〇二号）
池田町の地域給指定に関する請願（三木武夫君紹介）（第二一六〇号）
大府町の地域給引上げの請願（久野忠治君紹介）（第二一九六号）
大洲町の地域給指定に関する請願（藥師神岩太郎君外一名紹介）（第二三〇七号）
勝山町の地域給指定に関する請願（迯澤寛君紹介）（第二三〇八号）
松枯村の地域給指定に関する請願（越智茂君紹介）（第二三〇九号）
勝間田町の地域給指定に関する請願（迯澤寛君紹介）（第二三一〇号）
足尾町の地域給指定に関する請願（戸叶里子君紹介）（第二三三八号）
勝浦町の地域給引上げの請願（森崎君紹介）（第二三三九号）
初芦村の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第二三四〇号）
南田平、田平両村の地域給指定に関する請願（西村久之君紹介）（二三四一号）
三島、川之江西町の地域給指定に関する請願（小西英雄君外六名紹介）（第二三六二号）
政府関係四機関職員の給與改訂に関する請願（成田知巳君紹介）（第一号）
公務員の給與改訂等に関する請願（福田昌子君紹介）（第一五三〇号）
南田平、田平両村の地域給指定に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一五三〇号）

○副議長（岩本信行君）　福永君の動議に御異議ありませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○副議長（岩本信行君）　御異議なしと

認めます。よって日程は追加せられました。

二川町の地域給指定に関する請願外百十八請願を一括して議題といたします。

二川町の地域給指定に関する請願外百十八請願に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○副議長（岩本信行君）　各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よって各請願はいずれも採択するに決しました。

この際暫時休憩いたします。

午後七時三分休憩

午後九時二十三分開議

○副議長（岩本信行君）　休憩前に引続き会議を開きます。

会期延長の件

○副議長（岩本信行君）　お諮りいたします。今回の会期は本日をもって終了することになっておりますが、明三日から六月五日まで三日間会期を延長いたしたいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よって会期は三日間延長するに決しました。（拍手）

本日はこれにて散会いたします。

午後九時二十四分散会

出席国務大臣

法務総裁　大橋　武夫君

大蔵大臣　池田　勇人君

文部大臣　天野　貞祐君

通商産業大臣　横尾　龍君

運輸大臣　山崎　猛君

出席政府委員

内閣官房長官　岡崎　勝男君

人事院総裁　浅井　清君

人事院事務総長　佐藤　朝生君

外務政務次官　草葉　隆圓君

大蔵政務次官　西川甚五郎君

文部省初等中等教育局長　辻田　力君

文部省調査普及局長　關口　隆克君

運輸省鉄道監督局長　足羽　則之君

請願日程

（内閣委員会）

一　元軍人老齢者の恩給復活に関する請願（青柳一郎君紹介）（第九三号）

二　恩給及び扶助料額修正に関する請願（中島茂喜君紹介）（第二五三号）

三　戦傷病者に対する恩給増額の請願外一件（長野長廣君紹介）（第三三八号）

四　戦傷病者に対する恩給増額の請願（大内一郎君紹介）（第四六四号）

五　同（川野芳滿君外一名紹介）（第四六六号）

六　戦傷病者に対する恩給増額の請願（船田享二君紹介）（第五五三号）

七　同（星島二郎君外一名紹介）（第六〇五号）

八　恩給制度の根本的改正に関する請願（小川原政信君紹介）（第六九一号）

九　元軍人老齢者の恩給復活並びに追放解除に関する請願（永井要造君紹介）（第六九二号）

一〇　戦傷病者に対する恩給増額の請願（河野謙三君紹介）（第七二四号）

一一　戦傷病者に対する恩給増額の請願（逢澤寛君紹介）（第八四四号）

一二　戦傷病者に対する恩給増額の請願（羽田野文郎君紹介）（第九九五号）

一三　戦傷病者に対する恩給増額の請願（淵上房太郎君紹介）（第一〇四六号）

一四　公務員の新恩給制度確立に関する請願（加藤充君外一名紹介）（第一一六五号）

一五　同（大石ヨシエ君紹介）（第一二六二号）

一六　公務員の新恩給制度確立に関する請願（堀川恭平君紹介）（第一三四八号）

一七　同外一件（岡田五郎君紹介）（第一三四九号）

一八　元軍人老齢者の恩給復活に関する請願（村上勇君紹介）（第一四〇五号）

一九　戦傷病者に対する恩給増額の請願（淵上房太郎君紹介）（第一四〇六号）

二〇　公務員の新恩給制度確立に関する請願（前田種男君紹介）（第一四一七号）

二一　同（堀川恭平君紹介）（第一四六二号）

二二　同（栖澤幸吉君紹介）（第一四六三号）

二三　同（有田喜一君紹介）（第一五二六号）

二四　同（長野長廣君紹介）（第一六四四号）

二五　陸地測量師に対する恩給復活に関する請願（高木章君外一名紹介）（第一五六〇号）

二六　戦傷病者に対する恩給増額の請願（苅田アサノ君外一名紹介）（第一五八五号）

二七　公務員の新恩給制度確立に関する請願（武藤嘉一君紹介）（第一五八七号）

二八　同（川西清君紹介）（第一五八八号）

二九　同（塩田賀四郎君紹介）（第一六五二号）

三〇　公務員の新恩給制度確立に関する請願（今村忠助君紹介）（第一六七〇号）

三一　同外一件（原健三郎君紹介）（第一七〇一号）

三二　同外一件（降旗徳弥君紹介）（第一七六一号）

三三　同（大上司君紹介）（第一七七二号）

三四　同（山口シヅエ君紹介）（第一七七七号）

三五　元海軍技師に恩給法適用の請願（山崎岩男君紹介）（第一七〇二号）

三六　戦傷病者に対する恩給増額の請願（瓦四郎君外一名紹介）（第一七七一号）

三七　公務員の新恩給制度確立に関する請願外一件（倉石忠雄君紹介）（第一八〇七号）

三八　同（松岡駒吉君紹介）（第一八〇八号）

三九　同外一件（井出一太郎君紹介）（第一八一二号）

四〇　同（小坂善太郎君紹介）（第一八二二号）

四一　同（川西清君紹介）（第一八四五号）

四二　同（田中重彌君紹介）（第一八四六号）

四三　同（小坂善太郎君紹介）（第一八六五号）

四四　同（福田篤泰君紹介）（第一八六六号）

四五　同（松岡駒吉君紹介）（第一八六七号）

四六　同外一件（増田甲子七君紹介）（第一八八七号）

四七　同（吉田省三君紹介）（第一九〇一号）

四八　同（井出一太郎君紹介）（第一九二八号）

四九　同（有田喜一君紹介）（第一九二九号）

五〇　同（吉川久衛君紹介）（第一九三〇号）

五一　同（田中重彌君紹介）（第一九三一号）

五二　同（鈴木茂三郎君紹介）（第一九三二号）

五三　同（石田一松君紹介）（第一九三四号）

五四　戦傷病者に対する恩給増額等の請願（菅家喜六君紹介）（第一八二〇号）

五五　元軍人老齢者の恩給復活に

関する請願（青柳一郎君紹介）（第一八四号）
五六　公立学校教職員に新恩給制度適用に関する請願（長野長廣君紹介）（第一九一四号）
五七　国家警察予備隊設置費全額国庫負担の請願（倉石忠雄君紹介）（第一九八二号）
五八　戦傷病者に対する恩給増額の請願（金子與重郎君紹介）（第二〇〇一号）
五九　公務員の新恩給制度確立に関する請願（栗山長次郎君紹介）（第二〇一四号）
六〇　同（吉川久衛君紹介）（第二〇二二号）
六一　同（吉田省三君紹介）（第二〇七五号）
六二　同（井出一太郎君紹介）（第二〇七六号）
六三　元軍人老齢者の恩給復活に関する請願（青柳一郎君紹介）（第二〇七七号）
六四　元軍人老齢者の恩給復活に関する請願（青柳一郎君紹介）（第二二二六号）
六五　公務員の新恩給制度確立に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第二二三四号）
六六　同（有田喜一君紹介）（第二二三五号）
六七　同（上林山榮吉君外七名紹介）（第二二二一号）
六八　元海軍技師に恩給法適用の請願（宮原幸三郎君紹介）（第二一四九号）
六九　公務員の新恩給制度確立に関する請願外一件（松澤兼人君紹介）（第二三三七号）
七〇　同（松澤兼人君紹介）（第二三四九号）
七一　公職追放解除特別訴願委員会設置に関する請願（福田昌子君紹介）（第六八六号）
（地方行政委員会）
一　地方公務員の給與改訂等に伴う平衡交付金補正の請願（志田義信君紹介）（第六号）
二　国庫負担率算定方法公開の請願（志田義信君紹介）（第一五号）
三　赤十字事業に対する地方税免除の請願（大西一郎君紹介）（第三六号）
四　入場税五割軽減の請願（鈴木仙八君紹介）（第一二三号）
五　大都市に対する平衡交付金配付率是正に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第一六六号）
六　地方財政確立に関する請願（柄澤さと子君紹介）（第一六八号）
七　大山村の経済再建五箇年計画事業完遂のため平衡交付金増額等の請願（内藤隆君紹介）（第一一六号）
八　地方公務員の給與改訂等に伴う平衡交付金補正の請願（柄澤さと子君紹介）（第二九二号）
九　地方税法の一部改正に関する請願（野村專太郎君紹介）（第三一三号）
一〇　行政書士法制定に関する請願（椎熊三郎君紹介）（第三一九号）
一一　地方税法の一部改正に関する請願（前田種男君外四名紹介）（第三四七号）
一二　三幡発電所の固定資産税配分に関する請願外一件（大村清一君紹介）（第四七二号）
一三　地方税法の一部改正に関する請願（平野三郎君紹介）（第一六号）
一四　同（平野三郎君紹介）（第五二三号）
一五　消防団員の公傷治療費全額国庫負担の請願（平野三郎君紹介）（第五一七号）
一六　平衡交付金の配分率是正に関する請願（平野三郎君紹介）（第五一八号）
一七　自治体警察職員退職手当の財源措置並びに退隠料受給年限統一の請願（平野三郎君紹介）（第五一九号）
一八　地方自治法の一部改正に関する請願（平野三郎君紹介）（第五二一号）
一九　同（野村專太郎君紹介）（第五六五号）
二〇　幕張町より南習志野開拓地域分離反対に関する請願（多田勇君紹介）（第五六四号）
二一　県営丹生川防災ため池事業費起債認可に関する請願（志田義信君紹介）（第五八五号）
二二　映画入場税五割引下げの請願（長野長廣君紹介）（第六一一号）
二三　固定資産税減免に関する請願（佐久間徹君紹介）（第六九七号）
二四　地方公務員法の一部改正に関する請願（野村專太郎君紹介）（第六九八号）
二五　普通飲食に対する課税廃止並びに遊興飲食に対する標準税率引下げに関する請願（中島守利君外三名紹介）（第六九九号）
二六　消防法の一部改正に関する請願（河原伊三郎君紹介）（第七〇一号）
二七　起債額拡大に関する請願（坂田道太君紹介）（第七三一号）
二八　平衡交付金の配分率是正に関する請願（田中伊三次君紹介）（第七六二号）
二九　公職選挙法の一部改正に関する請願（門司亮君紹介）（第七八六号）
三〇　電気ガス税免除等に関する請願（大泉寛三君紹介）（第八二八号）
三一　公職選挙法の一部改正に関する請願（前田種男君紹介）（第八四八号）
三二　平衡交付金算定基準の改正に関する請願（南好雄君紹介）（第九二四号）
三三　地方財政平衡交付金法における教育費測定単位の改正に関する請願（上林與市郎君紹介）（第九二五号）
三四　地方税法の一部改正に関する請願（小金義照君外一名紹介）（第九二六号）
三五　遊興飲食に対する標準税率引下げに関する請願（河原伊三郎君外一名紹介）（第九五〇号）
三六　木材引取税の課税並びに徴収の是正に関する請願（野原正勝君紹介）（第九六一号）
三七　北海道市町村上下水道事業起債認可に関する請願（椎熊三郎君紹介）（第九七二号）
三八　遊興飲食税の撤廃に関する請願（淺香忠雄君紹介）（第一〇〇〇号）
三九　船員の不在投票制度改正に関する請願（門司亮君紹介）（第一〇〇一号）
四〇　地方財政の窮状打開に関する請願（河原伊三郎君紹介）（第一〇〇二号）
四一　遊興飲食税の撤廃に関する請願（藤枝泉介君紹介）（第一〇六〇号）
四二　旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第一〇七一号）
四三　同（神田博君紹介）（第一〇七二号）
四四　同（田中重彌君紹介）（第一〇七三号）
四五　入場税五割軽減の請願（高橋英吉君外六名紹介）（第一〇七四号）
四六　地方公務員中単純労務に属用される者の身分取扱に関する請願（大矢省三君紹介）（第一〇七五号）
四七　旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第一〇七八号）
四八　同（小川半次君紹介）（第一一六九号）
四九　同（大石ヨシエ君紹介）（第一一七一号）
五〇　警察制度改正に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一一七〇号）
五一　起債増額認可に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一一七二号）

五二　旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願（長野長廣君紹介）（第一三〇一号）
五三　同外十件（畠山鶴吉君紹介）（第一三三四号）
五四　ニュース映画に対する入場税免除の請願（川崎秀二君紹介）（第一三〇四号）
五五　同（吉武恵市君紹介）（第一三〇五号）
五六　同（立花敏男君紹介）（第一三七一号）
五七　教育映画に対する入場税免除に関する請願（吉武恵市君紹介）（第一三〇六号）
五八　同（川崎秀二君紹介）（第一三〇七号）
五九　同（立花敏男君紹介）（第一三七〇号）
六〇　遊興飲食税の撤廃に関する請願（河原伊三郎君紹介）（第一三三三号）
六一　旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願外三件（畠山鶴吉君紹介）（第一四五一号）
六二　同（松浦東介君紹介）（第一五三一号）
六三　地方自治法の一部改正に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一四七三号）
六四　地方自治法施行令の一部改正に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一四七四号）
六五　地方税法の一部改正に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一四七五号）
六六　遊興飲食税の撤廃に関する請願（若林義孝君紹介）（第一四七六号）
六七　私立博物館に対する固定資産税免除の請願（若林義孝君紹介）（第一四七七号）
六八　遊興飲食税の撤廃に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一四七八号）
六九　普通飲食に対する課税廃止並びに遊興飲食に対する標準税率引下げに関する請願（遠藤寛君紹介）（第一五六四号）
七〇　狩猟者税軽減に関する請願（田嶋好文君紹介）（第一五九六号）
七一　遊興飲食税の撤廃に関する請願（加藤充君紹介）（第一六四四号）
七二　警察法の一部改正に関する請願（床次徳二君紹介）（第一六五七号）
七三　官公署における事務処理等に関する請願（今村忠助君紹介）（第一六七一号）
七四　地方税法の一部改正に関する請願（星島二郎君外一名紹介）（第一七五〇号）
七五　普通飲食に対する課税廃止並びに遊興飲食に対する標準税率引下げに関する請願外一件（大石ヨシエ君紹介）（第一七七八号）
七六　同（庄司一郎君紹介）（第一七八一号）
七七　遊興飲食税の撤廃に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一七八〇号）
七八　落合汚水処分場の設置計画変更に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一八〇五号）
七九　特殊喫茶店街の対策確立に関する請願（松尾トシ子君紹介）（第一八二一号）
八〇　警察法の一部改正に関する請願（立花敏男君紹介）（第一八五一号）
八一　旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願（小金義照君紹介）（第一八七八号）
八二　遊興飲食に対する標準税率引下げに関する請願（河原伊三郎君紹介）（第一九六八号）
八三　公職選挙法の一部改正に関する請願（佐谷秀夫君紹介）（第一九六九号）
八四　地方財政確立に関する請願（小澤佐重喜君紹介）（第一九八六号）
八五　警察法の一部改正に関する請願（久保田鶴松君紹介）（第二〇九一号）

（決務委員会）

一　赤岡区検察庁舎新築の請願（大西正男君外二名紹介）（第五六六号）
二　弟子瓜町に区検察庁及び簡易裁判所設置の請願（伊藤郷一君紹介）（第六一二号）
三　佐川町に簡易裁判所及び区検察庁等設置の請願（長野長廣君紹介）（第七〇二号）
四　古川拘置支所庁舎及び拘禁場改築の請願（安部俊吾君紹介）（第八四九号）
五　角田町に簡易裁判所設置の請願（安部俊吾君外一名紹介）（第一〇七〇号）
六　印紙法制定に関する請願（山口好一君外一名紹介）（第一六八一号）

（外務委員会）

一　小笠原諸島の日本復帰に関する請願（吉米地義三君紹介）（第三四九号）
二　同（菊池義郎君紹介）（第七六三号）
三　奄美大島諸島の日本復帰に関する請願（上林山榮吉君紹介）（第九二七号）
四　同（井上知治君外九名紹介）（第二二二八号）
五　満洲里公館立替金審査促進に関する請願（岡二明貞君紹介）（第七三二号）
六　海外同胞救出運動強化並びに留守家族援護の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一二七三号）
七　アナタハン島の同胞引揚促進に関する請願（岩本信行君紹介）（第二二二九号）
八　グリニッチ島の燐鉱石採掘に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一八六〇号）
九　終戦後外地における被接收船舶の返還に関する請願（關谷利勝君紹介）（第一三七二号）

（厚生委員会）

一　看護婦養成所に対する国庫補助の請願（志田義信君紹介）（第四〇号）
二　看護婦養成所に対する国庫補助の請願（柄澤セミ子君紹介）（第二九六号）
三　保健婦、看護婦の資質向上並びに待遇改善の請願（吉田省三君紹介）（第三五四号）
四　はり師及びきゅう師に保険治療取扱指定の請願（松永佛骨君紹介）（第三五号）
五　はり師及びきゅう師を生活保護法の医療機関中に加入の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一七四号）
六　同外一件（中島茂喜君紹介）（第二五六号）
七　同（小金義照君紹介）（第五七二号）
八　同（土井直作君紹介）（第六六五号）
九　同（河野金昇君紹介）（第一〇〇九号）
一〇　同外五件（綱原三郎君紹介）（第一二二九号）
一一　同（青柳一郎君紹介）（第一五七一号）
一二　医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一七〇八号）
一三　同（小林準美君紹介）（第一六一〇号）
一四　医療法による医師及び看護婦の増員並びに完全給食に関する請願（船田享二君紹介）（第五七九号）
一五　同（山口好一君外一名紹介）（第六二九号）
一六　医療法による医師及び看護婦の増員並びに完全給食に関する請願（福田昌子君紹介）（第八五五号）
一七　同（福田昌子君紹介）（第八五八号）
一八　同（青柳一郎君紹介）（第九〇七号）

一九　同（刈田アサノ君紹介）（第一五〇五号）
二〇　医療法による医師及び看護婦の増員並びに完全給食に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一七一三号）
二一　医療法による医師及び看護婦の増員並びに完全給食に関する請願（小林運美君紹介）（第一六〇八号）
二二　医療法第十三條の猶予期間延長に関する請願（丸山直友君紹介）（第四二九号）
二三　同（稲村順三君外二名紹介）（第四三〇号）
二四　医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願（船田享二君紹介）（第五七八号）
二五　同（山口好一君外一名紹介）（第六二二号）
二六　医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願（福田昌子君紹介）（第八五六号）
二七　同（勝間田清一君紹介）（第八五七号）
二八　医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一〇二四号）
二九　同（多田勇君紹介）（第一〇二五号）
三〇　医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願（井之口政雄君外一名紹介）（第一一五三号）
三一　医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願（刈田アサノ君紹介）（第一四九六号）
三二　医療法の一部改正に関する請願（佐々木秀世君紹介）（第一五〇五号）
三三　外地引揚歯科医師免許に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第一一八〇号）
三四　外地引揚歯科医師免許に関する請願（青柳一郎君紹介）（第四八四号）
三五　外地引揚歯科医師免許に関する請願（青柳一郎君紹介）（第八七五号）
三六　産児制限並びに人口問題解決に関する新機関設置の請願（床次徳二君紹介）（第一一〇二号）
三七　療術師法制定に関する請願（内海安吉君紹介）（第一一四二号）
三八　柔道整復師の社会保障制度参加に関する請願（福田昌子君紹介）（第一三一二号）
三九　北海道に国立光明寮設置の請願（高倉定助君紹介）（第一二〇四号）
四〇　水質汚ごく防止法制定に関する請願（田口長治郎君紹介）（第一三八七号）
四一　伊東市の上下水及び浄化施設費国庫補助の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一三九八号）
四二　工業用悪水流出防止対策費国庫補助の請願（横田甚太郎君紹介）（第一六五〇号）
四三　理容師の免許に関する請願（山本久雄君紹介）（第一四八九号）
四四　らい患者の家族検診等に関する請願（刈田アサノ君紹介）（第一七〇〇号）
四五　らい療養所職員特殊勤務手当制度の法制化並びに定員増加に関する請願（寺島隆太郎君紹介）（第一一八四号）
四六　保健所に保健婦用自転車無料配付に関する請願（福田昌子君紹介）（第一九四四号）
四七　らい療養所における患者による附添手当増額に関する請願（寺島隆太郎君紹介）（第四六号）
四八　星塚敬愛園の増床に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第四二七号）
四九　同（刈田アサノ君紹介）（第一六二三号）
五〇　保健所法及び同法施行令の一部改正に関する請願（野村専太郎君紹介）（第一四九二号）
五一　医療法の一部改正等に関する請願（田中元君紹介）（第一五六九号）
五二　外地引揚歯科医師免許に関する請願（青柳一郎君紹介）（第一五七〇号）
五三　はり師及びきゅう師に保険治療取扱指定の請願（青柳一郎君紹介）（第一五七二号）
五四　医療法の一部改正に関する請願（佐々木秀世君紹介）（第一六二〇号）
五五　国民健康保険事業救済対策確立に関する請願（松永佛骨君紹介）（第四二号）
五六　同（志田義信君紹介）（第四三号）
五七　国民健康保険事業救済対策確立に関する請願（青柳一郎君紹介）（第二二二号）
五八　国民健康保険事業救済対策確立に関する請願（並木芳雄君外二名紹介）（第四二六号）
五九　国民健康保険事業救済対策確立に関する請願（大森玉木君紹介）（第六六六号）
六〇　同（玉置實君紹介）（第六六七号）
六一　同（大石武一君紹介）（第六六八号）
六二　同（川崎秀二君紹介）（第六六九号）
六三　同（園田直君紹介）（第六七〇号）
六四　国民健康保険事業救済対策確立に関する請願（木村公平君紹介）（第六七一号）
六五　同（川野芳滿君紹介）（第六七二号）
六六　同（松岡駒吉君紹介）（第六八九号）
六七　同（福田昌子君紹介）（第六九〇号）
六八　同（小林信一君紹介）（第七〇六号）
六九　同（三宅武夫君紹介）（第七四四号）
七〇　国民健康保険事業救済対策確立に関する請願（飛鳥業君紹介）（第六七三号）
七一　同（清藤唯七君紹介）（第七四号）
七二　同（堀川恭平君紹介）（第七五号）
七三　同（中崎敏君紹介）（第六八七号）
七四　同（羽田野文郎君紹介）（第七四三号）
七五　国民健康保険事業救済対策確立に関する請願（木村俊夫君紹介）（第七九八号）
七六　同（今村長太郎君紹介）（第七九九号）
七七　同（丸山直友君紹介）（第八〇〇号）
七八　同外二件（丸山直友君紹介）（第八〇一号）
七九　同（池見茂隆君紹介）（第八七六号）
八〇　国民健康保険事業救済対策確立等に関する請願（佐久間徹君紹介）（第八〇二号）
八一　同（石田博英君紹介）（第八〇三号）
八二　国民健康保険に対する給付費国庫負担等に関する請願（松本六太郎君外一名紹介）（第一七五号）
八三　国民健康保険に対する給付費国庫負担等に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第七一号）
八四　国民健康保険医療に対する課税率引下げの請願（今村忠助君紹介）（第一〇四号）
八五　厚生年金保険基金の還元融資に関する請願（木村俊夫君紹介）（第一一七号）
八六　健康保険法による医療給付期間延長に関する請願（豆四郎君外一名紹介）（第一七八九号）
八七　民間社会事業従事者の現任訓練費国庫補助の請願（青柳一郎君紹介）（第二二三号）
八八　社会保障制度確立に関する請願（青柳一郎君紹介）（第二二七号）
八九　社会事業金庫設置に関する請願（青柳一郎君紹介）（第二二八号）

九〇　生活保護法による扶助基準引上げの請願（平野三郎君紹介）（第五二二五号）
九一　同（刈田アサノ君紹介）（第一五〇〇号）
九二　身体障害者福祉強化に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第八三五号）
九三　生活保護費の全額国庫負担に関する請願（南好雄君紹介）（第九三三号）
九四　社会保障制度確立等に関する請願外九件（多田勇君紹介）（第九五二号）
九五　生活保護法による扶助基準引上げの請願（多田勇君紹介）（第一〇一一号）
九六　社会保障制度審議会勧告案の立法化に関する請願（多田勇君紹介）（第一〇一二号）
九七　同和問題に対する行政措置に関する請願（西村榮一君外一名紹介）（第一一〇二号）
九八　同（松澤兼人君外一名紹介）（第一一〇三号）
九九　同（長野長廣君紹介）（第一二二一号）
一〇〇　同（星島二郎君紹介）（第一二二三号）
一〇一　社会保障制度審議会勧告案の立法化に関する請願（刈田アサノ君紹介）（第一四九九号）
一〇二　生活保護法等の運用に関する請願（増田連也君外一名紹介）（第一五三六号）
一〇三　農山漁村の社会保障制度に関する請願（金子與重郎君紹介）（第一九六二号）
一〇四　戦傷病者の厚生保護対策確立に関する請願（金子與重郎君紹介）（第二一〇〇五号）
一〇五　生活保護法による扶助基準引上げに関する請願（金子與重郎君紹介）（第二一〇〇六号）
一〇六　公的保護事務費の増額に関する請願（平野三郎君紹介）（第二一八四号）
一〇七　山口県北海岸地帯を国立公園に指定の請願（吉武惠市君紹介）（第三一七号）
一〇八　国定公園法制定に関する請願（村上勇君紹介）（第五二六号）
一〇九　伊豆半島、伊豆七島区域を海洋国立公園に指定促進の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一三一三号）
一一〇　熱海市の下水道及び処理場事業費国庫補助等に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一五五一号）
一一一　熱海市の上水道事業費国庫補助等に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一五五三号）
一一二　水郷及び筑波山区域を国立公園に指定の請願（寺島隊太郎君紹介）（第一八八三号）
一一三　湯郷温泉の開発に関する請願（大村清一君紹介）（第二三三二号）
一一四　佐世保市に国立教護院設置の請願（岡西明貞君紹介）（第一九一〇号）
一一五　遺族援護強化に関する請願（益谷秀次君外一名紹介）（第二五七号）
一一六　遺族援護強化に関する請願（寺柳一郎君紹介）（第三三七号）
一一七　遺族援護強化に関する請願（永谷昇君紹介）（第四二八号）
一一八　遺族援護強化に関する請願（細田寿東君紹介）（第七六八号）
一一九　同（堤ツルヨ君紹介）（第七六九号）
一二〇　遺族援護強化に関する請願（根本龍太郎君紹介）（第一〇七七号）
一二一　同（阿左美廣治君外十名紹介）（第一〇七八号）
一二二　同（永井英修君外一名紹介）（第一〇七九号）
一二三　同（大西禎夫君紹介）（第一〇八〇号）
一二四　同（寺柳一郎君紹介）（第一〇八一号）
一二五　同（田中伊三次君紹介）（第一〇八二号）
一二六　同（原田雪松君外三名紹介）（第一〇八三号）
一二七　同（志賀健次郎君紹介）（第一一四三号）
一二八　同（山本猛夫君紹介）（第一一四四号）
一二九　同（小澤佐重喜君紹介）（第一一四五号）
一三〇　遺族援護強化に関する請願（坂田英一君外一名紹介）（第一一七七号）
一三一　同（淺利三朗君外二名紹介）（第一一七八号）
一三二　同（野原正勝君紹介）（第一一七九号）
一三三　同（大石ヨシエ君紹介）（第一二七九号）
一三四　同（原彪君紹介）（第一二八〇号）
一三五　同（田口長治郎君外一名紹介）（第一二八一号）
一三六　遺族援護強化に関する請願（小西寅松君外八名紹介）（第一三一五号）
一三七　同（小川平二君外二名紹介）（第一三一六号）
一三八　同（山崎岩男君紹介）（第一三一七号）
一三九　同（前田正男君外四名紹介）（第一三八四号）
一四〇　同（寺柳一郎君紹介）（第一四五三号）
一四一　遺族援護強化に関する請願外五件（寺柳一郎君紹介）（第一六八二号）
一四二　同外二件（堤ツルヨ君紹介）（第一六八三号）
一四三　同（野村專太郎君外一名紹介）（第一六八四号）
一四四　同（松木弘君外六名紹介）（第一六八五号）
一四五　同（久野忠治君外一名紹介）（第一六八六号）
一四六　遺族援護強化に関する請願（藤枝泉介君外一名紹介）（第一六八七号）
一四七　同（寺柳一郎君紹介）（第一七〇六号）
一四八　同（小川半次君紹介）（第一七二五号）
一四九　同（石川金次郎君紹介）（第一七五四号）
一五〇　同（稲田直道君紹介）（第一七六五号）
一五一　遺族援護強化に関する請願（渕通義君紹介）（第二〇一七号）
一五二　同外九件（堤ツルヨ君紹介）（第二〇五三号）
一五三　遺族援護強化に関する請願外一件（神田博君紹介）（第二二三七号）
一五四　同（山口喜久一郎君紹介）（第二二六七号）
一五五　兒童福祉施設最低基準令施行延期に関する請願（寺柳一郎君紹介）（第二二一四号）
一五六　未亡人に越冬資金支給の請願（石野久男君紹介）（第二二六号）
一五七　遺族見舞金支給に関する請願（吉武惠市君紹介）（第二一四〇号）
一五八　保育施設費全額国庫負担等に関する請願（宜四郎君外一名紹介）（第一六三一号）
一五九　託兒所設置等に関する請願（刈田アサノ君紹介）（第一六三二号）
一六〇　保育所の措置費増額に関する請願（宜四郎君外一名紹介）（第一六四〇号）
一六一　世田ヶ谷郷に託兒所設置等に関する請願（刈田アサノ君外一名紹介）（第一七四二号）
一六二　兒童保育事業に対する特別交付金制度存続の請願（中村清君紹介）（第一九四六号）
一六三　兒童保護費を地方財政平衡交付金から補助金制度に切替の請願（倉石忠雄君紹介）（第二二一七号）
一六四　兒童保護費を地方財政平衡交付金から補助金制度に切替

の請願（寄柳一郎君紹介）（第二三三六号）
一六五　同（田中伊三次君紹介）（第二三八九号）
一六六　同（門脇勝太郎君紹介）（第二三九〇号）
一六七　同（大石ヨシエ君紹介）（第二三九一号）
一六八　結核病床増設等に関する請願（小林進君紹介）（第五五一号）
一六九　同（高田富之君外一名紹介）（第一二五五号）
一七〇　同（刈田アサノ君紹介）（第一五〇六号）
一七一　結核病床増設に関する請願（船田享二君紹介）（第五五二号）
一七二　同（山口好一君外一名紹介）（第六二一号）
一七三　同（守島伍郎君紹介）（第八三八号）
一七四　同外一件（福田昌子君紹介）（第八五四号）
一七五　同（大石ヨシエ君紹介）（第一〇二〇号）
一七六　同（多田勇君紹介）（第一〇二一号）
一七七　同（遠藤三郎君紹介）（第一一四八号）
一七八　同（井之口政雄君外一名紹介）（第一一四九号）
一七九　同（堤ツルヨ君紹介）（第一二二八号）
一八〇　同（刈田アサノ君紹介）（第一五〇三号）
一八一　結核病床増設に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一七〇九号）
一八二　結核病床増設に関する請願（井出一太郎君紹介）（第二一二八号）
一八三　結核患者に国民健康保険の全面適用に関する請願（船田享二君紹介）（第五七三号）
一八四　同（柳澤義男君紹介）（第六二六号）
一八五　同（山口好一君外一名紹介）（第六三〇号）
一八六　同外一件（福田昌子君紹介）（第八七九号）
一八七　同（寄柳一郎君紹介）（第九〇六号）
一八八　同（大石ヨシエ君紹介）（第一〇二七号）
一八九　同（井之口政雄君外一名紹介）（第一一五七号）
一九〇　同（堤ツルヨ君紹介）（第一二二四号）
一九一　結核患者に国民健康保険の全面適用に関する請願（刈田アサノ君外一名紹介）（第一六〇五号）
一九二　結核患者に国民健康保険の全面適用に関する請願（井出一太郎君紹介）（第二一二九号）
一九三　結核患者の作業療法に関する請願（福田昌子君紹介）（第八五九号）
一九四　同（多田勇君紹介）（第一〇一〇号）
一九五　同（刈田アサノ君紹介）（第一四九五号）
一九六　結核患者の作業療法に関する請願（小林進美君紹介）（第一六一一号）
一九七　結核患者の作業療法に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一七一〇号）
一九八　結核患者の作業療法に関する請願（今野武雄君紹介）（第二一九一号）
一九九　結核患者の作業療法に関する請願（福田昌子君外一名紹介）（第二三八六号）
二〇〇　結核患者に対する生活保護法の適用範囲拡大に関する請願（福田昌子君紹介）（第八七四号）
二〇一　結核軽患者のコロニー建設に関する請願（福田昌子君紹介）（第九八二号）
二〇二　アフター・ケア施設確立に関する請願外四件（福田昌子君紹介）（第八七二号）
二〇三　同（寄柳一郎君紹介）（第九〇四号）
二〇四　同（多田勇君紹介）（第一〇二六号）
二〇五　同（今野武雄君外一名紹介）（第一一五四号）
二〇六　同（堤ツルヨ君紹介）（第一一三五号）
二〇七　同（刈田アサノ君紹介）（第一四九七号）
二〇八　アフター・ケア施設確立に関する請願（刈田アサノ君外一名紹介）（第一六〇三号）
二〇九　アフター・ケア施設確立に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一七一一号）
二一〇　同（宜四郎君外一名紹介）（第一七九一号）
二一一　アフター・ケア施設確立に関する請願（井出一太郎君紹介）（第二一三〇号）
二一二　同（今野武雄君紹介）（第二一九〇号）
二一三　アフター・ケア施設確立に関する請願（福田昌子君外一名紹介）（第二三八七号）
二一四　札幌市にアフター・ケア施設確立の請願（柄澤セミ子君外一名紹介）（第一〇六二号）
二一五　結核患者の生活援護に関する請願（山口武秀君紹介）（第一三四〇号）
二一六　国立三島病院結核病舎増築の請願（遠藤三郎君紹介）（第三一三三号）
二一七　国立療養所に看護婦及び医師増員の請願（福田昌子君紹介）（第三一三四号）
二一八　国立療養所給食費増額に関する請願（小金義照君紹介）（第五二一七号）
二一九　国立療養所給食費増額に関する請願（刈田アサノ君外一名紹介）（第一六〇七号）
二二〇　国立療養所入所患者の診療費等に関する請願（小金義照君紹介）（第五二一八号）
二二一　国立療養所入所患者の診療費等に関する請願（守島伍郎君紹介）（第八三六号）
二二二　国立療養所入所患者の診療費等に関する請願（刈田アサノ君外一名紹介）（第一六〇四号）
二二三　国立療養所早期退所者の保護措置に関する請願（福田昌子君紹介）（第六二〇号）
二二四　国立病院医師の待遇改善に関する請願（金子興重郎君紹介）（第七七〇号）
二二五　国立療養所入所患者の診療費に関する請願（多田勇君紹介）（第一〇二二号）
二二六　同（大石ヨシエ君紹介）（第一〇二三号）
二二七　国立療養所入所患者の診療費に関する請願（井之口政雄君外一名紹介）（第一〇二四号）
二二八　国立療養所入所患者の診療費に関する請願（井出一太郎君紹介）（第一五一号）
二二九　国立療養所入所患者の診療費に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一三八二号）
二三〇　国立療養所入所患者の診療費に関する請願（刈田アサノ君紹介）（第一五〇一号）
二三一　国立療養所における給食費増額等に関する請願（福田昌子君紹介）（第八七三号）
二三二　同（寄柳一郎君紹介）（第九〇八号）
二三三　国立療養所における給食費増額等に関する請願（多田勇君紹介）（第一〇一三号）
二三四　国立療養所における給食費増額等に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第一二二六号）
二三五　国立療養所入所患者の療費に関する請願（船田享二君紹介）（第五七四号）
二三六　同（山口好一君外一名紹介）（第六二四号）
二三七　国立療養所入所患者の療費に関する請願外一件（福田昌子君紹介）（第八六〇号）
二三八　国立療養所における給食費増額等に関する請願（刈田アサノ君紹介）（第一四九八号）

二三九　国立療養所における給食費増額等に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一七〇七号）
二四〇　同（五四郎君外一名紹介）（第一七九一号）
二四一　国立療養所における給食費増額等に関する請願（井出一太郎君紹介）（第二一三一号）
二四二　同（今野武雄君紹介）（第二一九二号）
二四三　国立療養所における給食費増額等に関する請願（岡良一君外一名紹介）（第二三八二号）
二四四　国立療養所における完全看護及び完全給食に関する請願（福田昌子君紹介）（第八七七号）
二四五　国立療養所における完全看護及び完全給食に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一〇一四号）
二四六　同（多田勇君紹介）（第一〇一五号）
二四七　国立療養所における完全看護及び完全給食に関する請願（遠藤三郎君紹介）（第一一四六号）
二四八　同（井之口政雄君外一名紹介）（第一一四七号）
二四九　鹿児島県立鹿屋病院拡充費国庫補助の請願（中馬辰猪君紹介）（第四二一号）
二五〇　県立尾花沢総合病院設置に関する請願（志田義信君紹介）（第五七五号）
二五一　氷上郡竹田川流域に国立診療病院設置の請願（佐々木盛雄君紹介）（第一〇八五号）
二五二　京都府下にモデル国立後保護施設々置の請願（中野武雄君外二名紹介）（第一二八二号）
二五三　松丘保養園に結核病床増設に関する請願（刈田アサノ君紹介）（第一六一二号）
二五四　国立都城病院とう、改築に関する請願（渕通義君紹介）（第一〇一六号）
二五五　生活保護法による結核入所患者の生活扶助料引上げに関する請願（柄澤せま子君紹介）（第二八三号）
二五六　医療法の一部改正等に関する請願（松本六太郎君紹介）（第一六八八号）
二五七　医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第一二二七号）
二五八　保健婦助産婦看護婦法の一部改正に関する請願（金子與重郎君紹介）（第二〇九六号）
二五九　理容師法の一部改正に関する請願（志田義信君紹介）（第四一号）
二六〇　同（柄澤せま子君紹介）（第一九五号）
二六一　理容師法の一部改正等に関する請願（小宰柳多君紹介）（第一八一四号）

（農林委員会）

一　霞ヶ浦及び北浦の国営土地改良事業促進の請願（橋本登美三郎君外三名紹介）（第四七号）
二　土地改良事業費国庫補助増額の請願（志田義信君紹介）（第四八号）
三　昭和三十六年度農地関係予算復活の請願（志田義信君紹介）（第四九号）
四　国有林地内砂防工事施行に関する請願（柄澤せま子君紹介）（第五〇号）
五　早場米奨励金制度存続の請願（志田義信君紹介）（第五一号）
六　赤川廃川地区を耕作地として開放の請願（志田義信君紹介）（第五二号）
七　国有林野内牧野開放に関する請願（志田義信君紹介）（第五三号）
八　同（野原正勝君外一名紹介）（第五四号）
九　土地改良事業強化に関する請願（志田義信君紹介）（第五五号）
一〇　国有林と村有林交換の請願（志田義信君紹介）（第五七号）
一一　国有牧野開放に関する請願（後利三郎君紹介）（第一七六号）
一二　旧利別川廃川地区を農耕地として開放の請願（常永格五郎君紹介）（第二三〇号）
一三　水稲、麦類の病虫害防除薬剤全額国庫負担に関する請願（田口長治郎君紹介）（第二三九号）
一四　土地改良事業強化に関する請願（田口長治郎君紹介）（第二四一号）
一五　農業手形償還期日の延期に関する請願（田口長治郎君紹介）（第二四二号）
一六　佐屋川用水工事費増額の請願（江崎真澄君紹介）（第二四九号）
一七　東河村字岡田地内に丸め池築設の請願（佐々木盛雄君紹介）（第二八四号）
一八　国有林野内牧野開放に関する請願（小澤佐重喜君外三名紹介）（第二八九号）
一九　早場米奨励金制度存続の請願（柄澤せま子君紹介）（第二九七号）
二〇　昭和二十六年度農地関係予算復活の請願（柄澤せま子君紹介）（第二九八号）
二一　土地改良事業費国庫補助増額の請願（柄澤せま子君紹介）（第三〇〇号）
二二　国有林地内砂防工事施行に関する請願（柄澤せま子君紹介）（第三〇四号）
二三　北上川、雫石川両沿岸農業水利改良事業を昭和二十六年度国営計画地区に指定の請願（野原正勝君外一名紹介）（第三〇六号）
二四　胆沢平野土地改良事業を昭和二十六年度より国営として施行の請願（小澤佐重喜君外三名紹介）（第三〇七号）
二五　国営山王海農業水利改良事業施行促進の請願（野原正勝君外一名紹介）（第三〇八号）
二六　開拓農業協同組合強化に関する請願（渕通義君紹介）（第三五五号）
二七　荒川及び駒込川の毒水排除費国庫補助に関する請願（山崎岩男君紹介）（第三五六号）
二八　青果物の販売共済制度確立に関する請願（田中甲子七君紹介）（第三九二号）
二九　下閉伊郡下の土地改良事業等に国庫補助の請願（野原正勝君紹介）（第三九四号）
三〇　豊沢川農業水利事業費国庫補助増額に関する請願（山本猛夫君紹介）（第四三一号）
三一　岩手山ろく開発事業促進に伴うダム建設並びに事業費増額の請願（山本猛夫君紹介）（第四三二号）
三二　岩手山ろく国営開発事業進展に伴う開田事業促進の請願（山本猛夫君紹介）（第四三三号）
三三　農村振興対策確立に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第四三五号）
三四　川内ケ谷、宮ケ平間林道改修工事施行の請願（長野長廣君紹介）（第四八八号）
三五　東北地方寒冷地帯の土地改良事業救済に関する請願（野原正勝君紹介）（第四八九号）
三六　土地改良事業費増額及び国庫補助率増額の請願（平野三郎君紹介）（第五三〇号）
三七　農地調整法等の一部改正に関する請願（平野三郎君紹介）（第五三一号）
三八　開拓開墾事業に対する助成強化の請願（平野三郎君紹介）（第五三二号）
三九　川前部落に揚水施設設置の請願（志田義信君紹介）（第五八二号）
四〇　駒込部落に揚水施設設置の請願（志田義信君紹介）（第五八三号）
四一　国営諫早干拓事業促進に関する請願（田口長治郎君紹介）（第五八四号）
四二　丹生川防災ため池事業促進の請願（志田義信君紹介）（第五八六号）

四三　舟形村羅漢野附近かんがい用水路改修工事施行の請願（志田義信君紹介）（第五八七号）

四四　本郷村東山地内の村有林と早田山国有林交換反対の請願（志田義信君紹介）（第六三二号）

四五　養鶏用飼料確保に関する請願（千賀康治君紹介）（第六三三号）

四六　西北稲作研究会試験農場の研究費国庫補助の請願（山崎岩男君紹介）（第六三四号）

四七　野洲川ダム建設附帯工事施行反対の請願（河原伊三郎君紹介）（第七二二号）

四八　尾滝国有林拂下げに関する請願（橋本龍伍君紹介）（第七四五号）

四九　旅館業に調味用砂糖配給の請願（長野長廣君紹介）（第七五二号）

五〇　五方戸国有林等拂下げに関する請願（塚田十一郎君紹介）（第七七四号）

五一　加茂町地内の国有林拂下げの請願（前尾繁三郎君紹介）（第八〇五号）

五二　鍋田干拓事業促進に関する請願（江崎真澄君紹介）（第八八〇号）

五三　滞荷生糸処分による売上差益金処置に関する請願（吉川久衛君紹介）（第九〇九号）

五四　農林漁業資金融通法制定に関する請願（佐伯宗義君外五名紹介）（第九七三号）

五五　同（江崎真澄君紹介）（第九八四号）

五六　鹿又村排水改良工事促進並びに国庫補助増額に関する請願（角田幸吉君紹介）（第九八三号）

五七　戸沢村大字樽石地区の国有林拂下げに関する請願（園司安正君紹介）（第九八五号）

五八　東河村字岡田地内にため池築設の請願（佐々木盛雄君紹介）（第一〇八七号）

五九　天台宗中木山に国有林等譲與の請願（佐々木盛雄君紹介）（第一〇八八号）

六〇　子吉村地内の国有林拂下げに関する請願（村上勘治君紹介）（第一〇八九号）

六一　農村の電柱敷地補償に関する請願（田中啓一君紹介）（第一〇九九号）

六二　外地引揚歯医師免許に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一五八号）

六三　農作物防疫体制の拡充強化に関する請願（千賀康治君紹介）（第一一五九号）

六四　政府手持大豆粕を乳牛飼料として拂下げに関する請願（小平忠君紹介）（第一二〇五号）

六五　昭和二十五年産麦類、大豆、雑穀を飼料に割当に関する請願（小平忠君紹介）（第一二〇六号）

六六　国有牧野開放に関する請願（高木松吉君紹介）（第一二三一号）

六七　育素多、幌岡両地区及び下幌岡地区の開田事業費国庫負担の請願（高介定助君紹介）（第一二三三号）

六八　麦類に対する銘柄設定に関する請願（塩田貫四郎君紹介）（第一二三四号）

六九　国産マオラン麻事業救済対策確立に関する請願（池見茂隆君紹介）（第一二三八号）

七〇　裏信別川上流にかんがい用貯水池築設の請願（篠田弘作君紹介）（第一三八五号）

七一　公有林野官行造林振興対策確立に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一三八六号）

七二　家畜登録事業助成強化に関する請願（原田雪松君紹介）（第一四五五号）

七三　外地引揚歯医師免許に関する請願（坂本泰良君紹介）（第一四九一号）

七四　日野上村地内三栄、穂両牧場の改良事業費国庫補助の請願（稲田直道君紹介）（第一五〇八号）

七五　かんがい用濃池改修工事費国庫補助の請願（島田末信君紹介）（第一五四二号）

七六　農林漁業資金融通法制定に関する請願（小林進君紹介）（第一五四三号）

七七　麦類に対する銘柄設定に関する請願（川西清君紹介）（第一五四五号）

七八　北落合地区の民有未墾地開拓に関する請願（佐々木秀世君紹介）（第一七五三七号）

七九　槻木町外五箇町村の排水改良工事促進等に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一五七四号）

八〇　外地引揚歯医師免許に関する請願（成田知巳君紹介）（第一六一五号）

八一　小清水村地内国有林野開放に関する請願（伊藤郷一君外一名紹介）（第一六三三号）

八二　地力増進法制定に関する請願（足鹿覺君外十一名紹介）（第一六四八号）

八三　主食配給事務費国庫負担の請願（岡村利右衛門君紹介）（第一六四九号）

八四　国有林野再編成に関する請願（田島ひで君紹介）（第一六六〇号）

八五　黄海村地内の国有林拂下げに関する請願（浅利三朗君紹介）（第一六六二号）

八六　大津保村地内の国有林拂下げに関する請願（浅利三朗君紹介）（第一六六三号）

八七　固形肥料の普及に関する請願（中村清君外五名紹介）（第一六八九号）

八八　酪農振興対策確立に関する請願（中曽根康弘君紹介）（第一七二六号）

八九　雨引村地内の国有林拂下げに関する請願（佐藤親弘君紹介）（第一七五九号）

九〇　農村の電柱敷地補償に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一七九三号）

九一　槻木町外五箇町村の排水改良工事促進等に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一七九四号）

九二　下五島土地改良事業費国庫補助に関する請願（西村久之君紹介）（第一八三五号）

九三　農村の電柱敷地補償に関する請願（川西清君紹介）（第一八五七号）

九四　道路開設敷地内の国有林拂下げに関する請願（玉置信一君紹介）（第一八五八号）

九五　別所原地内にダム築設の請願（岡西明貞君外一名紹介）（第一八六三号）

九六　新庄市地区の開拓農家建築費国庫補助等に関する請願（園司安正君紹介）（第一八八六号）

九七　吾妻村地内の国有林と民有林交換の請願（植原悦二郎君紹介）（第一九二一号）

九八　開拓農業協同組合等の救済対策確立に関する請願（渕通義君紹介）（第一九二二号）

九九　築山村地内にかんがい用ダム築設の請願（寺本廣君外一名紹介）（第一九四七号）

一〇〇　北海道てん菜構業振興対策確立に関する請願（小川原政信君紹介）（第一九四八号）

一〇一　部落農業団体育成強化に関する請願（田口長治郎君紹介）（第一九四九号）

一〇二　大林村地内の国有林拂下げに関する請願（山本久雄君紹介）（第一九五〇号）

一〇三　川南牧場内背鹿地内にかんがい用ダム築設の請願（渕通義君紹介）（第二〇三一号）

一〇四　大桑村地内の国有林拂下げに関する請願（植原悦二郎君紹介）（第二〇三二号）

一〇五　国有乳用種雌牛の無償貸付に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第二〇六一号）

一〇六　国有牧野開放に関する請願（松浦東介君紹介）（第二一三三号）

一〇七　主食配給事務費国庫負担の請願（平野三郎君紹介）（第二一八五号）

一〇八　穀雪寒冷単作地帯農業振興に関する請願（小平忠君紹介）（第二二〇四号）

一〇九　酒米の格差金増額に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第二二四九号）

一一〇　大麻栽培許可に関する請願（龍野喜一郎君紹介）（第二二八三号）

一一一　酒米の格差金増額に関する請願（川西清君紹介）（第二二九二号）

一一二　黄海村地内の国有林拂下げに関する請願（浅利三朗君紹介）（第二四〇三号）

（水産委員会）

一　鴨居瀬漁港修築に関する請願（田口長治郎君紹介）（第五九号）

二　大沢漁港を第二種漁港に指定並びに修築工事促進の請願（田中角栄君紹介）（第六〇号）

三　荒屋漁港築設に関する請願（久野忠治君紹介）（第六一号）

四　トロール船取締強化に関する請願（石原圓吉君紹介）（第一一九号）

五　北海道漁船保険組合設立反対の請願（林好次君紹介）（第一七八号）

六　落石漁港に防波堤及び船付場築設の請願（伊藤郷一君紹介）（第一七九号）

七　須津漁港拡張工事施行の請願（山本利壽君紹介）（第二三二号）

八　湯江村に漁港築設の請願（田口長治郎君紹介）（第二四三号）

九　樺島漁港に防波堤築設の請願（田口長治郎君紹介）（第二四四号）

一〇　平漁港に防波堤築設の請願（田口長治郎君紹介）（第二四七号）

一一　さけ、ます流網試験漁ろうに関する請願（富永格五郎君外二名紹介）（第二五八号）

一二　魚田開発に見返資金融資の請願（富永格五郎君紹介）（第二八五号）

一三　漁業制度改革の各種委員会等の経費国庫負担金増額の請願（鈴木善幸君紹介）（第三〇九号）

一四　大樹村に漁港築設の請願（伊藤郷一君紹介）（第三[illegible]号）

一五　香深村に北方新魚田開発策源地としての諸施設実現並びに魚田調査に関する請願（玉置信一君紹介）（第三二六号）

一六　香深漁港修築工事促進に関する請願（玉置信一君紹介）（第三三七号）

一七　知内漁港に防波堤築設の請願（輜井勇君紹介）（第三五七号）

一八　漁業経営費増大及び漁価低落の防止対策に関する請願（小高熹郎君紹介）（第三七四号）

一九　旋網漁業許可制度確立の請願（小高熹郎君紹介）（第三七五号）

二〇　漁船船員法制定に関する請願（小高熹郎君紹介）（第三七六号）

二一　水産資源枯渇防止対策確立に関する請願（小高熹郎君紹介）（第三七八号）

二二　荒廃漁場復旧の請願（小高熹郎君紹介）（第三七九号）

二三　漁業金融の合理化に関する請願（小高熹郎君紹介）（第三八六三五号）

二四　海区漁業調整委員会の経費増額に関する請願外十九件（永田節君紹介）（第四三六号）

二五　小型機船底びき網漁業整備に伴う転業資金交付に関する請願外二十件（永田節君紹介）（第四三八号）

二六　瀬戸内海漁政庁設置等に関する請願（永田節君紹介）（第四四〇号）

二七　平島村きみな網漁業の障害除去に関する請願（坪内八郎君紹介）（第四四一号）

二八　漁船に対する特殊保険制度改革に関する請願（石原圓吉君外一名紹介）（第四九一号）

二九　同（川村善八郎君外一名紹介）（第五〇八号）

三〇　同（小高熹郎君外一名紹介）（第五〇九号）

三一　同（田口長治郎君外二名紹介）（第五一〇号）

三二　同（富永格五郎君外二名紹介）（第五一一号）

三三　同外一件（田口長治郎君外一名紹介）（第五一二号）

三四　大潤港を魚田開発漁港に指定の請願（富永格五郎君紹介）（第五八八号）

三五　山背泊港を魚田開発漁港及び避難港に指定の請願（富永格五郎君紹介）（第五八九号）

三六　銭亀沢村に漁港築設の請願（富永格五郎君紹介）（第五九〇号）

三七　大畑漁港しゅんせつ工事施行の請願（山崎岩男君紹介）（第六三五号）

三八　北上川の魚てい改善に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第六七六号）

三九　水産金融対策確立に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第七〇七号）

四〇　集魚燈漁業の制限に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第七〇八号）

四一　岩手県下の漁港及び船たまり施設拡充に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第七〇九号）

四二　機船底びき網漁業の整理促進並びに取締強化に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第七一一号）

四三　荒廃漁場復旧の請願（鈴木善幸君紹介）（第七一三号）

四四　輸出水産物産業奨励助成の請願（鈴木善幸君紹介）（第七一四号）

四五　水産用石油増配に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第七一五号）

四六　漁業経営費増大及び魚価低落の防止対策に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第七一六号）

四七　崎山漁港築設の請願（西村久之君紹介）（第七七五号）

四八　水産庁改革行政の農林省一元化に関する請願（石原圓吉君紹介）（第八〇四号）

四九　鹿部漁港拡張工事施行等の請願（川村善八郎君紹介）（第八〇八号）

五〇　漁港保険法による漁船保険制度改革に関する請願（石原圓吉君紹介）（第八四〇号）

五一　志布志町枇榔島に避難場設置の請願（二階堂進君紹介）（第八四二号）

五二　水産資源保護法制定に関する請願（石原圓吉君外二名紹介）（第八六三号）

五三　焼尻村の漁港築設の請願（玉置信一君外一名紹介）（第八六四号）

五四　内之浦漁港を第四種に指定の請願（前田郁君紹介）（第八八一号）

五五　根占町に漁港築設の請願（前田郁君紹介）（第八八二号）

五六　小型機船底びき網漁業に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九六二号）

五七　漁船に対する特殊保険制度改革に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第九六三号）

五八　漁船保険法による漁船保険制度改革に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第九六四号）

五九　小川漁港拡張工事費国庫補助の請願（水野彦治郎君紹介）（第九七四号）

六〇　妻鹿漁港を第三種漁港に指定の請願外三件（堀川恭平君紹介）（第九八六号）

六一　海区漁業調整委員会の経費増額に関する請願（川端佳夫君紹介）（第九八七号）

六二　同（小西英雄君紹介）（第九八八号）

六三　小型機船底びき網漁業整備に伴う転業資金交付に関する請願（小西英雄君紹介）（第九八九号）

六四　同（川端佳夫君紹介）（第九九〇号）

六五　同（平井義一君紹介）（第一〇二九号）

六六　沼島港を第四種漁港に指定の請願（塩田賀四郎君紹介）（第一〇二八号）
六七　海区漁業調整委員会費増額等に関する請願外一件（羽田野次郎君紹介）（第一〇三〇号）
六八　三重漁港に防波堤築設の請願（岡西明貞君紹介）（第一〇四〇号）
六九　高家漁港修築工事促進の請願（鈴木善幸君紹介）（第一〇九〇号）
七〇　太機漁港築設の請願（冨永格五郎君外二名紹介）（第一一一二号）
七一　相沼漁港築設の請願（冨永格五郎君紹介）（第一一一三号）
七二　泊川漁港築設の請願（冨永格五郎君紹介）（第一一一四号）
七三　関内漁港築設の請願（冨永格五郎君紹介）（第一一一五号）
七四　熊石漁港しゅんせつ工事施行の請願（冨永格五郎君紹介）（第一一一六号）
七五　海区漁業調整委員会の経費増額に関する請願（川西清君紹介）（第一一六〇号）
七六　小型機船底びき網漁業整備に伴う転業資金交付に関する請願（井之口政雄君外一名紹介）（第一一八一号）
七七　同（堀川恭平君紹介）（第一二三五号）
七八　海区漁業調整委員会費増額等に関する請願（井之口政雄君外一名紹介）（第一一八二号）
七九　栖原漁港防波堤修築促進の請願（平川崇君紹介）（第一二三二号）
八〇　由良村に漁港築設の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一二八三号）
八一　小型機船底びき類似漁業より打瀬漁業分離に関する請願（三木武夫君紹介）（第一三一八号）
八二　小型機船底びき網漁業整備に伴う転業資金交付に関する請願（原健三郎君紹介）（第一四五六号）
八三　同（山本久雄君紹介）（第一五一〇号）
八四　同（橋本龍伍君紹介）（第一五二一号）
八五　瀬戸内海漁政庁設置等の請願（原健三郎君紹介）（第一四五七号）
八六　同（橋本龍伍君紹介）（第一五二二号）
八七　第五種共同漁業権証券の資金化に関する請願（長谷川四郎君外一名紹介）（第一五二三号）
八八　同（前田正男君外一名紹介）（第一五三三号）
八九　海区漁業調整委員会の経費増額に関する請願（逢澤寛君紹介）（第一五七五号）
九〇　同（三木武夫君外一名紹介）（第一六三四号）
九一　小型機船底びき網漁業整備に伴う転業資金交付に関する請願外一件（逢澤寛君紹介）（第一五七六号）
九二　漁船保険法による漁船保険制度改革に関する請願（角田幸吉君紹介）（第一五七七号）
九三　同（田口長治郎君紹介）（第一六三六号）
九四　第五種共同漁業権証券の資金化に関する請願（田口長治郎君紹介）（第一五九五号）
九五　荒浜漁港修築工事施行の請願（佐々木更三君紹介）（第一六一六号）
九六　小型機船底びき網漁業に関する請願外一名（三木武夫君外一名紹介）（第一六三五号）
九七　漁船保険法による漁船保険制度改革に関する請願（川端佳夫君紹介）（第一六九一号）
九八　同（川村善八郎君外一名紹介）（第一六九二号）
九九　小型機船底びき網漁業整備に伴う転業資金交付に関する請願（中垣國男君紹介）（第一六九三号）
一〇〇　網代漁港拡張工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七二七号）
一〇一　漁業用資材に対する補給金制度復活に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第一七九五号）
一〇二　魚かす等の集買による損失補償に関する請願（冨永格五郎君外一名紹介）（第一七九六号）
一〇三　小型機船底びき網漁業操業区域等に関する請願（亘四郎君外一名紹介）（第一八五九号）
一〇四　内水面漁業委員会の経費増額等に関する請願（門脇勝太郎君紹介）（第一八九九号）
一〇五　第五種共同漁業権証券の資金化に関する請願（柳原三郎君紹介）（第一九五一号）
一〇六　入野船だまり災害復旧工事施行の請願（長野長廣君紹介）（第一九七二号）
一〇七　北上川の魚てい改善に関する請願（小澤佐重喜君紹介）（第一九九一号）
一〇八　中央漁業調整審議会拡充に関する請願（山本利壽君紹介）（第二〇六二号）
一〇九　漁船に対する特殊保険制度改革に関する請願（田口長治郎君紹介）（第二一一八号）
一一〇　米軍用船による漁具被害に対する損害補償に関する請願（小高熹郎君紹介）（第二一四六号）
一一一　奥戸漁港に船だまり工事施行の請願（山崎岩男君紹介）（第二一四七号）
一一二　佐井漁港災害復旧費国庫補助に関する請願（山崎岩男君紹介）（第二一四八号）
一一三　崎浜部落に漁港築設の請願（鈴木善幸君紹介）（第二二二五〇号）
一一四　第五種共同漁業権証券の資金化に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第二二五一号）
一一五　石釜漁港を第三種に指定の請願（角田幸吉君紹介）（第二二八四号）
一一六　渡波港を漁港に指定の請願（角田幸吉君紹介）（第二二八五号）
一一七　塩釜漁港を第三種に指定の請願（角田幸吉君紹介）（第二二八六号）
一一八　女川漁港を第三種に指定の請願（角田幸吉君紹介）（第二二八七号）
一一九　気仙沼漁港を第三種に指定の請願（角田幸吉君紹介）（第二二八八号）
一二〇　漁港法施行に伴う漁港指定促進に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第二三二八号）
一二一　いか釣漁業者に労働基準法の適用除外に関する請願（冨永格五郎君紹介）（第二三三九号）

（通商産業委員会）

一　中小商工業者の不動産担保による長期金融対策確立の請願（志田義信君紹介）（第一二号）
二　鉱業法改正に関する請願（平井義一君紹介）（第六三号）
三　炭鉱向資材の異常売掛金回収促進に関する請願（小金義照君紹介）（第六五号）
四　中小企業者に対する金融対策確立に関する請願（阿左美廣治君外一名紹介）（第六六号）
五　鉱業法の政正に伴う租鉱権設定に基く租鉱料引下げの請願（江田斗米吉君紹介）（第一一〇六号）
六　中小商工業者の不動産担保による長期金融対策確立の請願（柄澤せま子君紹介）（第一九三号）
七　度量衡法改正に関する請願（川西清君紹介）（第四九三号）
八　電気事業再編成に伴う水力発電所譲受に関する請願（今澄勇君紹介）（第五九一号）
九　成羽川成羽町地内に発電所設置の請願（橋本龍伍君紹介）（第七四六号）
一〇　中小企業等協同組合設立の

認可制度並びに知事の監督権強化に関する請願（坂田道太君紹介）（第七四七号）
一一　電気事業再編成に伴う発電設備等譲受に関する請願（小西英雄君紹介）（第七七七号）
一二　中小鉱山育成対策確立に関する請願（小金義照君外一名紹介）（第九三八号）
一三　[illegible]カス総合研究所設置に関する請願（丸山直友君紹介）（第九五三号）
一四　幾島運営の制限緩和に関する請願（多田勇君紹介）（第九五四号）
一五　産業用発電施設譲受に関する請願（神田博君紹介）（第一〇三一号）
一六　病院、療養所に対する電力割当増加の請願（多田勇君紹介）（第一〇三二号）
一七　日職貿易の伸縮港として舞鶴港利用に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一〇三九号）
一八　定期船長崎寄港に関する請願（岡西明貞君紹介）（第一一六四号）
一九　丸山ダム電源帰属に関する請願外一件（千賀康治君紹介）（第一一八三号）
二〇　同（早稲田柳右エ門君紹介）（第一一八四号）
二一　北陸通商産業局設置に関する請願（南好雄君外二名紹介）（第一二三六号）
二二　電気事業再編成に伴う電気料金地域差縮小等に関する請願（寄野武二君紹介）（第一二八四号）
二三　農業用かんがい揚水機電力料金改正に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一二八五号）
二四　島原鉱業に対する原糸配分に関する請願（岡西明貞君紹介）（第一二八六号）
二五　中小企業信用保険法の一部改正に関する請願（今澄勇君外五名紹介）（第一三四三号）
二六　大淀川第一発電所えん堤放水施設完備の請願（瀬戸山三男君紹介）（第一三八八号）
二七　桐生繊維製品検査所伊勢崎支所設置の請願（藤枝泉介君紹介）（第一三八九号）
二八　病院、療養所に対する電力割当増加の請願（剱田アサノ君紹介）（第一五一四号）
二九　産業用電力確保に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一五四六号）
三〇　室畑川上流北落合地区に発電所設置等の請願（佐々木秀世君紹介）（第一五七八号）
三一　アルコール専売事業の機構改革に関する請願（今澄勇君紹介）（第一六九四号）
三二　只見川上流未開発電源を東北地区に編入の請願（安部俊吾君外三名紹介）（第一七三四号）
三三　鉱業用自家発電施設返還に関する請願（神田博君紹介）（第一七九八号）
三四　桐生繊維製品検査所伊勢崎支所設置の請願（藤枝泉介君紹介）（第一八三二七号）
三五　渡川発電所開発促進に関する請願（剱通義君紹介）（第一九二四号）
三六　川原、石河内第二両発電所復元に関する請願（剱通義君紹介）（第一九二五号）
三七　電気事業再編成に関する政令運用の請願（剱通義君紹介）（第一九二六号）
三八　農事用電力の使用に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第二〇一二号）
三九　西福山及び西平両発電所施設返還に関する請願（福田一君紹介）（第二一一九号）
四〇　新百貨店法制定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第二二五三号）
四一　けい肺法の単独立法化に関する請願（中村又一君紹介）（第二三八五号）

（運輸委員会）

一　鶴路、北見間鉄道敷設の請願（伊藤郷一君外二名紹介）（第七四号）
二　直江津、六日町間鉄道敷設の請願（田中角榮君紹介）（第七七号）
三　中込、高崎両駅間に鉄道敷設の請願（今村忠助君紹介）（第七九号）
四　出雲今市、三次両駅間鉄道敷設の請願（大橋武夫君紹介）（第八一号）
五　同（山本利壽君紹介）（第一二四号）
六　築別、遠別間鉄道敷設の請願（玉置信一君紹介）（第一〇五号）
七　朱鞠内、羽幌間鉄道敷設の請願（玉置信一君紹介）（第一一一号）
八　長倉、大子間鉄道敷設の請願（橋本登美三郎君紹介）（第一二七号）
九　深川、芦別間鉄道敷設の請願（玉置信一君紹介）（第一八一号）
一〇　根北線敷設促進の請願（伊藤郷一君紹介）（第一八五号）
一一　長倉、大子間鉄道敷設の請願（尾関義一君紹介）（第一八六号）
一二　松崎より江差を経て瀬棚に至る間に鉄道敷設促進の請願（富永格五郎君外三名紹介）（第二二二号）
一三　西武鉄道田無駅、関前間並びに武蔵関、武蔵境両駅間に鉄道敷設の請願（瀬尾君亮君紹介）（第二四六号）
一四　山川、枕崎間鉄道敷設促進に関する請願（井上知治君紹介）（第二七二号）
一五　武豊線を師崎まで延長の請願（早稲田柳右エ門君紹介）（第二三四号）
一六　登米耕作鉄道敷設の請願（内海安吉君紹介）（第二八七号）
一七　軽津線復活促進に関する請願（山崎岩男君紹介）（第三五八号）
一八　深川、芦別間鉄道敷設の請願（玉置信一君紹介）（第三六五号）
一九　大垣、樽見間鉄道復旧促進の請願（大野伴睦君紹介）（第四四二号）
二〇　魚沼線復旧促進の請願（稲村順三君外二名紹介）（第四四三号）
二一　山田線災害復旧に関する請願（山本猛夫君紹介）（第四四六号）
二二　小本線敷設促進の請願（山本猛夫君紹介）（第四四七号）
二三　志佐町から上志佐村を経て吉井村に至る間に鉄道敷設の請願（坪内八郎君外一名紹介）（第四五一号）
二四　宮原線全通促進の請願（松野頼三君紹介）（第四九六号）
二五　稚場線復活並びに新駅設置の請願（山本猛夫君紹介）（第四九七号）
二六　日田線全通促進に関する請願（村上勇君紹介）（第五三九号）
二七　岩国、日原両駅間に鉄道敷設の請願（佐藤榮作君紹介）（第五九二号）
二八　出雲今市、三次両駅間鉄道敷設の請願（山本利壽君紹介）（第五九四号）
二九　岩国、日原両駅間の鉄道敷設の実地測量に関する請願（山本利壽君紹介）（第五九五号）
三〇　日南鉄道敷設促進の請願（小山長規君外五名紹介）（第六三七号）
三一　日向長井、三竜間鉄道敷設並びに日豊線電化の請願（小山長規君外五名紹介）（第六三九号）
三二　大間鉄道敷設促進並びに大間港埠頭修築等の請願（山崎岩男君紹介）（第六五〇号）
三三　宮崎、小林間鉄道敷設の請願

願（小山長規君外五名紹介）（第六四二号）

三四　余市、余別間及び岩内、古平間に鉄道敷設の請願（小川原政信君紹介）（第六七七号）

三五　後志西海岸鉄道敷設の請願（小川原政信君紹介）（第六七八号）

三六　三陸沿岸鉄道敷設の請願（鈴木善幸君紹介）（第七一七号）

三七　山田線災害復旧に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第七一九号）

三八　出雲今市、十日市間鉄道敷設の請願（大橋武夫君紹介）（第七五〇号）

三九　山川、枕崎間鉄道敷設促進に関する請願（上林山榮吉君紹介）（第七八〇号）

四〇　岩川、国分両駅間鉄道敷設の請願（前田郁君紹介）（第八八四号）

四一　牟人、大泊間鉄道敷設等の請願（前田郁君紹介）（第八八五号）

四二　片町線から枚岡町に至る貨物引込線敷設の請願（松永佛骨君紹介）（第九一四号）

四三　三陸沿岸鉄道敷設の請願（山崎岩男君外二名紹介）（第九九一号）

四四　直江津、六日町間鉄道敷設の請願（田中角榮君外四名紹介）（第九九二号）

四五　城端から白川、荘川及び高鷲各村を経て北濃駅に至る鉄道敷設の請願（平野三郎君紹介）（第一〇三七号）

四六　道南西海岸に鉄道敷設の請願（山崎岩男君外一名紹介）（第一〇六七号）

四七　倉吉、勝山間鉄道敷設促進の請願（稲田直道君紹介）（第一〇九一号）

四八　久慈、宮古間及び釜石、盛間鉄道敷設の請願（椎熊三朗君外六名紹介）（第一〇九三号）

四九　石巻、気仙沼間鉄道敷設の請願（内海安吉君外一名紹介）（第一〇九四号）

五〇　野岩羽線金通促進の請願（尾関義一君外十名紹介）（第一一六二号）

五一　辺富内線鉄道敷設促進の請願（高倉定助君紹介）（第一二四〇号）

五二　上川、三股間鉄道敷設の請願（高倉定助君紹介）（第一二四二号）

五三　三重、延岡間鉄道敷設の請願（佐藤重遠君外八名紹介）（第一四一五号）

五四　三町、三井間鉄道敷設の請願（南好雄君紹介）（第一七一四号）

五五　加計、布間鉄道敷設促進の請願（山本久雄君紹介）（第一七三〇号）

五六　宝積寺、市塙間鉄道敷設の請願（山口好一君紹介）（第一七六七号）

五七　黒木、矢部間鉄道敷設の請願（高橋龍六君紹介）（第一八三八号）

五八　宮下川口線敷設促進の請願（菅家喜六君紹介）（第一八三九号）

五九　伊豆循環鉄道敷設の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一九六五号）

六〇　伊東、下田間鉄道敷設の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一九六六号）

六一　宇津野、小本間鉄道敷設の請願（小澤佐重喜君紹介）（第一九九四号）

六二　日向長井、三重間鉄道敷設並びに日豊線電化の請願（渕通義君紹介）（第二〇三四号）

六三　宮崎、小林間鉄道敷設の請願（渕通義君紹介）（第二〇三五号）

六四　杉安、湯前間鉄道敷設促進の請願（渕通義君紹介）（第二〇三六号）

六五　日ノ影、高森間鉄道敷設促進の請願（渕通義君紹介）（第二〇三七号）

六六　志布志線延長工事促進の請願（渕通義君紹介）（第二〇三八号）

六七　智頭、上郡間に鉄道敷設の請願（稲田直道君外二名紹介）（第二二五五号）

六八　釧路地区鉄道改良工事計画実施促進の請願（伊藤郷一君紹介）（第二三二九号）

六九　釧路、美幌間鉄道敷設の請願（伊藤郷一君紹介）（第二三九五号）

七〇　荒海、瀧の原間鉄道敷設の請願（菅家喜六君紹介）（第二三九六号）

七一　白河、仙台間鉄道電化促進の請願外一件（今泉貞雄君紹介）（第七八号）

七二　御殿場線電化の請願外一件（遠藤三郎君紹介）（第八六号）

七三　鹿児島本線外二線の電化に関する請願（高橋龍六君紹介）（第一一二一号）

七四　新潟、長岡両駅間鉄道電化の請願（渡邊良夫君紹介）（第一六二号）

七五　浜松、姫路間電化促進の請願（河原伊三郎君紹介）（第六三六号）

七六　米原、京都間電車化の請願（河原伊三郎君紹介）（第六四三号）

七七　仙台、岩沼間電化の請願（庄司一郎君紹介）（第七四九号）

七八　白河、仙台間鉄道電化促進の請願（岡谷光衛君紹介）（第一〇三六号）

七九　御殿場線電化の請願（遠藤三郎君紹介）（第一一六三号）

八〇　甲府、長野間鉄道電化促進の請願（横塚晃二郎君外七名紹介）（第一二三九号）

八一　浜松、米原間電化促進の請願（江崎真澄君紹介）（第一三二二号）

八二　名古屋、多治見間鉄道電化の請願（岡村利右衛門君紹介）（第一八一六号）

八三　米原、姫路間電化並びに京都市内の国有鉄道を高架式に改修の請願（中野武雄君外三名紹介）（第一八六二号）

八四　東北線電化の請願（青木正君紹介）（第二一二二号）

八五　大津港駅改築の請願（橋本登美三郎君紹介）（第二二六号）

八六　小千谷、越後滝谷両駅間に停車場設置の請願（丸山直友君紹介）（第二八七号）

八七　西毛線小野寺地内に停留所設置の請願（山口好一君紹介）（第二六三号）

八八　鵜住居村両石に簡易停車場設置の請願（山本猛夫君紹介）（第四四五号）

八九　城岡駅を北長岡駅に改称の請願（丸山直友君紹介）（第四五三号）

九〇　同（稲村順三君外二名紹介）（第四五四号）

九一　本川内信号所を一般取扱駅に昇格の請願（岡西明貞君外一名紹介）（第四九五号）

九二　鵜ケ坂駅に貨物取扱開始の請願（山崎岩男君紹介）（第六四四号）

九三　横浜村南部に簡易駅設置の請願（山崎岩男君紹介）（第六四七号）

九四　川東、谷田川両駅間に簡易停車場設置の請願（岡谷光衛君紹介）（第六七九号）

九五　遠山口駅存置の請願（今村忠助君紹介）（第七一八号）

九六　札幌駅改築の請願（柄澤七三千君紹介）（第七四八号）

九七　上野駅拡充等に関する請願（庄司一郎君紹介）（第八八六号）

九八　尻内駅構内に二線構新設の請願（山崎岩男君紹介）（第一〇三五号）

九九　平倉駅を普通駅に昇格並びに岩手上郷駅待合室拡張の請願（山本猛夫君紹介）（第一〇三八号）

一〇〇　中筋信号所を一般駅に昇

格の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一一六一号）
一〇一　與野駅改築の請願（福永健司君紹介）（第一二八八号）
一〇二　大寺駅改称に関する請願（宮家邦彦君紹介）（第一二八九号）
一〇三　伊豆山に電車停留場設置の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四五八号）
一〇四　生山駅待合室拡張に関する請願（稲田直道君紹介）（第一五一七号）
一〇五　寄筑停留所を一般駅に昇格の請願（小澤佐重喜君紹介）（第一五四七号）
一〇六　長谷村に停車場設置の請願（中川俊思君紹介）（第一五七九号）
一〇七　木下駅拡張に関する請願（今村忠助君紹介）（第一六九五号）
一〇八　依佐美駅設置の請願（中垣國男君外三名紹介）（第一七九九号）
一〇九　六日町、五日町両駅間に停車場設置の請願（田中角榮君紹介）（第一九一二号）
一一〇　愛宕駅設置促進の請願（佐藤榮作君紹介）（第一九二七号）
一一一　宮梅線牛浜駅西側に踏切設置の請願（並木芳雄君紹介）（第二一〇六号）
一一二　伊集院、上伊集院両駅間に簡易停車場設置の請願（床次徳二君紹介）（第二二〇七号）
一一三　吉都線に熊本経由門司行の準急列車増発の請願（渕通義君紹介）（第三六六号）
一一四　大阪、大社間準急列車を石見益田まで延長等に関する請願（山本利壽君紹介）（第五九三号）
一一五　新潟線客車廃止反対の請願（内藤友明君紹介）（第七七九号）
一一六　国鉄中央線のスピードアップ及び急行列車増発等に関する請願（鈴木正文君外七名紹介）（第一二三七号）
一一七　二俣線輸送強化に関する請願（中村幸八君外一名紹介）（第一三二三号）
一一八　宇野、高松間の貨物輸送力強化に関する請願（長野長廣君外一名紹介）（第一六三七号）
一一九　和歌山、東京間に急行列車運転の請願（前田正男君外三名紹介）（第一四〇号）
一二〇　宇野、高松間の貨物輸送力強化に関する請願（川端佳夫君外七名紹介）（第一八八五号）
一二一　宇野、高松間の貨物輸送力強化に関する請願（長野長廣君紹介）（第二二〇五号）
一二二　国鉄貨車の増加に関する請願（稲田直道君紹介）（第二二五六号）
一二三　仮山線の輸送改善に関する請願（小坂善太郎君紹介）（第二二五七号）
一二四　東水保駅外三駅を熊本鉄道管理局管内に復元の請願（福永一臣君外一名紹介）（第八〇号）
一二五　松尾寺駅を福知山鉄道管理局管内に編入の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一八三号）
一二六　青森市に鉄道管理局設置の請願（山崎岩男君紹介）（第三六〇号）
一二七　上野鉄道管理局設置に関する請願（川島金次君紹介）（第七二〇号）
一二八　三島駅を東京鉄道管理局に編入の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一三二一号）
一二九　下関鉄道管理局設置の請願（吉武惠市君紹介）（第一八〇号）
一三〇　下関鉄道管理局設置の請願（吉武惠市君紹介）（第一八一五号）
一三一　松尾寺駅を福知山鉄道管理局管内に編入の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一二四号）
一三二　青函航路の貨物運賃改正に関する請願（富永格五郎君外二名紹介）（第一八四号）
一三三　小、中学校生徒の乗車賃割引に関する請願（庄司一郎君紹介）（第七六号）
一三四　戦傷病者に対する鉄道無賃乗車証復活の請願（大内一郎君紹介）（第四六五号）
一三五　新制中学校生徒の通学運賃軽減の請願（永谷長三郎君紹介）（第一一三六号）
一三六　身体障害者鉄道運賃割引証交付簡素化に関する請願（宮柳一郎君紹介）（第一八六一号）
一三七　びわに対する貨物運賃割引の請願（岡西明良君紹介）（第二一二一号）
一三八　硅石に対する貨物運賃の等級引下げに関する請願（有田喜一君紹介）（第二二八九号）
一三九　金町、新小岩両駅間の貨物専用に乗客用電車線併設の請願（島村一郎君紹介）（第八二号）
一四〇　岩切、品井沼間の線路撤去反対に関する請願（安部俊吾君紹介）（第三六一号）
一四一　上信越線の池袋駅導入反対の請願外一件（小澤佐重喜君紹介）（第一〇三四号）
一四二　奉宮線復線復活の請願（中村清君紹介）（第一三九二号）
一四三　白棚鉄道復活促進の請願（岡谷光衛君紹介）（第一九七四号）
一四四　添田線拂下げに関する請願（佐藤榮作君外四名紹介）（第五三七号）
一四五　俱利伽羅峠隧道改修工事施行の請願（益谷秀次君外九名紹介）（第八三号）
一四六　沼宮内、一戸間線路こう配改良工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第一一一七号）
一四七　産山線釈迦岳隧道工事促進の請願（守島伍郎君紹介）（第一一八六号）
一四八　農林省所管森林軌道を日本国有鉄道に移管の請願（伊藤郷一君紹介）（第三一一五号）
一四九　耶馬渓鉄道を国有鉄道に移管の請願（村上勇君紹介）（第五三八号）
一五〇　戦時強制買収建築物等を旧所有者に優先拂下げに関する請願（山口好一君紹介）（第七三三号）
一五一　国鉄においてかんがい用えん堤築設の請願（山崎岩男君紹介）（第一一八七号）
一五二　地下鉄新線の設計変更に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一八〇一号）
一五三　各種自動車に安全装置取付に関する請願（坪内八郎君紹介）（第七五号）
一五四　越後長沢駅、只見町間国営自動車運輸開始並びに道路開設の請願（田中角榮君紹介）（第三一〇号）
一五五　婁頃、大樹間国営自動車運輸開始の請願（高倉定助君外二名紹介）（第九三九号）
一五六　中野、久慈間に国営自動車運輸開始の請願（鈴木善幸君紹介）（第一〇九五号）
一五七　岩滝口、本庄両駅間の私営バスを国営に切替の請願（前尾繁三郎君紹介）（第一三九一号）
一五八　生山、道後川両駅間に国営自動車運輸開始の請願（稲田直道君紹介）（第一五一六号）
一五九　篠山、久下間に国営自動車運輸開始の請願（有田喜一君紹介）（第一七二八号）
一六〇　金山町から藤尾、東根両村を経て亘理町に至る間に国営自動車運輸開始の請願（内海安吉君外五名紹介）（第一七二九号）
一六一　熊田、古江間に国営自動車運輸開始の請願（佐藤重遠君外五名紹介）（第一八〇二号）

一六三　石川、植田間に国営自動車運輸開始の請願（菅家喜六君紹介）（第一八四二号）
一六四　阿蘇溶港整備工事施行の請願（坪内八郎君紹介）（第一二一一号）
一六五　芦尾港災害復旧費国庫補助の請願（山本利壽君紹介）（第三一一七号）
一六六　雄勝港を避難港に編入の請願（内海安吉君紹介）（第三五二号）
一六七　青森港の整備拡張促進に関する請願（山崎岩男君紹介）（第三五九号）
一六八　稚内港埋立及び修築工事促進の請願（玉置信一君紹介）（第三六四号）
一六九　調川港を重要港湾に指定の請願（坪内八郎君外一名紹介）（第四四四号）
一七〇　八木港を避難港に指定並びに防波堤延長等の請願（山本猛夫君紹介）（第四四八号）
一七一　興津港を避難港に指定の請願（森幸太郎君紹介）（第六四一号）
一七二　大湊港修築費国庫補助の請願（山崎岩男君紹介）（第六四五号）
一七三　志布志港を重要港湾に編入の請願（前田郁君紹介）（第八七号）
一七四　脇本港修築に関する請願（尾崎末吉君紹介）（第一〇三三号）
一七五　有家港災害復旧工事費国庫負担金交付に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第一〇九六号）
一七六　武豊港を重要港湾に復活の請願（久野忠治君紹介）（第一二〇七号）
一七七　広尾港改修工事施行の請願（高倉定助君紹介）（第一二一四号）
一七八　下田港改修工事施行の請願（島山鶴吉君紹介）（第一三一九号）
一七九　伊東港改修工事施行の請願（島山鶴吉君紹介）（第一三九〇号）
一八〇　阿蘇港改修並びに避難港に指定の請願（塩田賀四郎君紹介）（第一三九三号）
一八一　大川港改修工事施行の請願（井上知治君紹介）（第一四一四号）
一八二　船泊港拡張工事施行の請願（玉置信一君紹介）（第一五一五号）
一八三　北海道、本土間の仲継港として小湊港利用に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一八一七号）
一八四　鬼脇港に第二防波堤築設の請願（玉置信一君紹介）（第五八号）
一八五　鉄道敷設に伴う防災えん堤築設の請願（山崎岩男君紹介）（第八五号）
一八六　天塩港に河口石崖導水堤築設の請願（玉置信一君紹介）（第一〇六号）
一八七　大村湾、有明海間に運河開設の請願（西村久之君紹介）（第四四九号）
一八八　黒島に航路標識設置の請願（田口長治郎君紹介）（第八七号）
一八九　金田の岬及び海馬嶋に航路標識設置の請願（玉置信一君紹介）（第二三三号）
一九〇　根占、指宿航路を命令航路に指定の請願（前田郁君紹介）（第八八三号）
一九一　燈尻燈台に霧笛設置の請願（佐々木秀世君紹介）（第九一二号）
一九二　鍵里岬燈台に霧中信号施設設置の請願（鈴木善幸君紹介）（第一〇九二号）
一九三　海難防止に対する施設整備等に関する請願（田口長治郎君外一名紹介）（第一八二号）
一九四　舞鶴港附近の機雷除去に関する請願（永谷長三郎君紹介）（第一九九三号）
一九五　日本海就航船舶の機雷による損害補償確立に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第二二九〇号）
一九六　大東岬に燈台設置の請願（田中豊君紹介）（第七三号）
一九七　多古鼻に燈台設置の請願（山本利壽君紹介）（第一二五号）
一九八　塩釜に燈台設置の請願（山崎岩男君紹介）（第六四六号）
一九九　名立岬に国立燈台設置の請願（塚田十一郎君紹介）（第七七八号）
二〇〇　天売島に霧笛装置の燈台設置の請願（玉置信一君紹介）（第一二四三号）
二〇一　天売漁港に燈台設置の請願（玉置信一君紹介）（第一二四四号）
二〇二　大間、函館間に連絡船開通並びに大間港修築の請願（山崎岩男君紹介）（第八四号）
二〇三　稚内より利尻、礼文両島に国営連絡船開通の請願（玉置信一君紹介）（第一八〇号）
二〇四　下関を基点とする関釜航路に関する請願（坂本實君紹介）（第六三八号）
二〇五　離島航路に対する国庫補助増額の請願（西村久之君紹介）（第一八六号）
二〇六　船舶職員法改正に伴う講習会費国庫負担に関する請願（石原圓吉君紹介）（第一二二号）
二〇七　舞鶴港の安全宣言に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第二二九一号）
二〇八　大村空港設置に関する請願（岡西明貞君紹介）（第三六七号）
二〇九　滝ノ町に地震観測所設置の請願（桑田弘作君紹介）（第一三二〇号）
二一〇　港湾法の一部改正に関する請願（宮原幸三郎君外三名紹介）（第二〇六三号）

（郵政委員会）

一　簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願外六件（今村忠助君紹介）（第六七号）
二　南瀬高駅前に郵便局設置の請願（龍野喜一郎君紹介）（第一一四号）
三　駒形郵便局復活の請願（西村直己君紹介）（第一八九号）
四　宮沢郵便局に集配事務開始の請願（池田正之輔君紹介）（第二四八号）
五　真滝郵便局舎新築の請願（渡利三朗君外一名紹介）（第四五五号）
六　旭町郵便局復活の請願（白井佐吉君紹介）（第四五七号）
七　簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願（平野三郎君紹介）（第五四〇号）
八　海外同胞救出の記念切手発行に関する請願（受田新吉君紹介）（第六四八号）
九　特殊部落に簡易郵便局設置の請願（青野武一君紹介）（第七八七号）
一〇　七合郵便局に集配事務開始の請願（高塩三郎君紹介）（第八〇九号）
一一　日曜及び祭日に郵便配達廃止に関する請願（柄澤もと子君外一名紹介）（第八一〇号）
一二　長野地方貯金局貯金原簿移管に関する請願（柄澤もと子君外一名紹介）（第八一一号）
一三　青山町に簡易郵便局設置の請願（山本猛夫君紹介）（第八一二号）
一四　海外同胞救出の記念切手発行に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一〇四一号）
一五　此花郵便局復活の請願（前田種男君紹介）（第一〇九八号）
一六　留守家族等援護の切手発行に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一一八八号）
一七　簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願（三木武夫君紹介）（第一二四号）
一八　金田の岬及び海馬嶋に航路標識設置の請願（玉置信一君紹介）（第二三三号）
一九　根占、指宿航路を命令航路に指定の請願（前田郁君紹介）（第八八三号）
二〇　燈尻燈台に霧笛設置の請願（佐々木秀世君紹介）（第九一二号）
二一　鍵里岬燈台に霧中信号施設設置の請願（鈴木善幸君紹介）（第一〇九二号）
二二　海難防止に対する施設整備等に関する請願（田口長治郎君外一名紹介）（第一八二号）
二三　舞鶴港附近の機雷除去に関する請願（永谷長三郎君紹介）（第一九九三号）
二四　日本海就航船舶の機雷による損害補償確立に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第二二九〇号）
二五　大東岬に燈台設置の請願（田中豊君紹介）（第七三号）
二六　多古鼻に燈台設置の請願（山本利壽君紹介）（第一二五号）
二七　塩釜に燈台設置の請願（山崎岩男君紹介）（第六四六号）
二八　名立岬に国立燈台設置の請願（塚田十一郎君紹介）（第七七八号）
二九　天売島に霧笛装置の燈台設置の請願（玉置信一君紹介）（第一二四三号）
三〇　天売漁港に燈台設置の請願（玉置信一君紹介）（第一二四四号）
三一　大間、函館間に連絡船開通並びに大間港修築の請願（山崎岩男君紹介）（第八四号）
三二　稚内より利尻、礼文両島に国営連絡船開通の請願（玉置信一君紹介）（第一八〇号）
三三　下関を基点とする関釜航路に関する請願（坂本實君紹介）（第六三八号）
三四　離島航路に対する国庫補助増額の請願（西村久之君紹介）（第一八六号）
三五　船舶職員法改正に伴う講習会費国庫負担に関する請願（石原圓吉君紹介）（第一二二号）
三六　舞鶴港の安全宣言に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第二二九一号）
三七　大村空港設置に関する請願（岡西明貞君紹介）（第三六七号）
三八　滝ノ町に地震観測所設置の請願（桑田弘作君紹介）（第一三二〇号）
三九　港湾法の一部改正に関する請願（宮原幸三郎君外三名紹介）（第二〇六三号）

一八　同（玉置實君紹介）（第一三四四号）

一九　能代市豊祥台地区に郵便局設置の請願（石田博英君紹介）（第一五一八号）

二〇　簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願（山手滿男君紹介）（第一六一八号）

二一　同（岡西明貞君紹介）（第一六五一号）

二二　同（柄澤十三子君紹介）（第一六六六号）

二四　百人町に特定郵便局設置の請願（石原登君紹介）（第一六三八号）

二五　巻浜町字中須地内に郵便局設置の請願（早稲田柳右エ門君紹介）（第一六六五号）

二六　簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願（河口陽一君紹介）（第一七一五号）

二七　仙台地方貯金局貯金原簿移管反対に関する請願（安部俊吾君紹介）（第一七三三号）

二八　海外開拓救出の記念切手発行に関する請願（溝尾君亮君紹介）（第一七四三号）

二九　日曜及び祭日に郵便配達廃止に関する請願（上林與市郎君紹介）（第一九〇〇号）

三〇　川崎駅前に簡易郵便局設置の請願（伊藤郷一君紹介）（第一九五二号）

三一　玉渕村に無集配郵便局設置の請願（菅家喜六君紹介）（第一九八一号）

三二　中小企業者等に郵便貯金局の金融措置確立に関する請願（田中伊三次君紹介）（第二二五二号）

三三　郡里町に簡易郵便局設置の請願（直鶴勝君紹介）（第二二九五号）

三四　簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用権を郵政省に復元の請願（森崎君紹介）（第二四〇〇号）

（電気通信委員会）

一　飯貝郵便局に電話交換台設置の請願（佐藤親弘君紹介）（第六九号）

二　小、中学校等に電話架設の請願（庄司一郎君紹介）（第七〇号）

三　ラジオ共同聴取施設強化並びに電信法改正の請願（林好次君紹介）（第一八八号）

四　守口市の電話交換方式改善に関する請願外一件（淺香忠雄君紹介）（第一九〇号）

五　岩松、東田子浦両局電話加入者を富士電話局に統合並びに施設改善の請願（宮幡靖君紹介）（第二三五号）

六　長崎市内の電話交換方式改善の請願（岡西明貞君紹介）（第二五九号）

七　阪神間の電話回線増設並びに御影、華水西局を神戸局管内に編入の請願（松澤榮人君外一名紹介）（第二八八号）

八　松帆村に電話交換事務開始の請願（塩田賀四郎君紹介）（第四五九号）

九　一関電気通信管理所及び銅電線電話局新築に関する請願（淺利三朗君外二名紹介）（第四六〇号）

一〇　木室郵便局に電話交換事務開始の請願（田中保君紹介）（第四九九号）

一一　盛岡市河南地帯に電報取扱局増設の請願（山本猛夫君紹介）（第五〇〇号）

一二　御所村に電話増設の請願（山本猛夫君紹介）（第五〇一号）

一三　足利局の電話交換方式改善に関する請願（大澤嘉平治君外二名紹介）（第五四二号）

一四　江曽島郵務局を全都自動通話区域に編入の請願（高塩三郎君紹介）（第六五〇号）

一五　大歌迎郵便局に電話交換事務開始の請願（山崎岩男君紹介）（第六五一号）

一六　野沢村大字手倉橋に公衆電話架設の請願（山崎岩男君紹介）（第六五二号）

一七　鄰住居、栗橋両村内電話網拡張架設の請願（山本猛夫君紹介）（第七二一号）

一八　興野小学校に電話架設の請願（高塩三郎君紹介）（第八一三号）

一九　守口市の電話交換方式改善に関する請願（淺香忠雄君紹介）（第八一四号）

二〇　御津町、名古屋間電話回線増設の請願（福井勇君紹介）（第八八八号）

二一　大鋼地区の電話網拡張架設等の請願（前田郁君紹介）（第八九号）

二二　小幡市の電話交換方式改善等に関する請願（稲垣三郎君紹介）（第九一三号）

二三　富山市、神岡町間直通電話回線新設等の請願（岡村利右衛門君紹介）（第九九三号）

二四　伊那局の電話交換方式改善に関する請願（降旗徳弥君紹介）（第一三四五号）

二五　戸田村に電話増設の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四五九号）

二六　八幡野局に電話増設の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四六〇号）

二七　大垣電話局の電話交換方式改善並びに局舎新築工事促進の請願（大野伴睦君紹介）（第一五一九号）

二八　草山郵便局に電信事務開始の請願（有田喜一君紹介）（第一五四八号）

二九　志布志町田之浦、四浦両郵便局に電話架設の請願（岩川與助君紹介）（第一五八三号）

三〇　名古屋、大高間電話回線増設に関する請願（武藤嘉一君紹介）（第一六二〇号）

三一　上高根沢郵便局に電話架設の請願（高塩三郎君紹介）（第一六二六号）

三二　上大見村字地蔵堂部落外七部落に電話架設の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七一六号）

三三　浮金郵便局に電話架設の請願（高塩三郎君紹介）（第一七六九号）

三四　南山形、北山形両中学校に電話架設の請願（山本猛夫君紹介）（第一八一八号）

三五　大倉沢落に電話架設の請願（関内正一君紹介）（第一九一三号）

二六　ラジオ放送施設の拡充強化に関する請願（倉石忠雄君紹介）（第一九八四号）

三七　陶郵便局に電話交換事務開始の請願（島田末信君紹介）（第二〇六五号）

三八　志知郵便局に電話交換事務開始の請願（塩田賀四郎君紹介）（第二〇六六号）

三九　伊丹市地区の電話施設改善に関する請願（吉田吉太郎君外一名紹介）（第二二二四号）

四〇　宮永郵便局に電話交換事務開始の請願（増田逸也君紹介）（第二二〇八号）

四一　室蘭自動電話局建築に関する請願（藤田弘作君紹介）（第二三〇五号）

四二　太田市高林局電話加入区域を太田局に合併の請願（長谷川四郎君紹介）（第二四〇一号）

（建設委員会）

一　柯武釈川下流改修工事促進に関する請願（庄司一郎君外五名紹介）（第九〇号）

二　丸森町地内中小河川改良工事施行に関する請願（庄司一郎君紹介）（第九三号）

三　磐井橋架設等に伴う軌下敷地引揚工事費国庫補助の請願（淺利三朗君外三名紹介）（第一三一号）

四　砂押川改修工事促進並びに予算増額の請願（内海安吉君外一名紹介）（第一九二号）

五　白神岬道路開設促進の請願（田中角榮君紹介）（第九一号）

六　県道山横沢北條停車場線改修の請願（田中角榮君紹介）（第九四号）

七　波介川外二川の改修工事施行の請願（長野長廣君外三名紹介）（第一三六号）

八　新潟県下の砂防費増額の請願（田中角榮君紹介）（第二六三号）

九　房総半島の国道第三十七号線道路改良工事施行の請願（多田勇君紹介）（第一三七号）

一〇　宝満川改修工事施行の請願（中島茂喜君紹介）（第二六〇号）

一一　北上川沿岸排水施設工事施行の請願（内海安吉君紹介）（第二七四号）

一二　鹿嶋村飯田より牛ケ首間の道路開設費国庫補助の請願（田中角榮君紹介）（第二九一号）

一三　国道四号線中郡岡市、青森県黒田道路改修工事施行の請願（山本猛夫君外二名紹介）（第三一一号）

一四　雄物川改修工事に伴う損失補償に関する請願（前田榮之助君紹介）（第三二八号）

一五　松島観光道路整備拡充費国庫補助等の請願（安部俊吉君外一名紹介）（第三六二号）

一六　県道長岡、桂谷線改良工事費国庫補助の請願（田中角榮君紹介）（第四六二号）

一七　丸亀町地内内川を中小河川に編入の請願（庄司一郎君紹介）（第五〇三号）

一八　最上地域総合開発促進に関する請願（志田義信君紹介）（第五四六号）

一九　横浜交通堂印刷株式会社工場立退に伴う職員救済の請願（岡田亮君紹介）（第八八号）

二〇　朱太川切替工事施行に関する請願（小川原政信君紹介）（第八九号）

二一　芝川下流沿岸地帯の水害防止に関する請願（志田義信君外一名紹介）（第九二号）

二二　見返資金による三陸東海岸国道開設の請願（志田義信君紹介）（第九五号）

二三　長良橋架替促進の請願（大野伴睦君紹介）（第九六号）

二四　川口村地内山入川改修工事施行の請願外一件（福田與藤君紹介）（第九七号）

二五　鹿兒島県下特殊土壌の災害防止に関する請願（中馬辰猪君紹介）（第九八号）

二六　月光川上流砂防工事施行の請願（志田義信君紹介）（第九九号）

二七　中藻岡部、奥興部間開拓道路開設の請願（松田鶴藏君紹介）（第一〇三号）

二八　本別町に上水道敷設の請願（伊藤郷一君紹介）（第一〇七号）

二九　関門海峡隧道工事促進の請願（坂本實君紹介）（第一一三号）

三〇　味噌村味間奥より穴山口駅に至る道路を県道に編入の請願（石田喜一君紹介）（第一三〇号）

三一　吉野川改修工事促進の請願（生田和平君外一名紹介）（第一三二号）

三二　竹田川改修工事施行の請願（有田喜一君紹介）（第一三三号）

三三　昭和橋を永久橋に架替え並びに同地内道路改修工事施行の請願（橋本龍伍君紹介）（第一三四号）

三四　日開谷川勝名橋下流の堤防補強並びにいゆんせつ工事施行の請願（岡田勢一君紹介）（第一三五号）

三五　球磨川改修工事施行の請願（坂田道太君紹介）（第一九一号）

三六　黒川に国直轄改修工事施行の請願（植原悦二郎君外一名紹介）（第二〇〇号）

三七　舘田川に国直轄改修工事施行の請願（江崎真澄君紹介）（第二五〇号）

三八　木曾川上流の堤防築設費増額の請願（江崎真澄君外二名紹介）（第二五一号）

三九　安野呂川改修工事施行の請願（青木榮吉郎君紹介）（第二五二号）

四〇　荒澤村地内に防災ため池築設の請願（野原正勝君紹介）（第二七三号）

四一　見返資金による三陸東海岸国道開設の請願（藤澤せき子君紹介）（第三〇二号）

四二　鹿兒島県下の治山治水事業費国庫補助増額の請願（中馬辰猪君紹介）（第四三四号）

四三　磯良町沿岸に防波堤築設の請願（塩田賀四郎君紹介）（第四三九号）

四四　田野畑海岸に観光道路開設の請願（小澤佐重喜君紹介）（第四五〇号）

四五　由良川改修工事に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第四六一号）

四六　大川右岸に堤防復旧並びに放水路に永久橋架設の請願（菅家喜六君紹介）（第四六三号）

四七　月山山ふく開拓道路開設の請願（池田正之輔君紹介）（第四九〇号）

四八　県道盛岡秋田線改修工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第五〇二号）

四九　野木村野渡地内渡良瀬川に堤防築設の請願（小平久雄君紹介）（第五〇四号）

五〇　県道庄村、鹿野間道路改修工事施行の請願（青柳一郎君紹介）（第五〇五号）

五一　赤麻沼遊水池の放水路いゆんせつの請願（菊本正君紹介）（第五〇六号）

五二　大神開拓道路開設促進に関する請願（志田義信君紹介）（第五三三号）

五三　国道十号線太田町以南地区改修工事施行の請願（村上清治君紹介）（第五三六号）

五四　都市計画事業に対する国庫補助増額等に関する請願（平野三郎君紹介）（第五四三号）

五五　農業復興特別都市計画事業に対する国庫補助金削減反対の請願（平野三郎君紹介）（第五四四号）

五六　坪田村に砂防工事施行の請願（菊池義郎君紹介）（第五四五号）

五七　最上川支流乱川改修工事施行の請願（志田義信君紹介）（第五四七号）

五八　県道川前路線改修工事施行の請願（志田義信君紹介）（第五四八号）

五九　川口市芝川隧管改修並びに排水施設整備の請願（志田義信君紹介）（第五四九号）

六〇　丹生川上流に砂防工事施行の請願（志田義信君紹介）（第五九六号）

六一　県道大石田、宮沢間改修工事促進の請願（志田義信君紹介）（第五九七号）

六二　旧袋川、瀧沢川上流に砂防工事促進の請願（志田義信君紹介）（第五九八号）

六三　丹生川橋を永久橋に架替の請願（志田義信君紹介）（第五九九号）

六四　小国川下流宮田地内の災害復旧及び堤防築設の請願（志田義信君紹介）（第六〇〇号）

六五　赤井川砂防工事施行の請願（志田義信君紹介）（第六〇一号）

六六　県道橋岡線を国道に編入並びに改修工事施行等の請願（庄司一郎君紹介）（第六〇二号）

六七　白水川上流に砂防工事施行の請願（志田義信君紹介）（第六〇三号）

六八　豆瀬川改修工事施行の請願

（荒木萬壽夫君外二名紹介）（第六五三号）

六九　内川外二川の改修工事施行の請願（高塩三郎君外二名紹介）（第六五四号）

七〇　柴山湖外二湖の国営沿岸排水工事施行に関する請願（坂田英一君紹介）（第六五五号）

七一　国道十五号線中橋本、五條間改修工事施行の請願（前田正男君紹介）（第六五六号）

七二　十川改修工事施行の請願（山崎岩男君紹介）（第六五七号）

七三　大蔵村地内災害防除施設に関する請願（志田義信君紹介）（第六五八号）

七四　吉井川改修工事予算増額等に関する請願（星島二郎君外五名紹介）（第六五九号）

七五　船坂川の砂防工事促進の請願（吉田吉太郎君紹介）（第六六〇号）

七六　山之口村下富吉地内の富吉川及び花之木川の改修工事施行の請願（瀬戸山三男君紹介）（第六六一号）

七七　加茂川下流羅井地内に防災工事施行の請願（大村清一君紹介）（第六六二号）

七八　庄内川上流の砂防工事費国庫補助の請願（加藤鎌造君紹介）（第六六三号）

七九　道路法を改正して三陸沿岸縦貫国道開設の請願（鈴木善幸君紹介）（第七二三号）

八〇　五家荘地区開発に関する請願（坂田道太君紹介）（第七二五号）

八一　箒川を中小河川に指定並びに砂防工事施行の請願（小平久雄君外四名紹介）（第七五三号）

八二　雨龍村、江部乙村間の石狩川に架橋の請願（篠田弘作君紹介）（第七五四号）

八三　片貝、塚山間に道路開設の請願（田中角榮君紹介）（第七五五号）

八四　八頭郡西部地区の道路改修に関する請願（足鹿覺君紹介）（第七五六号）

八五　球磨川にダム築設の請願外一件（坂田道太君紹介）（第七五七号）

八六　船岡作業所連合国軍関係労務者に危険手当支給の請願（庄司一郎君紹介）（第七八二号）

八七　天神橋を永久橋に架替の請願（門脇勝太郎君紹介）（第七八三号）

八八　小田橋架替の請願（門脇勝太郎君紹介）（第七八四号）

八九　南山開拓道路開設促進並びに工事費増額に関する請願（志田義信君紹介）（第八〇六号）

九〇　角川村地内各河川にえん堤工事施行の請願（志田義信君紹介）（第八一五号）

九一　古口、今神間の道路を県道に編入並びに改修工事施行の請願（志田義信君紹介）（第八一六号）

九二　県道角川古口停車場線道路改修工事施行の請願（志田義信君紹介）（第八一七号）

九三　根知村地内根知川改修工事施行の請願（田中彰治君紹介）（第八一八号）

九四　東鯖山系の砂防工事施行の請願（瀬戸山三男君紹介）（第八一九号）

九五　県道都城坂元線の隧道開さく促進に関する請願（瀬戸山三男君紹介）（第八二〇号）

九六　河川災害復旧費増額に関する請願（瀬戸山三男君紹介）（第八二一号）

九七　治水予算増額に関する請願（瀬戸山三男君紹介）（第八二二号）

九八　焼尻村地内災害復旧に関する請願（玉置信一君外一名紹介）（第八四三号）

九九　第二有明橋を永久橋に架替の請願（前田郁君紹介）（第八九一号）

一〇〇　木曾川下流にしゅんせつ工事施行等の請願（江崎真澄君紹介）（第八九二号）

一〇一　南薬科村地内薬科川に堤防築設の請願（西村直己君紹介）（第九一五号）

一〇二　県道軍平富山線を国道に編入の請願（岡村利右衛門君紹介）（第九一六号）

一〇三　新潟県下の地すべり対策砂防工事費国庫負担の請願（田中彰治君紹介）（第九四三号）

一〇四　福良町沿岸に防波堤築設の請願（塩田賀四郎君紹介）（第九四四号）

一〇五　国道四号線中白石、越河間道路改修工事施行の請願（庄司一郎君紹介）（第九五六号）

一〇六　江合、鳴瀬両河川の合流工事促進に関する請願（庄司一郎君外五名紹介）（第九六八号）

一〇七　県道新町院内線改修工事費増額の請願（志田義信君紹介）（第九九四号）

一〇八　長良橋架替促進の請願（大野伴睦君紹介）（第一〇四三号）

一〇九　附馬牛村地内の防災えん堤工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第一〇四四号）

一一〇　富士、鵜沼間道路開設の請願（富永格五郎君外二名紹介）（第一〇五八号）

一一一　片貝、塚山間に道路開設の請願（田中角榮君紹介）（第一〇〇号）

一一二　見視川砂防工事施行の請願（稲田直道君紹介）（第一一〇一号）

一一三　美谷、栄浜間道路開設の請願（富永格五郎君外二名紹介）（第一一〇三号）

一一四　志賀坂峠、十石峠間道路開設の請願（高間松吉君外二名紹介）（第一一八七号）

一一五　県道松本高山線開設に関する請願（岡村利右衛門君紹介）（第一一八九号）

一一六　田吹川災害復旧工事促進の請願（山本久雄君紹介）（第一一九〇号）

一一七　根之谷川上流にえん堤工事施行の請願（山本久雄君紹介）（第一一九一号）

一一八　呉市、昭和村間道路改良工事施行の請願（宮原幸三郎君紹介）（第一一九二号）

一一九　県道宇都宮、今市線外二線の国道編入に関する請願（尾関義一君外十名紹介）（第一一九三号）

一二〇　上蒲刈島村地内の田戸大川にえん堤築設の請願（中川俊思君紹介）（第一一九四号）

一二一　戸川坂隧道開さくの請願（山本利壽君紹介）（第一二〇八号）

一二二　千代田橋築設促進の請願（高倉定助君紹介）（第一二〇九号）

一二三　オソウシ原野電源開発道路開設の請願（高倉定助君紹介）（第一二四五号）

一二四　治水、利水予算増額に関する請願（瀬戸山三男君紹介）（第一二四六号）

一二五　菱潭村地内久富川に砂防工事施行の請願（周東英雄君紹介）（第一二四七号）

一二六　サロベツ川を日本海に切替の請願（玉置信一君紹介）（第一二四八号）

一二七　阿沙流、穂満間開拓道路開設の請願（玉置信一君紹介）（第一二四九号）

一二八　濃川砂防工事施行の請願（長野長廣君紹介）（第一二五〇号）

一二九　砂防予算増額並びに東の川線大柱山砂防えん堤修築の請願（長野長廣君紹介）（第一二五一号）

一三〇　茂岩橋を永久橋に架替等の請願（高倉定助君紹介）（第一二五二号）

一三一　下ノ加江川に砂防えん堤築設費国庫補助の請願（長野長廣君紹介）（第一二五三号）

一三二　利別川治水工事費国庫補

助の請願（高倉定助君紹介）（第一二五四号）

一三三　砂防予算増額並びに伊與野川に砂防えん堤築設の請願（長野長廣君紹介）（第一二五五号）

一三四　国道延岡、岩脇間道路改修促進の請願（佐藤重遠君外五名紹介）（第一二五六号）

一三五　県道延岡三角線を国道一級路線に編入の請願（佐藤重遠君外八名紹介）（第一二五七号）

一三六　国道三十四号線中新橋、相生橋間に軍港都市転換法による補装工事施行の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一二九〇号）

一三七　国道三十四号線中相生橋、余部上十二丁目間の道路改修の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一二九一号）

一三八　下田、修善寺間道路改修工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一三二五号）

一三九　災害復旧費全額国庫負担に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三二六号）

一四〇　伊東、三島間道路補装促進の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一三二七号）

一四一　滑川改修工事施行の請願（園谷光衛君紹介）（第一三二八号）

一四二　長柄池築設促進の請願（島田末信君紹介）（第一三四一号）

一四三　国道六号線中葛飾区金町四丁目、同六丁目間道路改修工事施行の請願（中島守利君紹介）（第一三四六号）

一四四　府県道勝沼大月線道路改修並びに国道編入の請願（今村忠助君外六名紹介）（第一三四七号）

一四五　国際観光温泉文化都市として伊東市に国庫補助金交付の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一三八三号）

一四六　県道宇治山田吉津線及び吉津長島線改修工事施行の請願（中村清君紹介）（第一三九六号）

一四七　県道川津浜、入谷間海岸道路改修工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一三九七号）

一四八　福良、阿萬両町間に直通道路開設の請願（塩田賀四郎君紹介）（第一三九九号）

一四九　浦臼、奈井江両村間の石狩川に架橋の請願（篠田弘作君紹介）（第一四〇〇号）

一五〇　網代、宇佐美間道路改修工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四〇一号）

一五一　伊東市、修善寺間を観光道路として改修工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四〇二号）

一五二　伊東、十足間を観光道路として改修工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四〇三号）

一五三　山道田方郡宇佐美、大仁間を観光道路として改修工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四〇四号）

一五四　椎沢、大曽根両村間の町村道を県道に編入の請願（松浦東介君紹介）（第一四六一号）

一五五　田吹川災害復旧工事促進に関する請願（山本久雄君紹介）（第一五二一号）

一五六　都市計画審議会令の一部改正に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一五二二号）

一五七　道路法及び同法施行令の一部改正に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一五二三号）

一五八　吉井川上流下原地内の堤防築設工事継続に関する請願（大村清一君紹介）（第一五四九号）

一五九　吉井川上浦原及び新森原地内に堤防築設の請願（大村清一君紹介）（第一五五〇号）

一六〇　熱海市の温泉開発事業費国庫補助等に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一五五二号）

一六一　新丹那トンネル開さく工事継続に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一五五四号）

一六二　県道小田原、伊東間を観光道路として改修工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一五五五号）

一六三　熱海、三島間を観光道路として改修工事施行の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一五五七号）

一六四　国際観光温泉文化都市として熱海市に国庫補助金交付の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一五五八号）

一六五　国費による中仙道以東地区五河川の排水工事施行に関する請願（中島守利君外四名紹介）（第一五五九号）

一六六　多摩川堤防外地域の砂利採取禁止の請願（栗山長次郎君紹介）（第一五八四号）

一六七　北上川中流の改修工事施行に関する請願（浅利三朗君紹介）（第一六六九号）

一六八　北海道下の災害復旧費全額国庫負担に関する請願（高倉定助君紹介）（第一六八九号）

一六九　庶民住宅充実に関する請願（松岡駒吉君紹介）（第一七五五号）

一七〇　府県道新庄鶴岡線中黒渕地内の防災復旧工事施行の請願（志田義信君外一名紹介）（第一七五六号）

一七一　今井、壇両橋間の吉井川右岸に堤防築設の請願（大村清一君紹介）（第一七五七号）

一七二　南谷村地内小鳴川に堤防築設の請願（稲田直道君紹介）（第一七七〇号）

一七三　県道上穂山、下蚊屋間改修工事施行の請願（逢澤寛君紹介）（第一八〇三号）

一七四　稲荷橋架替の請願（逢澤寛君紹介）（第一八〇四号）

一七五　平井賀、切牛間道路改修工事施行の請願（小澤佐重喜君紹介）（第一八〇六号）

一七六　東仁淵川改修に伴う損失補償に関する請願（池田峯雄君紹介）（第一八一九号）

一七七　国道十号線中横川、野井沢間を観光道路として改修工事施行の請願（井堀一太郎君外一名紹介）（第一八三四号）

一七八　赤坂橋を永久橋に架替の請願（倉石忠雄君紹介）（第一八六四号）

一七九　木次、生山間府県道改修工事施行の請願（山本利壽君紹介）（第一九五三号）

一八〇　県道廣浜線を国道に編入の請願（中川俊思君紹介）（第一九六七号）

一八一　建設公共事業予算増額に関する請願（藤枝泉介君紹介）（第一九七三号）

一八二　由良川改修工事施行の請願（稲田直道君紹介）（第一九八〇号）

一八三　一ッ瀬川を直轄河川に編入並びに改修工事施行の請願（渕通義君紹介）（第二〇三九号）

一八四　県道妻入吉線を国道に編入の請願（渕通義君紹介）（第二〇四〇号）

一八五　県道宮崎熊本線を国道に編入の請願（渕通義君紹介）（第二〇四一号）

一八六　連合軍用木材等調達に関する請願（野原正勝君紹介）（第二一八六号）

一八七　災害復旧工事国庫補助金の交付促進等に関する請願（平野三郎君紹介）（第二二一〇号）

一八八　連合国軍関係使用人中渡米留学生の待遇改善に関する請願（前田種男君紹介）（第二三三〇号）

一八九　蒲木村地内天龍川の堤防修築に関する請願（今村忠助君紹介）（第二三七九号）

（経済安定委員会）

一　地代、家賃の改訂に関する請願（浅沼稲次郎君外一名紹介）（第八号）

二　資源調査費国庫負担の請願（志田義信君紹介）（第六四号）
三　鉱くずの公定価格撤廃に関する請願（玉置實君紹介）（第一一五号）
四　資源調査費国庫負担の請願（綿澤吉之助君紹介）（第三〇三号）
五　労務用物資割当に関する請願（坂田英一君紹介）（第三八三号）
六　飲食営業臨時規格法廃止に関する請願（中島守利君外三名紹介）（第七〇〇号）
七　事業者団体法等の改正に関する請願（田口長治郎君紹介）（第九一一号）
八　労務用物資割当制度強化に関する請願（野村專太郎君紹介）（第一二六〇号）
九　砂糖の輸入並びにかん用割当増加の請願（木村公平君紹介）（第一五二四号）
一〇　労務用物資割当に関する請願（綿澤吉之助君紹介）（第一五二五号）
（人事委員会）
一　福岡市の地域給存続の請願（淵上房太郎君紹介）（第三号）
二　飯塚市の地域給指定に関する請願（淵上房太郎君紹介）（第四号）
三　城島町の地域給指定に関する請願（龍野喜一郎君紹介）（第五号）
四　安武村の地域給指定に関する請願（龍野喜一郎君紹介）（第一〇八号）
五　筑原町の地域給引上げの請願外一件（武藤嘉一君紹介）（第一三八号）
六　静岡県下の地域給指定に関する請願（西村直己君外一名紹介）（第一六四号）
七　庫原郡下の地域給引上げの請願（砂間一良君紹介）（第一六五号）
八　師崎町の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一九四号）
九　弥富町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一九五号）
一〇　海部郡下の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一九六号）
一一　富貴村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一九七号）
一二　阿久比村の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一九八号）
一三　河和町の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一九九号）
一四　亀江町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第二〇一号）
一五　豊浜町の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二〇二号）
一六　奥町の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第二〇三号）
一七　菩提寺町の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第二〇四号）
一八　今伊勢町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第二〇五号）
一九　大治村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第二〇六号）
二〇　小鈴谷村の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二〇七号）
二一　野間町の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二〇八号）
二二　日間賀島村の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二〇九号）
二三　西浦町の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二一〇号）
二四　内海町の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二一一号）
二五　宇佐美村の地域給引上げの請願（宮崎靖君紹介）（第二一二号）
二六　沼津市の地域給引上げの請願（宮崎靖君紹介）（第二一三号）
二七　一身田町の地域給指定に関する請願（水谷昇君紹介）（第二一四号）
二八　篠島村の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二一五号）
二九　津市の地域給存続の請願（水谷昇君紹介）（第二三六号）
三〇　静岡、清水両市の地域給引上げの請願（西村直己君紹介）（第二三七号）
三一　上要村の地域給指定に関する請願（高橋權六君紹介）（第二三八号）
三二　上野市の地域給指定に関する請願（川崎秀二君紹介）（第二五四号）
三三　北方村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第二六四号）
三四　木曽川町の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第二六五号）
三五　興津町の地域給引上げの請願（神田博君紹介）（第二六六号）
三六　中島郡下の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第二六七号）
三七　丹羽、葉栗両郡下の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第二六八号）
三八　竹田町の地域給指定に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第二七五号）
三九　加古川市、加古郡及び印南郡の地域給引上げの請願（松澤兼人君外四名紹介）（第二七六号）
四〇　高槻市の地域給引上げの請願（井上良二君外一名紹介）（第二七七号）
四一　赤穂町の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第二七八号）
四二　盛岡市外三市の地域給存続の請願（山本猛夫君外二名紹介）（第三〇五号）
四三　西牟田村の地域給指定に関する請願（龍野喜一郎君紹介）（第三一二号）
四四　函館市の地域給引上げの請願（富永格五郎君紹介）（第三一八号）
四五　八代市の地域給指定に関する請願（坂田道太君紹介）（第三二九号）
四六　藤枝町の地域給指定に関する請願（西村直己君紹介）（第三三〇号）
四七　玉名町の地域給指定に関する請願（寺村謙君紹介）（第三三一号）
四八　神戸市新市域の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第三三二号）
四九　九州五市の地域給指定に関する請願（池見茂隆君紹介）（第三三三号）
五〇　日章村の地域給指定に関する請願（長野長廣君紹介）（第三三四号）
五一　神崎郡下の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第三三五号）
五二　倉垣村の地域給引上げの請願（内藤隆君紹介）（第三三六号）
五三　呉市の地域給存続の請願（前田栄之助君外一名紹介）（第三三七号）
五四　大牟田市の地域給指定に関する請願（荒木萬壽夫君紹介）（第三四六号）
五五　尾崎村の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三三九号）
五六　江井町の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三四〇号）
五七　阿萬町の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三四一号）
五八　福良町の地域給引上げの請

願（塩田賀四郎君紹介）（第三四二号）

五九　多賀村の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三四三号）

六〇　大町村の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三四四号）

六一　郡家町の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三四五号）

六二　由良町の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三七〇号）

六三　塩津村の地域給引上げの請願（鈴木茂三郎君紹介）（第三八四号）

六四　形原町の地域給引上げの請願（鈴木茂三郎君紹介）（第三八五号）

六五　西浦町の地域給引上げの請願（鈴木茂三郎君紹介）（第三八六号）

六六　金沢市の地域給引上げの請願（岡良一君紹介）（第三八七号）

六七　筑豊四郡下町村の地域給引上げの請願（松本七郎君外二名紹介）（第三八八号）

六八　伊丹市の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第三九五号）

六九　市村の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三九六号）

七〇　岩屋町の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第三九七号）

七一　鈴鹿市の地域給存続の請願（水谷弁君紹介）（第三九八号）

七二　洲本市の地域給存続の請願（塩田賀四郎君紹介）（第三九九号）

七三　生野町の地域給存続の請願（有田喜一君紹介）（第四〇〇号）

七四　日高町の地域給存続の請願（有田喜一君紹介）（第四〇一号）

七五　田石町の地域給存続の請願（有田喜一君紹介）（第四〇二号）

七六　香住町の地域給存続の請願（有田喜一君紹介）（第四〇三号）

七七　名張町の地域給存続の請願（川崎秀二君紹介）（第四〇四号）

七八　和田山町の地域給存続の請願（有田喜一君紹介）（第四〇五号）

七九　城崎町の地域給存続の請願（有田喜一君紹介）（第四〇六号）

八〇　豊岡市の地域給存続の請願（有田喜一君紹介）（第四〇七号）

八一　浜坂町の地域給存続の請願（有田喜一君紹介）（第四〇八号）

八二　飯島町の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第四〇九号）

八三　新居町の地域給指定に関する請願（中村幸八君紹介）（第四一〇号）

八四　瀬高町の地域給指定に関する請願（龍野喜一郎君紹介）（第四一一号）

八五　草津町の地域給指定に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第四一二号）

八六　舞阪、新居両町の地域給指定に関する請願（中村幸八君紹介）（第四一三号）

八七　琴似町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第四一四号）

八八　京都、梁上両郡下町村の地域給指定に関する請願（平井義一君紹介）（第四一五号）

八九　盛岡市の地域給引上げの請願（山本猛夫君紹介）（第四六七号）

九〇　長浜市外二市の地域給存続の請願（河原伊三郎君紹介）（第四六八号）

九一　西宮市の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第四六九号）

九二　松山町の地域給指定に関する請願（藤枝泉介君外一名紹介）（第四七〇号）

九三　鞆島町の地域給指定に関する請願（甲木保君紹介）（第四七一号）

九四　江田島の地域給引上げの請願（中川俊思君紹介）（第五一三号）

九五　伊豆七島の地域給引上げの請願（菊池義郎君紹介）（第五一四号）

九六　志段味出張職員の地域給指定に関する請願（丸山直友君紹介）（第五一五号）

九七　高知県下の地域給指定に関する請願（大西正男君外二名紹介）（第五五〇号）

九八　富島町の地域給引上げの請願（塩田賀四郎君紹介）（第五五四号）

九九　志筑町の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第五五五号）

一〇〇　佐世保市の地域給指定に関する請願（岡延右ェ門君外一名紹介）（第五五六号）

一〇一　舞鶴市の地域給存続の請願（田中伊三次君紹介）（第五五七号）

一〇二　猪高村の地域給引上げの請願（川本末治君紹介）（第五五八号）

一〇三　富山市、高岡市及び氷見町の地域給存続の請願（内藤隆君外一名紹介）（第五五九号）

一〇四　長岡町の地域給指定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第五六〇号）

一〇五　玉島、長尾両町の地域給引上げの請願（中原健次君紹介）（第五六一号）

一〇六　掛川町の地域給引上げの請願（神田博君紹介）（第五六二号）

一〇七　金沢市及び鶴来外四町の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第五六三号）

一〇八　清水市の地域給引上げの請願（西村直己君紹介）（第六〇四号）

一〇九　琴似町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第六〇六号）

一一〇　起町の地域給指定に関する請願（藤枝泉介君紹介）（第六〇七号）

一一一　須崎町の地域給指定に関する請願（大西正男君紹介）（第六〇八号）

一一二　日田市の地域給指定に関する請願（村上勇君紹介）（第六〇九号）

一一三　日光町の地域給存続の請願（塩田賀四郎君外六名紹介）（第六一〇号）

一一四　長浜市の地域給存続の請願（堤ツルヨ君紹介）（第六六〇号）

一一五　尼崎市の地域給存続の請願（吉田吉太郎君紹介）（第六六一号）

一一六　鳴海町の地域給引上げの請願（川本末治君紹介）（第六六二号）

一一七　四街道地区の地域給指定に関する請願（竹尾式君紹介）（第六六三号）

一一八　八日市町の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第六八四号）

一一九　大三沢町字下久保部落外四部落の地域給指定に関する請願（山崎岩男君紹介）（第六九三号）

一二〇　宮田町の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第六九四号）

一二一　津島市の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第六九五号）

一二二　久居町の地域給存続の請願（松本一郎君紹介）（第六九六号）

一二三　千歳町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第七一六号）

一二四　和田山町の地域給指定に関する請願（赤松勇君紹介）（第七二七号）

一二五　新潟県下市町村の地域給

引上げの陳願（塚田十一郎君外十三名紹介）（第七二八号）
一二六　島根県下市町村の地域給存続の請願（木村榮君外一名紹介）（第七二九号）
一二七　大和村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君紹介）（第七三〇号）
一二八　姫路市の地域給指定に関する請願（堀川恭平君紹介）（第七五九号）
一二九　札幌市、豊平町、琴似町及び札幌村の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第七六〇号）
一三〇　糸魚川町の地域給指定に関する請願（塚田十一郎君紹介）（第七六一号）
一三一　荒尾市の地域給指定に関する請願（坂口主税君外一名紹介）（第七八五号）
一三二　長野市外五市及び松代町外二町の地域給存続の請願（柄澤とき子君外一名紹介）（第七八八号）
一三三　旭村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七八九号）
一三四　鬼崎村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九〇号）
一三五　三和村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九一号）
一三六　大野町の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九二号）
一三七　京都市の地域給指定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第七九三号）
一三八　小野町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第八二二四号）
一三九　社町の地域給指定に関する請願（岡田五郎君紹介）（第八二二四号）
一四〇　伊豆七島の地域給引上げの請願（浅沼稲次郎君紹介）（第八二二五号）
一四一　彦根市の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第八二六号）
一四二　滝野町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第八二七号）
一四三　小樽市の地域給指定に関する請願（岡田春夫君外一名紹介）（第八四六号）
一四四　浦河町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第八四七号）
一四五　園部町の地域給存続の請願（水谷長三郎君外一名紹介）（第八六五号）
一四六　八本町の地域給存続の請願（水谷長三郎君外一名紹介）（第八六六号）
一四七　富岡町の地域給指定に関する請願（小峯柳多君外一名紹介）（第八六七号）
一四八　石切町及び南高安村外六村の地域給指定に関する請願（前田種男君紹介）（第八六八号）
一四九　小野田市の地域給存続の請願（吉武惠市君紹介）（第八九三号）
一五〇　人吉市の地域給指定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第八九四号）
一五一　湯本町、箱根町及び宮城野村外四箇村の地域給指定に関する請願（小金義照君紹介）（第八九五号）
一五二　志段味非職員の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第九一七号）
一五三　長岡村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九一八号）
一五四　久留米市の地域給存続の請願（淵上房太郎君紹介）（第九一九号）
一五五　千代田村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九二〇号）
一五六　岩津町の地域給指定に関する請願（千賀康治君紹介）（第九二一号）
一五七　平和村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九二二号）
一五八　東浦町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第九四五号）
一五九　長尾村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九四六号）
一六〇　庄内町の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四七号）
一六一　豊能郡下の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四八号）
一六二　箕面町の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四九号）
一六三　瀧郡、三谷両町の地域給引上げの請願（福井勇君外一名紹介）（第九五九号）
一六四　西條町及び寺西村の地域給引上げの請願（中川俊思君外一名紹介）（第九六〇号）
一六五　甲府市の地域給指定に関する請願（天野久君外一名紹介）（第九六九号）
一六六　谷村町外三箇町及び船津村の地域給指定に関する請願（天野久君外一名紹介）（第九七〇号）
一六七　塩山町の地域給指定に関する請願（天野久君外一名紹介）（第九七一号）
一六八　福知山市の地域給指定に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第九七五号）
一六九　川辺郡下の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九七六号）
一七〇　川西町の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九七七号）
一七一　八千穂村の地域給存続の請願（堀川恭平君紹介）（第九七八号）
一七二　綾部市の地域給引上げの請願（前尾繁三郎君紹介）（第九七九号）
一七三　東郷村の地域給引上げの請願（川本末治君紹介）（第九九六号）
一七四　今伊勢町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第九九七号）
一七五　舞鶴市の地域給存続の請願（田中伊三次君紹介）（第九九八号）
一七六　温泉町湯、細田地区の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第九九九号）
一七七　竹原町の地域給引上げの請願（山本久雄君紹介）（第一〇四八号）
一七八　西脇町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第一〇四九号）
一七九　倶知安町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一〇五〇号）
一八〇　豊平町の地域給引上げの請願（小川原政信君紹介）（第一〇五一号）
一八一　大津市の地域給引上げの請願（河原伊三郎君紹介）（第一〇五二号）
一八二　味間村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五三号）
一八三　古市村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五四号）
一八四　日置村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五五号）
一八五　福住村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五六号）
一八六　田口町の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇五七号）
一八七　小鈴谷村の地域給指定に関する請願（赤松勇君紹介）（第一〇五九号）
一八八　知立町の地域給引上げの

請願（赤松勇君紹介）（第一〇六一号）

一八九　刈谷市の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇六三号）

一九〇　挙母町の地域給引上げの請願（三宅則義君紹介）（第一〇六四号）

一九一　津久見町の地域給指定に関する請願（村上勇君紹介）（第一〇六五号）

一九二　篠山町及び城北村外三箇村の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第一〇六六号）

一九三　浦河町の地域給指定に関する請願（柄澤セヨ子君紹介）（第一〇六八号）

一九四　西尾町の地域給存続の請願（中垣國男君紹介）（第一〇六九号）

一九五　有松町の地域給引上げの請願（川本末治君紹介）（第一一〇四号）

一九六　矢本町の地域給指定に関する請願（佐々木更三君紹介）（第一一〇五号）

一九七　鹿兒島県下の地域給指定に関する請願（中馬辰猪君外二名紹介）（第一一〇六号）

一九八　瀬田町の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第一一一八号）

一九九　四日市市の地域給指定に関する請願（川崎秀二君紹介）（第一一一九号）

二〇〇　可部町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一一二〇号）

二〇一　安芸津町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一一二一号）

二〇二　鷲津町の地域給引上げの請願（中村幸八君紹介）（第一一二二号）

二〇三　氷見町の地域給引上げの請願（橋直治君紹介）（第一一二三号）

二〇四　津田沼町外二箇町の地域給引上げの請願（片岡伊三郎君紹介）（第一一二四号）

二〇五　地川町の地域給指定に関する請願（佐々木秀世君紹介）（第一一二五号）

二〇六　笠松町の地域給指定に関する請願（加藤鐐造君外一名紹介）（第一一二六号）

二〇七　志段味村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ヱ門君紹介）（第一一六六号）

二〇八　安城町の地域給引上げの請願（中垣國男君紹介）（第一一六七号）

二〇九　室蘭市の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一一八五号）

二一〇　福井県下の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一一九五号）

二一一　山口村の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第一一九六号）

二一二　小野田市の地域給存続の請願（松澤兼人君外一名紹介）（第一一九七号）

二一三　小坂井町の地域給指定に関する請願（福井勇君紹介）（第一一九八号）

二一四　島取、米子両市及び倉吉、境両町の地域給存続の請願（門脇勝太郎君紹介）（第一二一〇号）

二一五　陶町の地域給指定に関する請願（平野三郎君紹介）（第一二一一号）

二一六　岡崎市の地域給指定に関する請願（千賀康治君紹介）（第一二一二号）

二一七　多田、東谷両村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一二一三号）

二一八　神岡町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一四号）

二一九　岐阜市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一五号）

二二〇　高山市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一六号）

二二一　呉市の地域給存続の請願（宮原幸三郎君紹介）（第一二一六一号）

二二二　小牧町の地域給指定に関する請願外五件（早稲田柳右ヱ門君紹介）（第一二六三号）

二二三　亀山町の地域給引上げの請願（川崎秀二君紹介）（第一二六四号）

二二四　江別町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一二六五号）

二二五　鳴尾村の地域給存続の請願（塩田賀四郎君紹介）（第一二六六号）

二二六　殿原町の地域給指定に関する請願（岡西明貞君紹介）（第一二六七号）

二二七　笠松町の地域給指定に関する請願（木村公平君紹介）（第一二六八号）

二二八　北海道の地域給指定に関する請願（伊藤郷一君紹介）（第一二六九号）

二二九　筑紫郡下の地域給指定に関する請願（池見茂隆君紹介）（第一二九四号）

二三〇　福知山市の地域給指定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第一二九五号）

二三一　水口町の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第一二九六号）

二三二　忠海町の地域給指定に関する請願（中川俊思君紹介）（第一二九七号）

二三三　塩釜市浦戸地区の地域給指定に関する請願（佐々木更三君紹介）（第一二九八号）

二三四　名古屋市の地域給存続の請願（赤松勇君外二名紹介）（第一二九九号）

二三五　観音寺町の地域給存続の請願（田万廣文君紹介）（第一三〇〇号）

二三六　善通寺町の地域給指定に関する請願（田万廣文君紹介）（第一三〇一号）

二三七　淡河村の地域給引上げの請願（川西清君紹介）（第一三一九号）

二三八　草壁町及び西村外三箇村の地域給引上げの請願（玉置實君紹介）（第一三三〇号）

二三九　土庄町の地域給引上げの請願（玉置實君紹介）（第一三三一号）

二四〇　池田町の地域給指定に関する請願（玉置實君紹介）（第一三三二号）

二四一　亀岡町の地域給指定に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第一三五〇号）

二四二　名寄町の地域給指定に関する請願（左々木秀世君外二名紹介）（第一三五一号）

二四三　忠海町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一三五二号）

二四四　大竹町の地域給引上げの請願（山本久雄君外一名紹介）（第一三五三号）

二四五　明石市の地域給引上げの請願（川西清君紹介）（第一三五四号）

二四六　大字陀町の地域給指定に関する請願（前田正男君紹介）（第一三五五号）

二四七　十四山村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三五六号）

二四八　丹陽村の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三五七号）

二四九　佐屋村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三五八号）

二五〇　永和村の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三五九号）

二五一　神守村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六〇号）

二五二　鍋田村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六一号）
二五三　七宮村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六二号）
二五四　稲沢町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三六三号）
二五五　中谷村外二箇村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一三六四号）
二五六　市江村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六五号）
二五七　八開村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六六号）
二五八　飛島村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六七号）
二五九　美和村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六八号）
二六〇　立田村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六九号）
二六一　電気通信職員の級別俸給表制定に関する請願（平川慶雄君紹介）（第一三九五号）
二六二　京都市の地域給指定に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一四〇七号）
二六三　柏町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一四一八号）
二六四　坂田市の地域給引上げの請願（田万廣文君外一名紹介）（第一四一九号）
二六五　熱海市の地域給指定に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四二〇号）
二六六　余市町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一四二一号）
二六七　丹生川村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二二号）
二六八　栖田村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二三号）
二七〇　名張町外十五箇町村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二四号）
二七一　中里村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二五号）
二七二　加太村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二六号）
二七三　拓植町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二七号）
二七四　阿波村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二八号）
二七五　樫村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三〇号）
二七六　治田村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三一号）
二七七　山郷村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三二号）
二七八　関町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三三号）
二七九　白瀬村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三四号）
二八〇　朝上村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三五号）
二八一　立田村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三六号）
二八二　玉滝村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三七号）
二八三　阿下喜町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三八号）
二八四　千種村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三九号）
二八五　名張町外十五箇町村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四〇号）
二八六　石榑村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四一号）
二八七　東藤原村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四二号）
二八八　菰野村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四三号）
二八九　上野市に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四四号）
二九〇　古美村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四五号）
二九一　白川村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四六号）
二九二　丸柱村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四七号）
二九三　林村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四八号）
二九四　野登村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四九号）
二九五、武雄町の地域給指定に関する請願（永井英修君紹介）（第一四五〇号）
二九六　土庄町の地域給引上げの請願（成田知巳君紹介）（第一四六五号）
二九七　仙台市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一四六六号）
二九八　鳴尾村の地域給存続の請願（松澤兼人君紹介）（第一四六七号）
二九九　西福町の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一四六八号）
三〇〇　北海道下の地域給引上げ等に関する請願（玉置信一君紹介）（第一四六九号）
三〇一　山鹿町の地域給存続の請願（坂本泰良君外一名紹介）（第一四七〇号）
三〇二　大山村外五箇村の地域給引上げの請願（堀川恭平君紹介）（第一四七一号）
三〇三　名古屋市の地域給存続の請願外一件（田島ひで君紹介）（第一四七二号）
三〇四　西條町寺西地区の地域給指定に関する請願（中川俊思君紹介）（第一五二七号）
三〇五　網走市の地域給指定に関する請願（林好次君紹介）（第一五二八号）
三〇六　佐賀市の地域給指定に関する請願（保科茂君外三名紹介）（第一五二九号）
三〇七　上野町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第一五六一号）
三〇八　常滑町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第一五六二号）
三〇九　相模原町の地域給指定に関する請願（岩本信行君紹介）（第一五六三号）
三一〇　安芸津町の地域給指定に関する請願（中川俊思君紹介）（第一五八九号）
三一一　大河原、船岡両町の地域給指定に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一五九〇号）
三一二　宇多津町の地域給指定に関する請願（田万廣文君紹介）（第一五九一号）
三一三　四日市市の地域給指定に関する請願（山手滿男君紹介）（第一五九二号）
三一四　米子市の地域給指定に関する請願（稲田直道君外一名紹介）（第一五九三号）
三一五　岡山市の地域給存続の請願（中原健次君外三名紹介）（第一五九四号）
三一六　静岡市の地域給引上げの請願（西村直巳君紹介）（第一六二二号）
三一七　富士市の地域給引上げの請願（玉置信一君紹介）（第一六二三号）
三一八　宮崎市外四市二町の地域給引上げ等の請願（田中不破三君外五名紹介）（第一六二四号）
三一九　有度村の地域給引上げの請願（西村直巳君紹介）（第一六二五号）
三二〇　鎌野町の地域給引上げの請願（中村又一君外一名紹介）（第一六四一号）
三二一　新宮村の地域給指定に関する請願（稲田徳子君紹介）（第一六四二号）
三二二　亀山町の地域給引上げの請願（太谷昇君紹介）（第一六四三号）
三二三　枇木町の地域給指定に関する請願外一件（守島伍郎君紹介）（第一六五三号）
三二四　糸島郡下の地域給指定に関する請願（守島伍郎君紹介）（第一六五四号）
三二五　宗像郡下の地域給引上げの請願外一件（守島伍郎君紹介）（第一六五五号）

（文部委員会）

一　千葉大学工芸学部を工学部に改組反対に関する請願（玉置實君紹介）（第一六号）
二　金沢大学に夜間短期大学設置の請願（坂田英一君外四名紹介）（第一七号）
三　教職員の結核対策強化に関する請願（稲田徳子君紹介）（第一八号）
四　同（小坂善太郎君紹介）（第一九号）
五　同（田中重彌君紹介）（第一〇一号）
六　教育公務員の子弟に育英資金優先貸與に関する請願（庄司一郎君紹介）（第二〇号）
七　教員住宅建築費国庫補助に関する請願（庄司一郎君紹介）（第二一号）
八　六・三制校舎建築費国庫補助に関する請願（志田養信君紹介）（第二二号）
九　大和小学校雨天体操場改築費国庫補助の請願（稲田直道君紹介）（第二三号）

一〇　通信教育費国庫補助に関する請願（若林義孝君紹介）（第二四号）
一一　教育財政確立に関する請願（宜四郎君紹介）（第二五号）
一二　同（赤松勇君紹介）（第二六号）
一三　同（八百板正君紹介）（第二七号）
一四　同外二件（鈴木義男君外一名紹介）（第二八号）
一五　同外七件（松井政吉君紹介）（第二九号）
一六　同外一件（川島金次君紹介）（第三〇号）
一七　同外十五件（椎本壮美三郎君紹介）（第三一号）
一八　同（川端佳夫君紹介）（第三二号）
一九　同（小松勇次君外一名紹介）（第一一八号）
二〇　同外十八件（佐竹晴記君外一名紹介）（第一四〇号）
二一　教育予算増額の請願外十四件（船越弘君外二名紹介）（第三三号）
二二　同外八件（佐竹新市君紹介）（第三四号）
二三　高知県下公立高等学校の教育費増額に関する請願（長野長廣君紹介）（第一〇二号）
二四　教育財政確立に関する請願外十三件（敢野覚蔵君紹介）（第一四一号）
二五　同（吉米地義三君紹介）（第一四二号）
二六　同外十五件（岡司安正君紹介）（第一四三号）
二七　同外十件（池田正之輔君紹介）（第一四四号）
二八　同外八件（上林與市郎君紹介）（第一四五号）
二九　同（山崎岩男君紹介）（第一四六号）
三〇　同外二件（井出一太郎君紹介）（第一四七号）
三一　同（宜四郎君外八名紹介）（第一四八号）
三二　同外七件（玉井祐吉君紹介）（第一四九号）
三三　同（岡良一君紹介）（第一五〇号）
三四　同外三十二件（坪川信三君紹介）（第一五一号）
三五　同外二件（足鹿覺君紹介）（第一五二号）
三六　同外十八件（佐竹晴記君紹介）（第一五三号）
三七　同外六件（床次徳二君紹介）（第一五四号）
三八　同外九件（大野伴睦君紹介）（第一五五号）
三九　同（小松勇次君紹介）（第一五六号）
四〇　同外七件（柳原三郎君紹介）（第一五七号）
四一　同外十一件（平野三郎君紹介）（第一五八号）
四二　同外十一件（加藤鐐造君紹介）（第一五九号）
四三　同外一件（田中織之進君紹介）（第一六〇号）
四四　同（受田新吉君紹介）（第一六一号）
四五　同（志賀健次郎君紹介）（第一六二号）
四六　同（山本利壽君紹介）（第一六三号）
四七　同（山崎猛君外七名紹介）（第一六四号）
四八　同外九件（松井政吉君紹介）（第一六五号）
四九　同外四件（坪川信三君紹介）（第一六六号）
五〇　若狭高等学校水産科を水産高等学校に独立の請願（奥村又十郎君紹介）（第一七三号）
五一　教職員の結核対策強化に関する請願（中原健次君紹介）（第一八二号）
五二　同（井出一太郎君紹介）（第二五五号）
五三　六・三制校舎建築費国庫補助継続等に関する請願（鍋末三子君紹介）（第二九四号）
五四　学校給食法制定に関する請願（若林義孝君紹介）（第三二二号）
五五　同（中馬辰猪君紹介）（第三七一号）
五六　教育財政確立に関する請願外一件（小松勇次君紹介）（第三八九号）
五七　標準義務教育費法制定に関する請願（松井政吉君紹介）（第三九〇号）
五八　九州大学医学部附属病院の看護婦増員に関する請願（福田昌子君紹介）（第四二二号）
五九　平島村中学校舎建築費国庫補助に関する請願（坪内八郎君紹介）（第四二四号）
六〇　学校給食法制定に関する請願（坂田道太君紹介）（第四二五号）
六一　同（小川原政信君紹介）（第四七八号）
六二　六・三制整備に関する国庫補助並びに起債等に関する請願（南好雄君紹介）（第四七九号）
六三　支那学振興に関する請願（庄司一郎君紹介）（第四八三号）
六四　幼稚園の国費設置に関する請願（平野三郎君紹介）（第五二四号）
六五　都道府県国立大学に幼稚園教諭及び保育所保母の養成機関設置の請願（辻寛一君紹介）（第五七一号）
六六　義務教育費全額国庫負担に関する請願（足鹿覺君外五名紹介）（第六一六号）
六七　教職員の結核対策強化に関する請願（柳沢義男君紹介）（第六二七号）
六八　図書館法の一部改正に関する請願（花村四郎君紹介）（第七〇四号）
六九　公民館に対する国庫補助増額の請願（足鹿覺君紹介）（第七三〇号）
七〇　六・三制校舎建築費国庫補助継続等に関する請願（足鹿覺君紹介）（第七三七号）
七一　同（坂田道太君紹介）（第七三七号）
七二　新制大学教育部学生に対する奨学資金国庫補助の請願（坂田道太君紹介）（第七四〇号）
七三　国立大学施設費国庫負担の請願（坂田道太君紹介）（第七四一号）
七四　教員免許法認定講習費全額国庫負担の請願（坂田道太君紹介）（第七四二号）
七五　厳島神社修理費国庫補助の請願（岡延右ヱ門君外三名紹介）（第七九五号）
七六　松本城保存工事費国庫補助増額の請願（降旗徳弥君外七名紹介）（第八三三号）
七七　高等学校教員養成機関拡充強化に関する請願（早稲田柳右ヱ門君紹介）（第八七〇号）
七八　教育財政確立に関する請願（羽田野忠次郎君紹介）（第八七一号）
七九　六・三制校舎建築費国庫補助継続等に関する請願（野村専太郎君紹介）（第九〇一号）
八〇　公民館専任職員費国庫負担に関する請願（上林與市郎君紹介）（第九二三号）
八一　六・三制校舎建築費国庫補助増額の請願（上林與市郎君紹介）（第九三四号）
八二　博物館法制定に関する請願（若林義孝君外二名紹介）（第九八〇号）
八三　奈良文化財研究所設置に関する請願（長野長廣君紹介）（第九八一号）
八四　教職員の結核対策強化に関する請願（多田勇君紹介）（第一〇〇八号）
八五　学校給食法制定に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一〇七六号）
八六　同（塩田賀四郎君紹介）（第一一一〇号）
八七　ニュース映画、教育映画助成に関する請願（佐々木更三君紹介）（第一一〇九号）
八八　北海道学芸大学拡充の請願（伊藤郷一君外五名紹介）（第一一一一号）
八九　九州大学放射線従業員待遇改善に関する請願（福田昌子君紹介）（第一一三五号）
九〇　大阪市立興女中学校校舎建築促進に関する請願（大野伴睦君紹介）（第一一三七号）
九一　私立学校共済組合設立に関する請願（松本七郎君紹介）（第一一三八号）
九二　指導教諭設置に関する請願（東井三代次君紹介）（第一一七四号）
九三　育英資金運営に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一一七六号）
九四　産業教育法案中に家庭科加入に関する請願（若林義孝君紹介）（第一二〇一号）
九五　学校教育法等の一部改正に関する請願（長野長廣君紹介）（第一二一八号）
九六　国民プール建設用地決定に関する請願（野村専太郎君紹介）（第一二二〇号）
九七　教職員の結核対策強化に関する請願（武藤嘉一君紹介）（第一三三九号）
九八　同（松本七郎君紹介）（第一四一〇号）
九九　同（勝間田清一君紹介）（第一四一一号）
一〇〇　産業教育法案中に家庭科加入に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一三八一号）
一〇一　教育財政確立に関する請願（永田節君紹介）（第一四一二号）
一〇二　同（村上勇君紹介）（第一一三号）
一〇三　学校給食法制定に関する請願（松本一郎君外一名紹介）（第一四八四号）
一〇四　五大市における府県立高等学校移管に関する請願（三浦寅之助君紹介）（第一四八五号）
一〇五　教職員の結核対策強化に関する請願（荒田アサノ君紹介）（第一四八六号）
一〇六　同（清藤唯七君紹介）（第一五四〇号）
一〇七　同（竹山祐太郎君紹介）（第一四八七号）

一〇八　同（小松勇次君紹介）（第一四八八号）
一〇九　九州大学放射線従業員待遇改善に関する請願（柳原三郎君紹介）（第一五四一号）
一一〇　本興寺宝物殿建設費国庫補助に関する請願（長野長廣君紹介）（第一五六七号）
一一一　同（中村幸八君紹介）（第一五九七号）
一一二　海技専門学院を新制神戸商船大学外給に関する請願（首藤新八君外三名紹介）（第一五九八号）
一一三　教職員の結核対策強化に関する請願（小林運美君紹介）（第一六〇〇号）
一一四　同（苫米地義三君紹介）（第一六〇一号）
一一五　同（井出一太郎君紹介）（第一六四七号）
一一六　大船大洞窟を文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定の請願（佐藤重遠君外一名紹介）（第一六五九号）
一一七　産業教育法案中に家庭科加入に関する請願（若林義孝君紹介）（第一六八〇号）
一一八　教職員の結核対策強化に関する請願（山崎岩男君紹介）（第一七〇五号）
一一九　青年師範学校卒業生等の教員免許に関する請願（東井三代次君外二名紹介）（第一七六四号）
一二〇　盲、ろう及び聾護学校教員の免許に関する請願（小林進君紹介）（第一七八八号）
一二一　学校における宗教知識の教育に関する請願（東井三代次君外二名紹介）（第一八五五号）
一二二　海技専門学院を新制神戸商船大学昇格に関する請願（首藤新八君紹介）（第一八五六号）
一二三　学校教育法及び私立学校法の一部改正に関する請願（福井勇君紹介）（第一九二〇号）
一二四　教職員の結核対策強化に関する請願（吉川久衛君紹介）（第一九六〇号）
一二五　大豊中学校災害復旧費国庫補助の請願（溝司安正君紹介）（第一九六一号）
一二六　天台寺文化財防災施設費国庫補助の請願（小澤佐重喜君紹介）（第一九八七号）
一二七　社会教育費国庫補助に関する請願（溝司安正君紹介）（第二〇九二号）
一二八　六・三制教育施設整備に関する法律（若林義孝君紹介）（第二〇九四号）
一二九　自人用学用品の購入費国庫補助等に関する請願（甲木保君紹介）（第二一八七号）
一三〇　教職員の結核対策強化に関する請願（今野武雄君紹介）（第二一八八号）
一三一　小学児童完全給食実施に伴う施設費国庫補助等に関する請願（平野三郎君紹介）（第二一八九号）
一三二　南部小学校雨天体操場新築費国庫補助の請願（長野長廣君紹介）（第二二三五号）
一三三　麻布山善福寺を史跡に指定の請願（井手光治君紹介）（第二二三六号）
一三四　幼稚園の設置費設置に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第二二三八号）
一三五　教職員の結核対策強化に関する請願（岡良一君外一名紹介）（第二三五六号）
一三六　教育公務員特例法の一部改正に関する請願外十二件（坂本泰良君紹介）（第二三五八号）

朗読を省略した報告

一、昨一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
土地収用法
土地収用法施行法
一、昨一日本院は日本放送協会経営委員会委員に大原総一郎君、宇野親美君及び西彦太郎君を任命することに同意した旨参議院に通知した。
よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
地方行政委員会
理事　門司　亮君（理事門司亮君去る五月二十五日委員辞任につきその補欠）
厚生委員会
理事　亘　四郎君（理事高橋等君昨一日理事辞任につきその補欠）
一、去る五月三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
水産委員　川端　佳夫君
電気通信委員　岡西　明貞君
労働委員　柳澤　義男君
建設委員　逢澤　寛君
高田　弥市君　上林山榮吉君
一、昨一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員　佐藤　親弘君
外務委員　浅香　忠雄君
大蔵委員　水田三喜男君
有田　二郎君
松尾トシ子君　川島　金次君
厚生委員　首藤　新八君
水産委員　高田　弥市君
運輸委員　松尾トシ子君
川島　金次君　逢澤　寛君
電気通信委員　上林山榮吉君
労働委員　尾関　義一君
建設委員　上林山榮吉君
岡西　明貞君　川端　佳夫君
柳澤　義男君。
一、去る五月三十一日議長において、次の通り常任委員の補欠に指名した。
水産委員　高田　弥市君
電気通信委員　逢澤　寛君
労働委員　上林山榮吉君
建設委員　川端　佳夫君
岡西　明貞君　柳澤　義男君
一、昨一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員　尾関　義一君
外務委員　水田三喜男君
大蔵委員　首藤　新八君　浅香　忠雄君
松尾トシ子君
厚生委員　川島　金次君　有田　二郎君
水産委員　川端　佳夫君
運輸委員　松尾トシ子君
川島　金次君
電気通信委員　岡西　明貞君
労働委員　佐藤　親弘君　柳澤　義男君
建設委員　逢澤　寛君　高田　弥市君
上林山榮吉君
一、昨一日議員から提出した議案は次の通りである。
医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外十三名提出）
国民金融公庫拡充強化に関する決議案（夏堀源三郎君外二十四名提出）
領土問題に関する決議案（植原悦二郎君外十八名提出）
電気料金の合理化に関する決議案（三木武夫君外百二十七名提出）
日米軍事協定及び駐兵反対に関する決議案（河田賢治君外二十四名提出）
国鉄輸送力整備に関する決議案（前田郁君外二十五名提出）
一、昨一日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
植物防疫法の一部を改正する法律案
職傷病者等対策審議会設置法案
一、去る五月二十八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
退職金及び退職積立金に対する課税廃止の決議案　三宅正一君外三名
一、昨一日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
国民金融公庫拡充強化に関する決議案　夏堀源三郎君外二十四名
領土問題に関する決議案　植原悦二郎君外十八名
電気料金の合理化に関する決議案　三木武夫君外百二十七名
一、昨一日委員会に付託された議案は次の通りである。
講和條約草案を調印前に国会に提出すべき決議案（浅沼稲次郎君外百二十六名提出、決議第一九号）
対日講和のための四大国外相会議開催要望に関する決議案（河田賢治君外二十四名提出、決議第二四号）
日米軍事協定及び駐兵反対に関する決議案（河田賢治君外二十四名提出、決議第二八号）
以上三件　外務委員会　付託
医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外十三名提出、衆法第六九号）　厚生委員会　付託
一、昨一日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
職傷病者等対策審議会設置法案（千田正君外三十一名提出、参法第三六号）（予）　内閣委員会　付託
植物防疫法の一部を改正する法律案（滝井治三郎君外七名提出、参法第二七号）（予）　農林委員会　付託
一、昨一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案
一、昨一日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外十三名提出）
一、昨一日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
土地収用法案
土地収用法施行法案
一、昨一日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
小口電力、家庭電燈料金値下げに関する決議案（河田賢治君外二十四名提出）
電気料金値上げ反対の決議案（三木武夫君外百二十六名提出）

定価　一部　六円五十銭
送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁
電話九段五三一　官報局
振替東京一九〇〇〇